

中津川市の環境

令和2年度版
(令和元年度実績)



中津川市

目 次

第1章 中津川市の概況

第1節 中津川市の概況

| | |
|------------|---|
| 1. 市の位置と地勢 | 1 |
| 2. 市内の気象 | 2 |
| 3. 人口・世帯数 | 2 |

第2章 中津川市の環境の現状

第1節 中津川市の環境の現状

| | |
|--------------|-----|
| 1. 大気環境 | 3 |
| 2. 水環境 | 1 1 |
| 3. 騒音 | 2 5 |
| 4. 振動 | 3 1 |
| 5. 悪臭 | 3 3 |
| 6. 公害苦情 | 3 4 |
| 7. リサイクルと廃棄物 | 3 5 |

第3章 第三次中津川市環境基本計画

第1節 第三次中津川市環境基本計画

| | |
|----------------|-----|
| 1. 環境基本計画の位置づけ | 4 2 |
| 2. 計画の将来像 | 4 2 |
| 3. 計画の期間 | 4 2 |

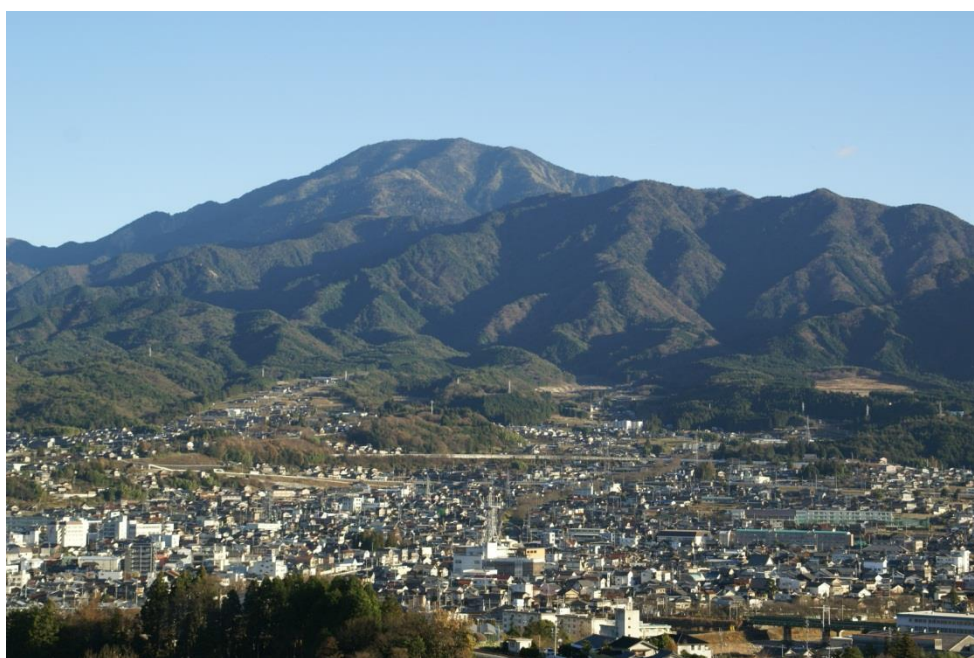
第2節 計画の施策体系

| | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 環境施策の体系 | 4 3 |
| 2. 環境施策の取り組み | 4 5 |
| I. 自然共生地域づくり（中津川市生物多様性地域戦略） | 4 5 |
| II. 循環型地域づくり（一般廃棄物処理基本計画より引用） | 5 4 |
| III. 低炭素地域づくり（中津川市地球温暖化対策実行計画） | 6 0 |
| IV. 安全安心な環境づくり | 6 9 |
| V. 環境保全に向けた人づくり | 7 4 |

《資料編》

| | |
|--|-----|
| 1. 中津川市環境基本条例 | 80 |
| 2. 中津川市環境保全条例 | 82 |
| 3. 中津川市ポイ捨て等防止条例 | 88 |
| 4. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | 90 |
| 5. 中津川市埋立て等の規制に関する条例 | 92 |
| 6. 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 | 96 |
| 7. 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 | 97 |
| 8. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定 | 99 |
| 9. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び 特定工場等に発生する騒音の規制基準の設定 | 99 |
| 10. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定 | 101 |
| 11. 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定 | 102 |
| 12. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び 特定工場等において発生する振動の規制基準の設定 | 102 |
| 13. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定 | 103 |
| 14. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定 | 103 |
| 15. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び 悪臭物質の規制基準の設定 | 104 |

第1章 中津川市の概況



恵那山と中津川市街地

第1節 中津川市の概況

1. 市の位置と地勢

中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曾山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を東西に木曾川が流れる風光明媚なまちです。岐阜県内6番目に広い市で、恵那山をはじめとする山々の懷に抱かれた、自然豊かなまちです。

古くは中山道の宿場町として栄え、明治中期から昭和初期にかけて市内に主要工場が立地するなど工業の歴史も古く、近年では、中核工業団地の完成により、多数企業も立地し、商工業都市として成長してきました。一方、豊かな自然環境の中で、広大な森林から産出される東濃椴を代表として、優れた農産物などを産する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな中山間の中核都市です。

(1) 位置

| 方位 | 地名 | 経度 | 方位 | 地名 | 緯度 |
|----|--------|---------------|----|--------|--------------|
| 極東 | 阿木丸山 | 東経 137 度 38 分 | 極南 | 阿木三森山 | 北緯 35 度 21 分 |
| 極西 | 加子母舞台峠 | 東経 137 度 19 分 | 極北 | 加子母三国山 | 北緯 35 度 48 分 |

中津川市統計書(令和元年度版)

(2) 標高

| 区分 | 場所 | 海拔 |
|------|-------------|--------|
| 最高地点 | 恵那山山頂 | 2,191m |
| 最低地点 | 和田川と木曾川の合流点 | 230m |

中津川市統計書(令和元年度版)

(3) 広ぼう

| 東西 | 南北 | 面積 |
|------|------|-----------------------|
| 28km | 49km | 676.45km ² |

中津川市統計書(令和元年度版)

(4) 主要山岳、主要河川

| 山岳 | 標高(m) | 現住所 | 水系 | 河川名 | 河川延長(m) |
|------|-------|--------------------|-----|------|---------|
| 恵那山 | 2,191 | 中津川市、長野県阿智村 | 木曾川 | 付知川 | 27,546 |
| 小秀山 | 1,982 | 中津川市加子母、長野県大滝村 | 〃 | 阿木川 | 16,920 |
| 奥三界岳 | 1,811 | 中津川市川上・付知町、長野県大桑村 | 〃 | 中津川 | 13,963 |
| 富士見台 | 1,739 | 中津川市、長野県阿智村 | 〃 | 川上川 | 9,927 |
| 焼山 | 1,710 | 中津川市、恵那市上矢作町 | 〃 | 飯沼川 | 9,438 |
| 三国山 | 1,611 | 中津川市加子母、下呂市、長野県大滝村 | 〃 | 和田川 | 9,000 |
| 三界山 | 1,600 | 中津川市川上・付知町・福岡 | 〃 | 千旦林川 | 6,020 |
| 南沢山 | 1,564 | 中津川市、長野県南木曾町、阿智村 | 〃 | 湯舟沢川 | 5,668 |
| 高時山 | 1,564 | 中津川市加子母 | 〃 | 狩宿川 | 5,300 |
| 雨乞棚山 | 1,391 | 中津川市付知町 | 〃 | 外洞川 | 5,000 |
| 二ツ森山 | 1,223 | 中津川市福岡 | 〃 | 柏原川 | 5,000 |
| 笠置山 | 1,128 | 中津川市蛭川、恵那市 | 〃 | 四ツ目川 | 2,618 |

中津川市統計書(令和元年度版)

(5) 地目別面積

(単位: ha・%)

| 区分 | 農用地 | 森林 | 原野 | 道路 | 水面・河川・水路 | 宅地 | その他 | 総面積 |
|-------|-------|--------|------|-------|----------|-------|-------|--------|
| 面積 | 3,963 | 53,541 | 293 | 2,135 | 1,498 | 2,191 | 4,074 | 67,645 |
| 面積の割合 | 5.86 | 79.08 | 0.43 | 3.16 | 2.21 | 3.24 | 6.02 | 100 |

中津川市統計書(令和元年度版)

2. 市内の気象

中央高地式気候^{*}に属しており、年間を通して降水量が比較的少なく、冬は放射冷却減少等により昼夜の温度差が大きいです。1年を通じて過ごしやすい土地柄です。

^{*}周囲を標高の高い山地に囲まれた盆地の気候で、年間を通して降水量が少ない。

(1) 年次別気象の概要

| 区分 | 気温 (°C) | | | 降水量 (mm) | | 日数 (日) | |
|-------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|--------|----|
| | 平均気温 | 最高気温 (起日) | 最低気温 (起日) | 最大雨量 (起日) | 年間降水量 | 雨 | 雪 |
| 令和元年 | 14.5 | 36.3 (8月1日) | -6.6 (1月1日) | 66.0 (5月21日) | 1,595 | 118 | 3 |
| 平成30年 | 14.6 | 38.7 (7月23日) | -9.0 (1月27日) | 123.5 (9月4日) | 1,662 | 125 | 10 |

中津川市統計書(令和元年度版)

(2) 月別日照時間

(単位: 時間) 注: 日界は0~24時

| | 1日 平均 | 年間 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| R元 | 5.5 | 2,016.8 | 161.6 | 163.2 | 158.3 | 191.2 | 261.4 | 173.5 | 102.1 | 190.6 | 187.4 | 133.7 | 181.2 | 112.6 |
| H30 | 5.8 | 2,116.2 | 139.8 | 145.9 | 210.3 | 206.2 | 192.7 | 183.4 | 244.8 | 228.2 | 96.9 | 160.7 | 171.7 | 135.6 |

中津川市統計書(令和元年度版)

3. 人口・世帯数

平成7年の国勢調査時の人口 85,387 人をピークに人口は減少傾向にあります。また、年齢区分においても、15歳未満の比率は低下し、65歳以上の高齢者比率は高くなっており、高齢化が進んでいることがわかります。

(1) 地区別人口・世帯数

(令和元年4月1日現在 単位: 世帯・人)

| 地区 | 世帯数 | 人口 | 1世帯 当り人員 | 地区 | 世帯数 | 人口 | 1世帯 当り人員 |
|-----|--------|--------|-------------|-----|--------|--------|-------------|
| 中津川 | 11,630 | 27,128 | 2.33 | 坂下 | 1,715 | 4,524 | 2.64 |
| 苗木 | 2,418 | 6,312 | 2.61 | 川上 | 288 | 769 | 2.67 |
| 坂本 | 5,232 | 6,666 | 2.54 | 加子母 | 978 | 2,785 | 2.85 |
| 落合 | 1,484 | 3,764 | 2.54 | 付知町 | 1,949 | 5,587 | 2.87 |
| 阿木 | 820 | 2,196 | 2.68 | 福岡 | 2,350 | 6,487 | 2.76 |
| 神坂 | 525 | 1,372 | 2.61 | 蛭川 | 1,086 | 3,273 | 3.01 |
| 山口 | 387 | 1,012 | 2.61 | 市全体 | 30,862 | 78,486 | 2.54 |

中津川市統計書(令和元年度版)

(2) 国勢調査

(各年10月1日現在)

| 区分 | 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | 15歳未満 (%) | 65歳以上 (%) |
|--------|----------|--------|-----------|-----------|
| 平成27年度 | 28,438 | 78,883 | 13.1 | 31.0 |
| 平成7年度 | | 85,387 | 16.9 | 19.4 |

国勢調査(平成27年)

(3) 産業別就業人口

製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んな工業都市です。

農林業では、水稻を中心とした農業はもちろんのこと、建築用良材として知られる東濃松の産地として林業・木工業の産業も根付いています。

(単位: 人数・%)

| 第1次産業 (農林業) | 第2次産業 (製造業・建設業) | 第3次産業 (サービス業等) | 分類不能の産業 |
|----------------|--------------------|-------------------|-------------|
| 2,153 (5.4) | 15,860 (39.6) | 20,873 (52.0) | 1,207 (3.0) |

国勢調査(平成27年)

第2章 中津川市の環境の現状



付知峡

第1節 中津川市の環境の現状

1. 大気環境

(1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件により光化学オキシダントなどの新たな物質が生成されることなどによって引き起こされます。

公害対策の進展等により、個々のばい煙や排気ガス等は以前より改善されてきていますが、自動車台数の増加など消費社会の拡充により、汚染物質の排出は引き続き多大な状況となっています。

① 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準として下に示した表のとおり10の物質について基準が定められています。このうち、5つの物質については、短期的評価と長期的評価の2種類が定められています。

大気汚染に係る環境基準とその評価方法

| 物質名 | 環境基準 | 評価方法 | |
|--|--|-------|---|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 短期的評価 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| | | 長期的評価 | 測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が、0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。 | 短期的評価 | 1時間値の1日平均値が、0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること。 |
| | | 長期的評価 | 測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値の年間98%が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 短期的評価 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| | | 長期的評価 | 測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 短期的評価 | 1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| | | 長期的評価 | 測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 | 短期的評価 | 年間98パーセンタイル値を日平均値の代表地として評価を行う。 |
| | | 長期的評価 | 測定結果の1年平均値について評価を行う。 |
| 光化学オキシダント (O _x) | 1時間値が、0.06ppm以下であること。 | / | |
| ベンゼン (C ₆ H ₆) | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | | |
| トリクロロエチレン (C ₂ HCl ₃) | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | | |
| テトラクロロエチレン (C ₂ Cl ₄) | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | | |
| ジクロロメタン (CH ₂ Cl ₂) | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | | |
| ダイオキシン類 | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 | | |

※1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm(マイクrom)以下のものをいう。

※3 光化学オキシダントとは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※4 pg-TEQ/m³とは、大気1m³当りのダイオキシン類の毒性等量(TEQ:Toxic Equivalent)をピコグラム(pg)で示したものをいう。

(2) 大気汚染測定状況

① 監視測定

大気環境の監視については、岐阜県にて設置管理している中津川測定局(設置場所:中津川市役所)にて常時監視を行っており、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントの5物質について24時間測定を実施しています。

②大気汚染の現況

[ア]二酸化硫黄(SO₂)

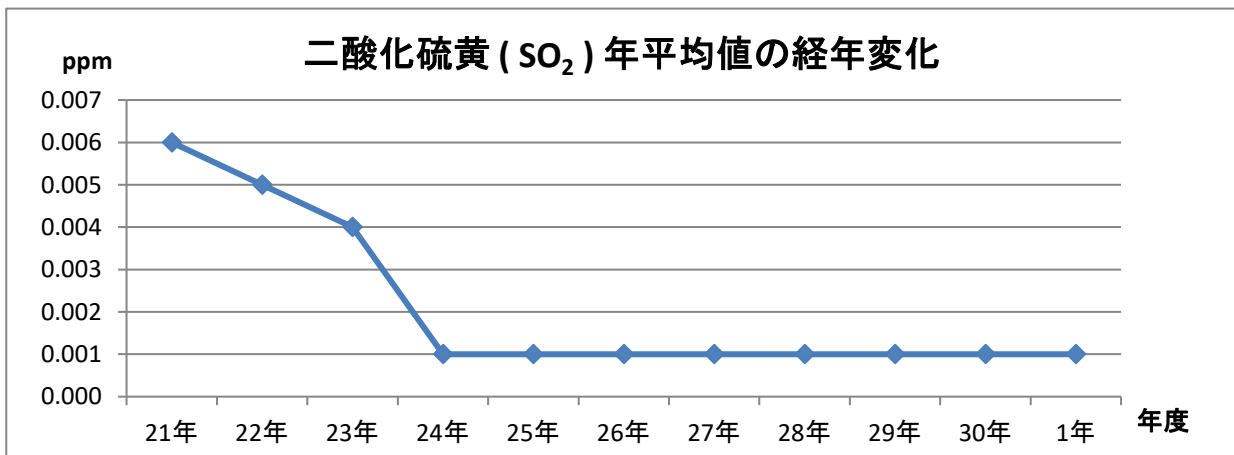
二酸化硫黄は、大気汚染物質の中で代表的な物質であり、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する無色、刺激臭の強い気体です。呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。また、酸性雨の原因のひとつでもあり動植物にも被害を及ぼしたりします。

令和元年度の中津川測定局の年平均値は 0.001 ppm であり、年間を通してほぼ一定の値で、平成24年度以降は同水準を維持しています。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1日平均並びに1時間値が環境基準を超えた日数はなく、長期的評価も基準値を達成しました。

二酸化硫黄測定結果

| 中津川測定局(令和元年度 月間測定値) | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 元年度累計 |
| 有効測定日数(日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 29 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 364 |
| 測定時間数(時間) | 715 | 740 | 715 | 740 | 740 | 716 | 710 | 715 | 739 | 740 | 692 | 739 | 8701 |
| 平均値(ppm) | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.001 |
| 環境基準超過時間数 (時間値が0.1ppmを超えた時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境基準超過日数 (日平均値が0.04ppmを超えた日数) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1時間値の最高値 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.008 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.004 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.008 |
| 1日平均値の最高値 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.001 | 0.002 |

資料提供：岐阜県環境管理課



二酸化硫黄の環境基準評価

| | 1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価の適否(適○、否×) |
|-----|----------------------------------|----------------------|
| 市庁舎 | 無 | ○ |

※二酸化硫黄に係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 ※ " (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

[イ]窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は、窒素が酸化されて生成される化合物で、燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃焼物中に含まれる窒素酸化物が酸化されてできるものがあり、化石燃料の燃焼により増加します。二酸化窒素は、工場のばい煙や自動車排気ガスに含まれる一酸化窒素が大気中で紫外線の影響を受け、酸素やオゾンと反応し、生成されます。窒素酸化物は、光化学オキシダントの生成反応に関係するだけでなく、硫黄酸化物と同様に、酸性雨の原因ともなっています。

二酸化窒素の令和元年度の年間平均値は 0.007ppm でした。また、環境基準については、長期評価に基づく環境基準値を達成しました。

窒素酸化物測定結果

二酸化窒素 (NO₂)

中津川測定局 月間測定値(令和元年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 元年度 累計 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 有効測定日数(日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 26 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 361 |
| 測定時間数(時間) | 716 | 740 | 715 | 740 | 740 | 716 | 666 | 716 | 739 | 740 | 690 | 740 | 8,658 |
| 月平均値(ppm) | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.004 | 0.003 | 0.004 | 0.006 | 0.009 | 0.01 | 0.009 | 0.009 | 0.008 | 0.007 |
| 1時間値の最高値(ppm) | 0.028 | 0.022 | 0.018 | 0.013 | 0.014 | 0.018 | 0.022 | 0.025 | 0.028 | 0.027 | 0.028 | 0.030 | 0.030 |
| 日平均値の最高値(ppm) | 0.011 | 0.008 | 0.007 | 0.006 | 0.006 | 0.009 | 0.01 | 0.013 | 0.015 | 0.017 | 0.014 | 0.015 | 0.017 |
| 1時間値が0.2ppmを超えた時間数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

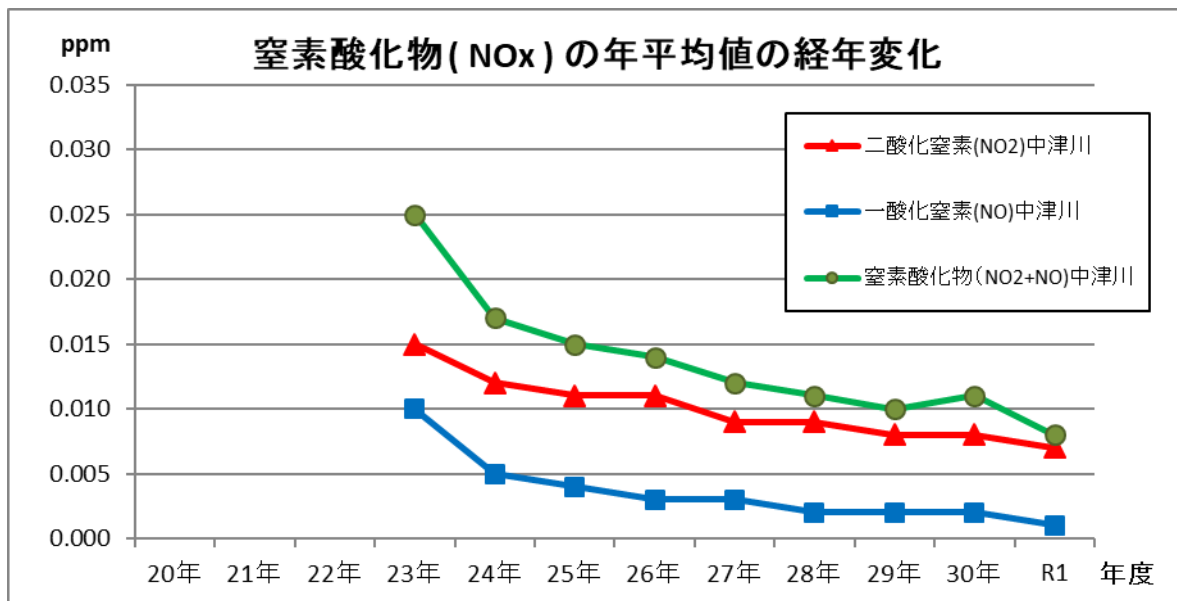
資料提供：岐阜県環境管理課

窒素酸化物年間値の状況(令和元年度)

| 測定項目 | 測定時間 (時間) | 年平均値 (ppm) | 1時間値の 最高値(ppm) | 1日平均値が0.06ppmを超え た日数(日) | 環境基準の長期的評価の適否 (適○、否×) |
|-----------------------------|--------------|---------------|-------------------|----------------------------|--------------------------|
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 8,658 | 0.007 | 0.030 | 0 | ○ |

※二酸化窒素に係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.006ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※二酸化窒素に係る環境基準の長期的評価：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日の平均値の年間98%が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること



[ウ]浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m} = \frac{1}{1000}\text{mm}$) 以下のものをいいます。主な発生原因には、自動車の排ガスや工場から排出されるばい煙に加え、微小な黄砂粒子等も含まれるため、黄砂が観測された日に高い値を示すことがあります。浮遊粒子状物質はかなり小さな粒子なので、大気中に長期間留まり肺や気管に沈着し、呼吸器系の疾患をひき起こすことがあります。

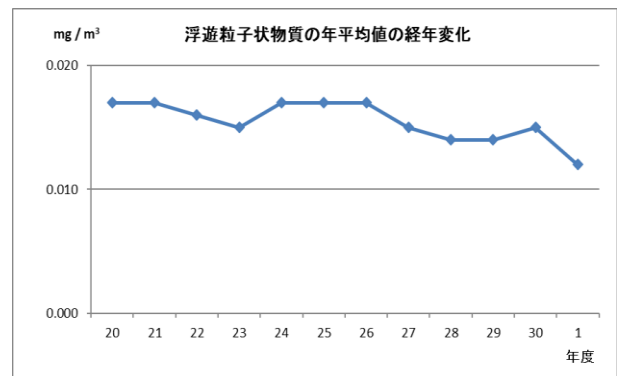
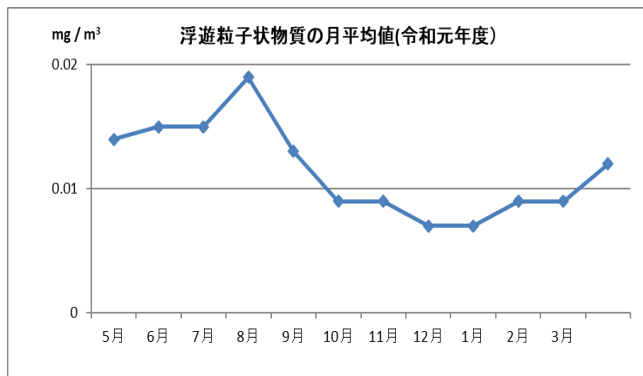
令和元年度の中津川測定局の年平均値は $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ であり、県の年平均値 ($0.013\text{mg}/\text{m}^3$) とほぼ同水準でした。なお、最も高かった月平均値は8月の $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数はなく、長期的評価においても環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質年平均値の経年変化をみると、近年は横ばいからやや減少傾向にあります。

浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質 (SPM) の月平均値 (令和元年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | R1年度 累計 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 有効測定日数 (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 29 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 364 |
| 測定時間 (時間) | 719 | 742 | 719 | 743 | 743 | 719 | 713 | 718 | 743 | 743 | 694 | 742 | 8738 |
| 月平均値 (mg/m^3) | 0.014 | 0.014 | 0.015 | 0.015 | 0.019 | 0.013 | 0.009 | 0.009 | 0.007 | 0.007 | 0.009 | 0.009 | 0.012 |
| 環境基準超過時間数 (1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境基準超過日数 (日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1時間値の最高値 (mg/m^3) | 0.047 | 0.051 | 0.045 | 0.065 | 0.063 | 0.041 | 0.047 | 0.036 | 0.035 | 0.145 | 0.04 | 0.039 | 0.145 |
| 日平均値の最高値 (mg/m^3) | 0.034 | 0.036 | 0.032 | 0.037 | 0.041 | 0.019 | 0.028 | 0.022 | 0.012 | 0.02 | 0.026 | 0.021 | 0.041 |

資料提供：岐阜県環境管理課



浮遊粒子状物質の環境基準評価

| | 用途地域 区分 | 1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 日が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価 の適否 (適○、否×) |
|-----|------------|---|---------------------------|
| 市庁舎 | 準工業 | 無 | ○ |

※浮遊粒子状物質に係る環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

※ (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

[エ]微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子で、前述の浮遊粒子状物質よりも小さなものを指します。主な発生要因は、ディーゼルエンジンや工場等での燃料の焼却のような人工物や、火山や土壌に由来する天然物などからの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が、大気中で SO_x や NO_x へ化学反応することで粒子化する二次粒子があります。微小粒子状物質はとても小さいため、肺の奥等に入り込みやすく、より人体への影響が大きいと考えられています。

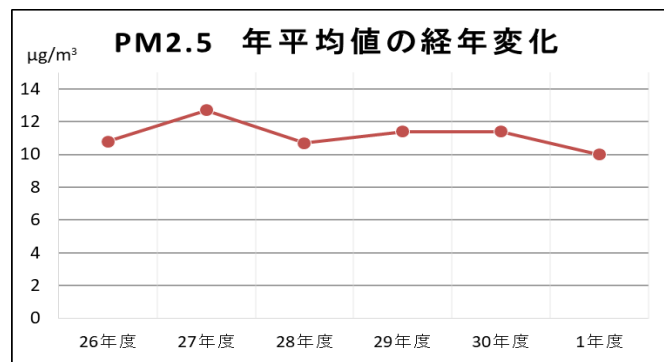
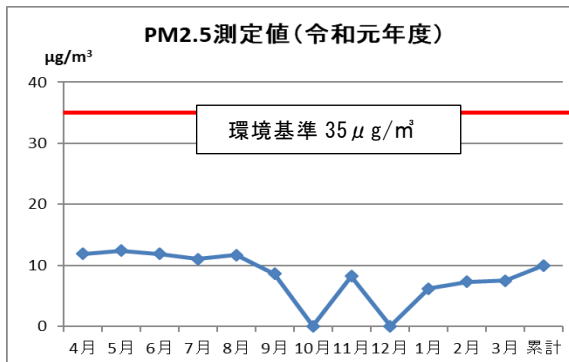
岐阜県では、平成26年から新たに中津川市内で測定所を設け、12月から定期観測を開始しました。令和元年度の平均値は $10.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の最高値は $29.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、基準値を上回った日はありませんでした。

微小粒子状物質(PM2.5)の月平均値(令和元年度)

| 項目 \ 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 30年度 累計 |
|--|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------------|
| 有効測定日数(日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 10 | 0 | 7 | 0 | 23 | 29 | 31 | 253 |
| 平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 11.9 | 12.4 | 11.9 | 11.0 | 11.7 | 8.6 | 0.0 | 8.2 | 0.0 | 6.2 | 7.3 | 7.5 | 10.0 |
| 日平均値の最高値($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 26.5 | 29.6 | 25.6 | 24.3 | 24.7 | 11.9 | 0.0 | 11.6 | 0.0 | 17.2 | 19.1 | 15.0 | 29.6 |
| 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料提供：岐阜県環境管理課

※微小粒子状物質に係る環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。



[オ]光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場等や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される酸化性物質の総称で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右されます。

「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく注意報は、平成22年度以降は当地区では、発令されていません。なお、注意報が発令したとして、直ちに健康に被害が生じるわけではないですが、高濃度だと目やのどの粘膜を刺激するため、被害を未然に防ぐため、屋外での激しい運動を避け、出来るだけ屋内で過ごすなどの注意をとることが必要です。また、目やのどに痛みを感じるなどの症状を感じたら、目の洗浄やうがい等の措置をとる必要があります。

令和元年度の中津川測定局の測定結果は、昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値は 0.111ppm （5月）でした。また、環境基準超過時間数は、昨年度の419時間から399時間へと若干減少しましたが、環境基準の達成はできませんでした。特に紫外線が強くなる4月から9月にかけて、環境基準を超える傾向にあります。また、1日における濃度の変化については概ね午後2時から

午後8時において高い値を示す傾向にあります。当市の発生状況の特徴として、東濃西部地域の数値が高くなり、順次当市の数値が上昇する傾向にあるため、広域的な監視が必要です。令和元年度では、県内14測定局のいずれにおいても、環境基準を達成できていません（県平均73日環境基準超過）。

光化学オキシダント測定結果

光化学オキシダント 月間値測定結果(令和元年度)

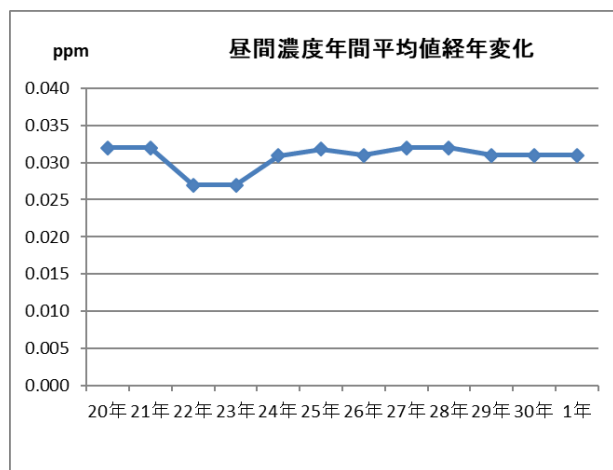
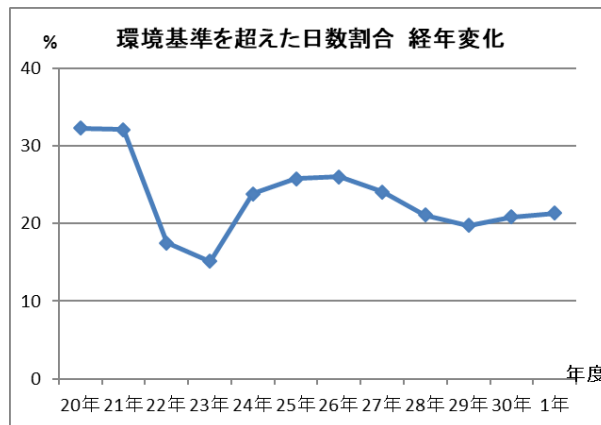
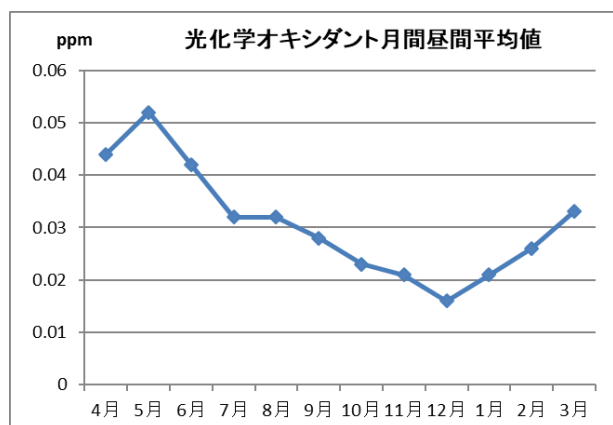
| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 元年度累計 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有効測定日数(日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
| 昼間測定時間数(時間) | 444 | 463 | 450 | 465 | 465 | 450 | 444 | 448 | 464 | 463 | 434 | 465 | 5455 |
| 昼間平均値(ppm) | 0.044 | 0.052 | 0.042 | 0.032 | 0.032 | 0.028 | 0.023 | 0.021 | 0.016 | 0.021 | 0.026 | 0.033 | 0.031 |
| 環境基準超過日数 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数) | 13 | 21 | 15 | 13 | 9 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 78 |
| 環境基準超過時間数 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数) | 78 | 145 | 96 | 35 | 24 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 399 |
| 注意報発令基準超過時間数 (昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 昼間の1時間値の最高値(ppm) | 0.083 | 0.111 | 0.093 | 0.091 | 0.111 | 0.081 | 0.054 | 0.058 | 0.043 | 0.042 | 0.054 | 0.069 | 0.111 |

資料提供：岐阜県環境管理課

※昼間は、午前5時から午後8時までをいう。

※光化学オキシダントは、昼間発生する「光化学スモッグ」の発生に関連した指標物質であることから、平均の対象とするサンプルが異なる2種類の平均値があります。

- ①昼間平均値：昼間の15時間に測定された全ての1時間値をサンプルとした平均値
- ②昼間の日最高1時間値の平均値：1日(昼間)の1時間値の最高値のみをサンプルとした平均値



光化学オキシダントの環境基準評価

| 測定場所 | 用途地域区分 | 昼間の年平均値(ppm) | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(割合) | 環境基準の適否(適○、否×) |
|------|--------|--------------|---------------------------|----------------|
| 市庁舎 | 準工業 | 0.031 | 78日(21.3%) | × |

※光化学オキシダントの環境基準：1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であること。ただし、午前5時から午後8時までの昼間時間帯についての評価

光化学オキシダントの予報及び注意報発令記録

| 年 度 | 発令月日 | 予 報 | | 注意報 | |
|--------|---------------------|---------|----------|---------|----------|
| | | 時刻 | 最高濃度 | 時刻 | 最高濃度 |
| H20 | 5月23日 | | | 15時～19時 | 0.125ppm |
| | 6月17日 | 14時～17時 | 0.112ppm | | |
| H21 | 5月12日 | 15時～ | 0.106ppm | | |
| | 6月27日 | | | 15時～ | 0.148ppm |
| H22～R1 | 当地区（恵那・中津川地域）には発令なし | | | | |

※注意報発令基準：1時間値の平均値が0.12ppm以上となった場合。
但し時間帯(日没後等)や1時間値の終わりの値が0.12ppmを下回っているときには、注意報は発令されない場合もある。

[カ]風向、風速

市庁舎測定局における風向は、前年度と比較してほぼ同様の傾向で、年間を通じて主に南から西の風向きが多くなっています。風速は年間を通じて安定して穏やかで、年平均値は0.9m/sでした。また、0.4 m/s以下の無風状態（calm）である日数が最も多く、約32%を占めていました。

令和元年度の風速平均値（月別）

| 月 項目 | 31年 4月 | 元年 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2年 1月 | 2月 | 3月 | 通年 |
|------------|-----------|----------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|------|
| 風速平均値(m/s) | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.7 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 0.9 |
| Calm (%) | 26.3 | 25.3 | 25.6 | 28.5 | 22.7 | 23.8 | 31.9 | 44.2 | 46.9 | 40.1 | 40.7 | 33.6 | 32.4 |

*Calm（無風）：風速0.4m/s以下

③大気汚染防止対策

大気汚染の未然防止と生活環境の保全を図るため、市環境保全条例に基づき、市内のばい煙発生施設設置工場等にて自主測定結果等の確認をするとともに、ばい煙発生施設の維持管理の徹底等について指導を行いました。

また、「公害防止協定」を締結している工場等については、各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

冬期は工場等や家庭などでの暖房機器使用と、地表付近に汚染物質を含んだ空気が留まる冬特有の気象条件により大気汚染が進む傾向があるため、12月の「大気汚染防止月間」には、ばい煙発生施設設置工場等に対し、ばい煙発生施設の保守点検による良好状態の保持、最良な運転管理による汚染物質の抑制、低硫黄燃料の使用などについて協力要請を行いました。

(3) 空間放射線の測定

空間放射線量の測定を平成 24 年度から市内 6 地点にて実施しています。これまでの結果、測定したいずれの地点とも健康に影響のない値です。

空間放射線量等測定の状況

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時間}$)

| | 市役所 | 加子母総合事務所 | 北消防署 | 阿木事務所 | 馬籠 | 坂本北部 |
|-----------|------|----------|------|-------|------|------|
| 平成 27 平均値 | 0.10 | 0.09 | 0.12 | 0.08 | 0.07 | 0.08 |
| 平成 28 平均値 | 0.09 | 0.08 | 0.11 | 0.07 | 0.07 | 0.08 |
| 平成 29 平均値 | 0.10 | 0.09 | 0.11 | 0.07 | 0.08 | 0.08 |
| 平成 30 平均値 | 0.09 | 0.09 | 0.11 | 0.07 | 0.07 | 0.08 |
| 令和 1 平均値 | 0.07 | 0.09 | 0.10 | 0.09 | 0.07 | 0.08 |

※国際放射線防護委員会 (ICRP) が 2007 年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が 1 年間に浴びてよい被曝限度量は $1\text{ mSv}/\text{年}$ とされています。1 時間当たりの数値に換算すると「 $0.19\mu\text{Sv}/\text{時間}$ 」となります。

※ μSv : シーベルト (sievert) とは、生体の被ばくによる生物学的影響の大きさ (線量当量・等価線量) を表す単位。mSv (ミリシーベルト、 10^{-3}Sv) や μSv (マイクロシーベルト、 10^{-6}Sv) などと用いられる。

2. 水環境

(1) 水質汚濁の概要

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものです。

河川などの公共用水域の水質汚濁は主に工場等からの産業系排水と、一般家庭からの生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他に分類されます。河川等の自浄作用能力を超えたときに汚濁として現われます。

産業系排水は、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、平成30年度の汚濁負荷量(COD)は、昭和54年度を1としたとき0.40にまで減少しています。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽(合併処理浄化槽)の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年を1としたとき0.41にまで減少しています。その結果、平成30年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が38%と、産業系排水が46%を下回っています。(岐阜県環境管理課調べ 参照：令和2年岐阜県環境白書P.76)

市内の公共用水域の水質汚濁状況の把握(環境基準達成状況等)及び水質保全のため、市では16河川の水質調査及び中津川で流量流速調査・底質調査を実施しました。なお、岐阜県環境管理課においても、中津川市内で6河川8地点の水質調査の実施がありました。(県・市合わせて19河川24地点の調査を実施)

河川水質調査地点一覧

| No. | 水域名 | 測定地点 | 測定主体 | |
|-----|----------|--------|------|---|
| | | | 市 | 県 |
| 1 | 木曽川 | 美恵橋 | 市 | 県 |
| | | 落合ダム | | 県 |
| 2 | 子野川 | 木曽川合流前 | 市 | |
| 3 | 四ツ目川 | 中津川合流前 | 市 | |
| 4 | 淀川 | 中津川合流前 | 市 | |
| 5 | 後田川 | 中津川合流前 | 市 | |
| 6 | 小淀川 | 中津川合流前 | 市 | |
| 7 | 黒川谷 | 付知川合流前 | 市 | |
| 8 | 柏原川 | 付知川合流前 | 市 | |
| 9 | 狩宿川 | 付知川合流前 | 市 | |
| 10 | 阿木川 | 親水公園前 | 市 | |
| | | 阿木川ダム | | 県 |
| 11 | 白川(加子母川) | 下中島橋下 | 市 | |
| 12 | 千旦林川 | 木曽川合流前 | 市 | |
| 13 | 和田川 | | 市 | |
| 14 | 外洞川 | 木曽川合流前 | 市 | |
| 15 | 川上川 | 木曽川合流前 | | 県 |
| 16 | 湯舟沢川 | 落合川合流前 | 市 | |
| 17 | 落合川 | 木曽川合流前 | | 県 |
| 18 | 中津川 | 上流 | | 県 |
| | | 下流 | 市 | 県 |
| 19 | 付知川 | 木曽川合流前 | | 県 |

①環境基準の適合状況

河川の水質汚濁に係る環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」について設けられています。

i) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

健康保護項目については、全公共用水域に一律に適用される基準値（27項目）が定められており、直ちに達成されるべきものとされています。木曾川・阿木川・白川・子野川・小淀川・四ツ目川・淀川・後田川・千旦林川・狩宿川・和田川・川上川・落合川の13河川において採水し分析した結果、すべての地点で環境基準に適合していました。

※小淀川では1.1.1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3種類のみを調査

※川上川・落合川は岐阜県にて実施

人の健康の保護に関する環境基準

| 健康保護項目 | 基準値 | 健康保護項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1.1.1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1.1.2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 1.3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1.2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1.1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| シス-1.2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| | | 1.4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

ii) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

生活環境項目は、河川の利用目的等により各水域にA AからEまでの類型を指定し、類型ごとに5項目について基準値が定められています。

中津川市域で水域類型指定されている7河川をはじめとした18河川において測定を実施しました(うち川上川、落合川の2河川は岐阜県にて実施)。

溶存酸素量(DO)、水素イオン濃度(PH)、浮遊物質量(SS)は全ての水域で環境基準を達成しましたが、生物化学的酸素要求量(BOD)は中津川下流木曾川合流前にて3回環境基準を達成できませんでした。大腸菌群数適合率は41.3%と前年度(44.7%)を下回りました。

市内の環境基準水域類型指定の状況

| 河川名 | 延長(km) | 環境基準水域類型指定 | 達成期間 (※) | 指定年月日 |
|-----|---------|-------------------------------------|-------------|----------------------|
| 木曾川 | 2,312.9 | A A (落合ダムより上流) A (落合ダム~犬山頭首工)(※) | イ ロ | S45.9.1 " |
| 白川 | 30.1 | A A (全域) | イ | H12.3.31 |
| 阿木川 | 16.9 | A (恵那大橋より上流)(※) | イ | S50.9.12 |
| 付知川 | 27.6 | A (全域) | イ | S50.9.12 |
| 中津川 | 14.0 | A (中川橋より上流) C (中川橋より下流) | イ イ | S50.9.12 H20.6.13 |
| 落合川 | 3.7 | A (全域) | イ | S50.9.12 |
| 川上川 | 9.9 | A (全域) | イ | S50.9.12 |

- ※ イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的すみやかに達成
 ※ 犬山頭首工：木曾川の岐阜県・愛知県境にある用水取水口
 ※ 恵那大橋：恵那市内の阿木川に係る国道19号の橋

BODに係る環境基準達成状況

| 水域名 | 測定地点名 | 類型指定 | 環境基準 (mg/l) | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | |
|----------|--------|------|----------------|--------|------|-------|-------|------|--------|
| | | | | 75%評価 | | 75%評価 | 75%評価 | | 75%水質値 |
| | | | | m/n | 達成状況 | mg/l | m/n | 達成状況 | mg/l |
| 木曾川中流 | 美恵橋 | A | 2以下 | 0/8 | ○ | 0.80 | 0/8 | ○ | 0.70 |
| 木曾川上流 | 落合ダム | A A | 1以下 | 0/12 | ○ | 0.50 | 0/12 | ○ | 0.50 |
| 付知川 | 木曾川合流前 | A | 2以下 | 0/11 | ○ | 0.50 | 0/12 | ○ | 0.50 |
| 阿木川上流 | 親水公園前 | A | 2以下 | 0/4 | ○ | 0.60 | 0/4 | ○ | 0.50 |
| 阿木川 | 阿木川ダム | A | 2以下 | 0/4 | ○ | 1.00 | 0/4 | ○ | 0.70 |
| 落合川 | 木曾川合流前 | A | 2以下 | 0/11 | ○ | 0.70 | 0/12 | ○ | 0.50 |
| 中津川上流 | 中川橋 | A | 2以下 | 0/11 | ○ | 0.50 | 0/12 | ○ | 0.50 |
| 中津川下流 | 木曾川合流前 | C | 5以下 | 2/23 | ○ | 4.00 | 3/24 | ○ | 3.70 |
| 川上川 | 木曾川合流前 | A | 2以下 | 0/11 | ○ | 0.50 | 0/12 | ○ | 0.50 |
| 白川(加子母川) | 下中島橋 | A A | 1以下 | 1/4 | ○ | 0.70 | 0/4 | ○ | 0.50 |

- ※1 75%評価：BODの環境基準達成状況は、環境基準地点ごとに年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かにより判断する。(環境庁通達 昭和52年7月1日環水管第52号)
- ※2 m：環境基準超過数 n：測定回数
- ※3 75%水質値：環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた75%水質値を用いる。
 値の求め方：年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べた時に、 $0.75 \times n$ 番目(nは測定回数)にくるデータ値($0.75 \times n$ が整数ではない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)
- ※4 BODの測定下限限界値は $0.5\text{mg}/\ell$ ですが、環境省通知「報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。」(「公共用水域水質測定結果の報告について」(平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知)に基づく「別表4数値の取扱い方法」)に従い、報告下限値未満($0.5\text{mg}/\ell$ 未満)は $0.5\text{mg}/\ell$ として算出しています。

適合状況

(単位：%)

| 類型指定 | 生活環境項目 | | | | |
|--------|--------------|------------------|-------------|-------------|--------------|
| | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA (%) | 100 (16/16) | 100 (16/16) | 100 (16/16) | 100 (16/16) | 0 (0/16) |
| A (%) | 100 (64/64) | 100 (64/64) | 100 (64/64) | 100 (64/64) | 51.6 (33/64) |
| C (%) | 100 (12/12) | 87 (21/24) | 100 (12/12) | 100 (12/12) | — |
| 計 | 100 (92/92) | 97.1 (101/104) | 100 (92/92) | 100 (92/92) | 41.3 (33/80) |

※ () 内：(環境基準適合数/検体数)

※浮遊物質 (SS) の環境基準達成状況は、平均値評価 (日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価) で判断する。

生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

| | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----|---------------------------|--------------|------------------|-----------------|------------|------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級/自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5~8.5 | 1mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 50MPN/100ml以下 |
| A | 水道2級/水産1級/水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5~8.5 | 2mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 1,000MPN/100ml以下 |
| B | 水道3級/水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5~8.5 | 3mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | 5,000MPN/100ml以下 |
| C | 水産3級/工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5~8.5 | 5mg/ℓ以下 | 50mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | — |
| D | 工業用水2級/農業用水及びE欄に掲げるもの | 6~8.5 | 8mg/ℓ以下 | 100mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以上 | — |
| E | 工業用水3級/環境保全 | 6~8.5 | 10mg/ℓ以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/ℓ以上 | — |

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

iii) 水生生物の保全に係る水質環境基準

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物 A、生物特 A、生物 B 及び生物特 B の 4 つの類型を指定し、類型ごとに 3 項目についての基準値が定められています。

県内では平成 21 年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の 3 本川 7 水域について指定をし、その後、県において平成 23 年度より順次調査を実施し、調査を終えた河川の類型を指定しています。

水質測定は、県により実施されています。中津川市内の測定地点はありません。

水生生物の保全に係る水質環境基準（河川）

| | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|-------|---|------------|--|----------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール (NP : C ₁₅ H ₂₄ O) | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水性生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/ℓ以下 | 1 µg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.6µg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/ℓ以下 | 2 µg/ℓ以下 | 0.05mg/ℓ以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/ℓ以下 | 2 µg/ℓ以下 | 0.04mg/ℓ以下 |

水生生物の保全に係る類型

| 河川名 | 該当類型 | 達成期間（※） | 指定年月日 |
|---------------------------|-------|---------|-----------|
| 木曾川上流 （中濃大橋より上流に限る）（※） | 生物 A | イ | H21.11.30 |
| 川上川 | 生物 A | イ | H27.3.27 |
| 落合川 | 生物 A | イ | H27.3.27 |
| 中津川 | 生物 A | イ | H27.3.27 |
| 付知川 | 生物 A | イ | H27.3.27 |
| 阿木川 | 生物 A | イ | H27.3.27 |
| 白川 | 生物特 A | イ | H28.3.15 |

※ イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

※ 中濃大橋：美濃加茂市・可児市の境で木曾川に係る国道 41 号（名濃バイパス）の橋

②河川の状況

市内の主要河川は、市街地地域(中津地区)の中津川、最北部地域(加子母地区)の白川、北部地域(苗木地区・福岡地区・付知地区)の付知川、北東地域(坂下地区、川上地区)の川上川、東部地域(落合地区・神坂地区・山口地区)の落合川、西部地域(坂本地区)の千旦林川、南西部地域(阿木地区)の阿木川、北西部地域(蛭川地区)の和田川であり、それぞれ木曾川に流入しています。ここでは、市で採水したデータを元に各水系のBOD(生物化学的酸素要求量=河川の汚濁度を測る指標)の経年変化を分析しました。

BODとは、水中の汚染物質が微生物によって無機化される時に必要とされる酸素量のこと、この数値が大きいと、水質の汚濁度が高いことを意味します。汚濁が悪化すると、「水が腐る」状態となり悪臭等の発生に繋がっていくと考えられます。

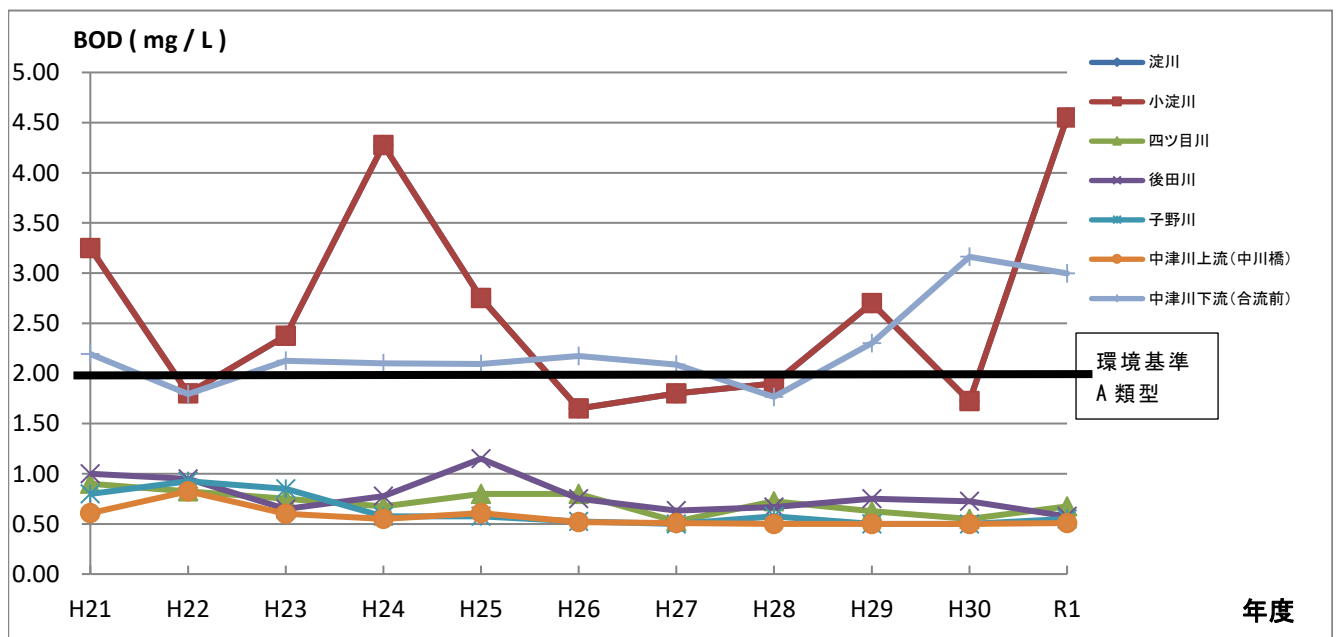
ア) 中津川水系(中津地区)

中津地区には中津川に流れ込む小淀川、淀川、四ツ目川、後田川(前川が合流する。)の4支流があり、中津川は木曾川へ流入しています。また、東部には子野川が流れ、直接木曾川に流入しています。

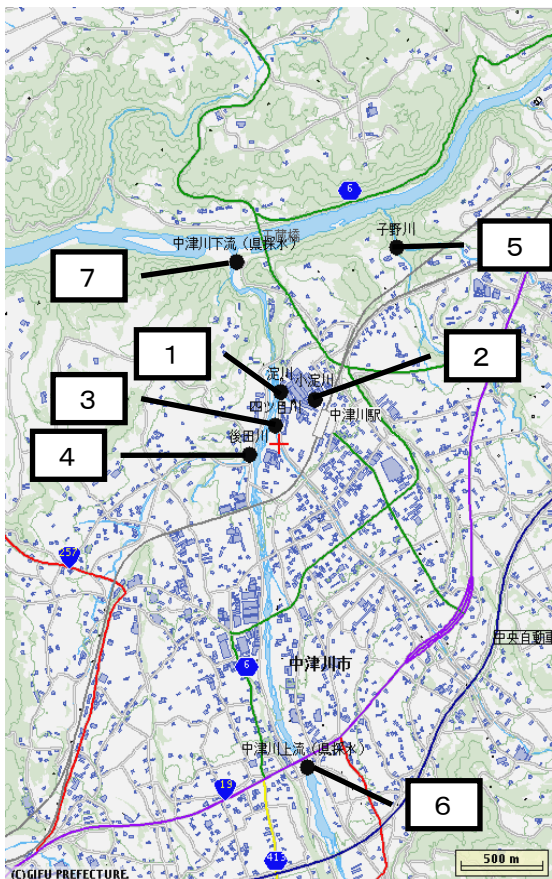
中津川の支流の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、平成元年からの公共下水道供用開始とともに改善されてきました。また、中津川本流には大規模な工場等がありますが、下流域(中川橋より下流)でも公共下水道事業の進展、主要工場との公害防止協定の締結などにより、BODの環境基準を達成しています。

中津川下流の水質類型は昭和50年の指定ではE類型でしたが、水質改善が認められ、平成15年にはD類型、平成20年にはC類型へと見直しが進んでいます。

BOD 経年変化 (年平均値)



測定地点位置図



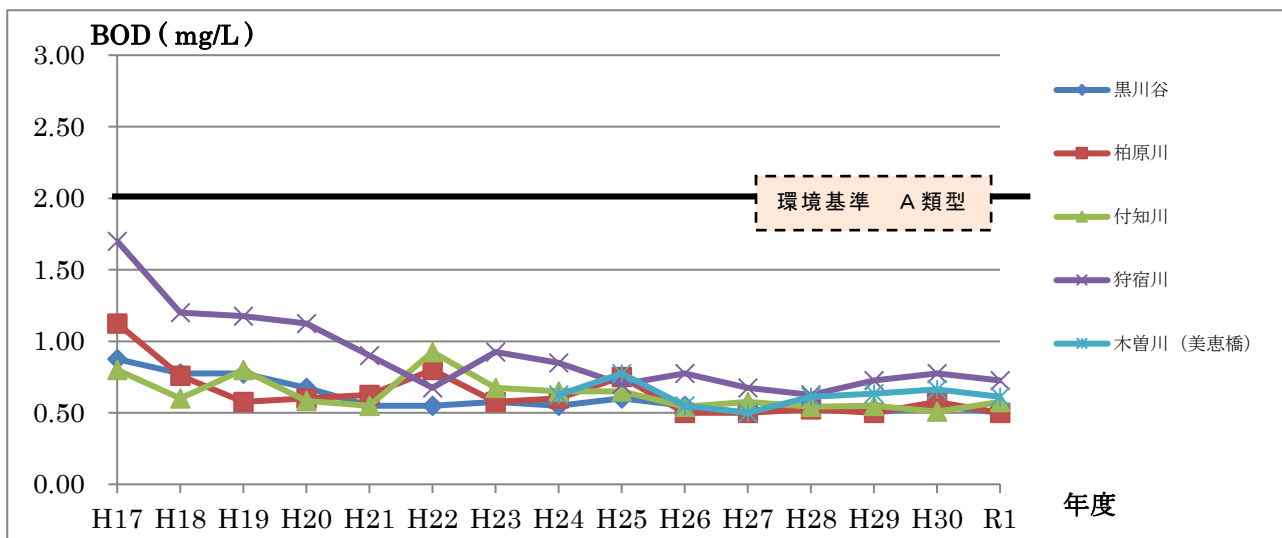
| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|-------|-------------------------|------|
| 1 | 淀川 | 中津川合流前 | — |
| 2 | 小淀川 | 中津川合流前 | — |
| 3 | 四ツ目川 | 中津川合流前 | — |
| 4 | 後田川 | 中津川合流前 | — |
| 5 | 子野川 | 木曾川合流前 | — |
| 6 | 中津川上流 | 国道 19 号上流 中川橋下 (県採水) | A |
| 7 | 中津川下流 | 木曾川合流前 (県採水) | C |

イ) 付知川水系 (苗木地区・福岡地区・付知地区)

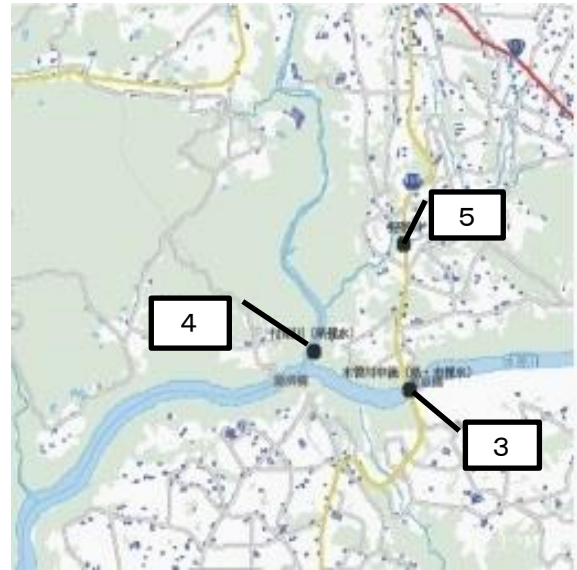
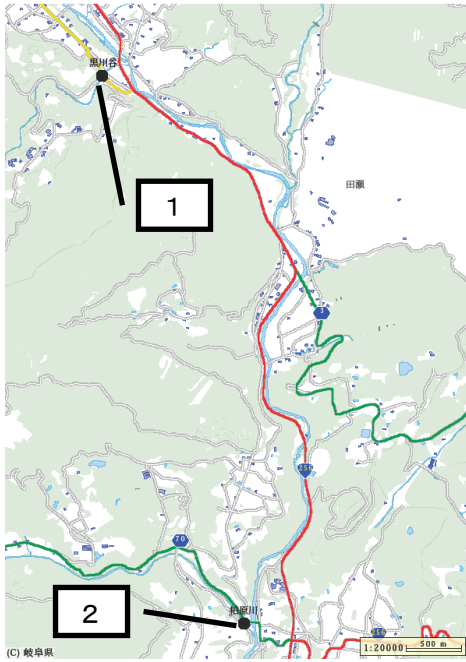
苗木地区は狩宿川と麦搗川が流れており、麦搗川が狩宿川に合流し付知川へ流入しています。付知、福岡地区には、付知川が縦断しており、柏原川等が合流しています。

この地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、河川汚濁の発生源は、主に農業や家庭からの生活排水と考えられます。

BOD 経年変化 (年平均値)



測定地点位置図



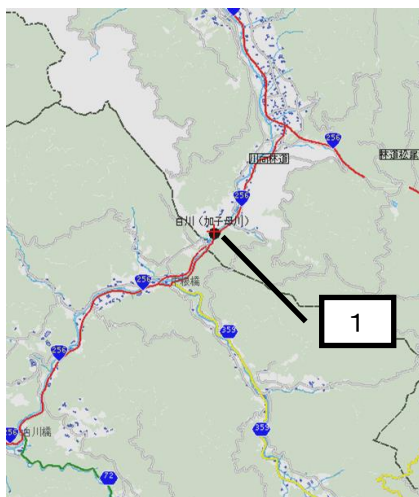
| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|-----|-------------------|------|
| 1 | 黒川谷 | 付知川合流前 (新黒川橋下) | — |
| 2 | 柏原川 | 付知川合流前 (朝日橋下) | — |

| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|-------|------------------|------|
| 3 | 木曽川中流 | 美恵橋 (県・市採水) | A |
| 4 | 付知川 | 木曽川合流前 (県採水) | A |
| 5 | 狩宿川 | 付知川合流前 (三郷橋下) | — |

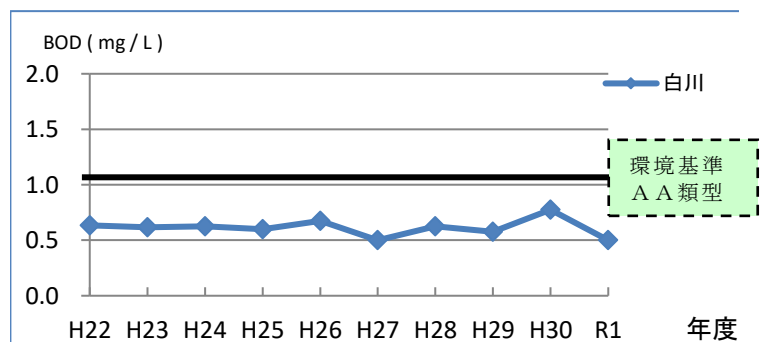
ウ) 白川水系 (加子母地区)

加子母地区を流れる白川(加子母川)が東白川村を通過して白川町で飛騨川と合流し、可児市、美濃加茂市境で木曽川に合流しています。旧加子母村、白川町、東白川村では平成11年7月に「かしも・白川流域連合協議会」を設立し、白川の河川浄化に努めてきました。平成12年3月31日には水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する「生活排水対策重点地域」として指定を受け、平成14年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、流域の生活排水対策を推進しています。白川の水質類型は、昭和50年にA類型に指定されたのち、平12年にAA類型への指定に見直しがされています。なお、加子母地区には、付知川の一部の源流がありますが、そのほとんどは国有林内であり、生活排水は流入していません。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)

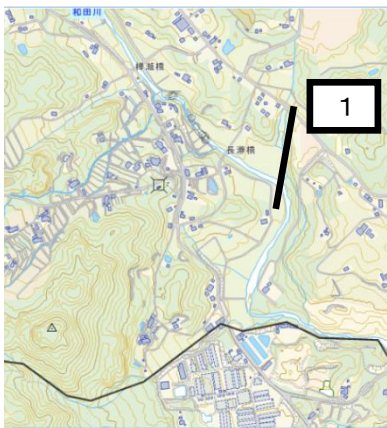


| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|----------|-------------|------|
| 1 | 白川(加子母川) | 下中島橋下(角領地区) | AA |

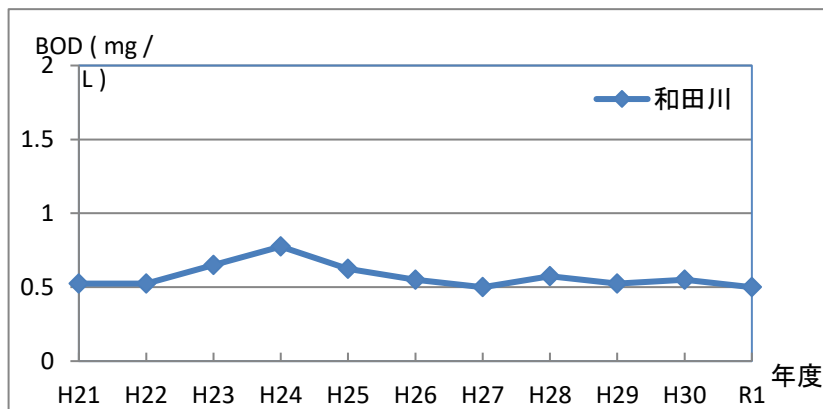
エ) 和田川水系

蛭川地区を流れる和田川は、木曾川に流入しています。なお、水質測定は平成 20 年度より実施しています。和田川には、環境基準水域類型の指定がありません。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)



オ) 千旦林川水系 (坂本地区)

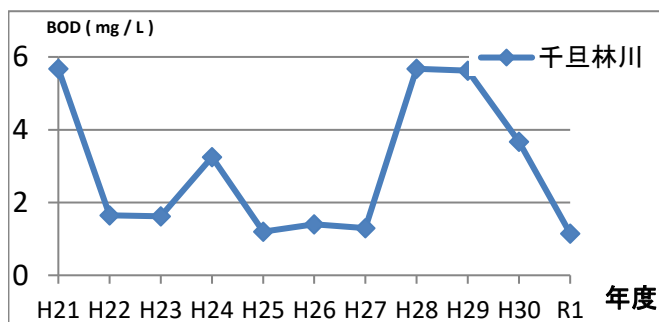
坂本地区には、千旦林川と坂本川が流れており、坂本川は千旦林川に合流し、木曾川へ流入しています。

この流域には中核工業団地などがあり、汚濁の発生源は工場、事業場、農業、生活排水が主なものとなっています。千旦林川の汚濁の状況に関しては、下水道の整備の遅れ、また事業所排水が原因と考えられる上昇が平成 16 年度に見られ、県と共同で施設改善指導を実施しました。その結果平成 17 年度夏以降には改善傾向が見られましたが、平成 19 年度に入り再び測定数値が上昇しました。その後坂本地区においては下水道整備が行われ、年々数値は下がってきていましたが、近年冬季に数値が上がる傾向が見られます。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)



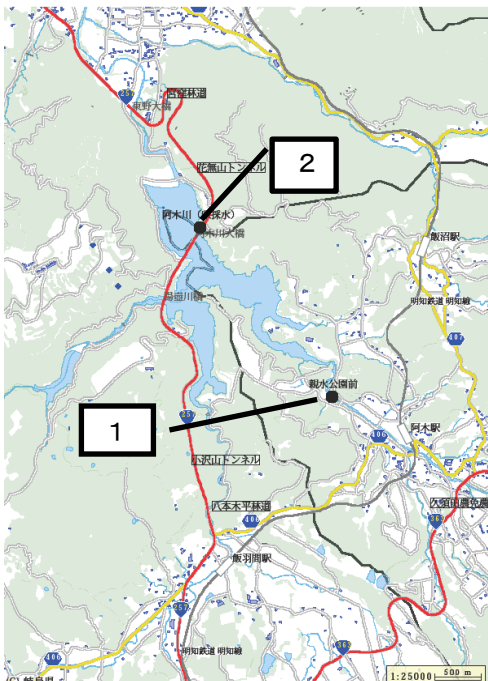
| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|------|--------|------|
| 1 | 千旦林川 | 木曾川合流前 | - |

カ) 阿木川水系

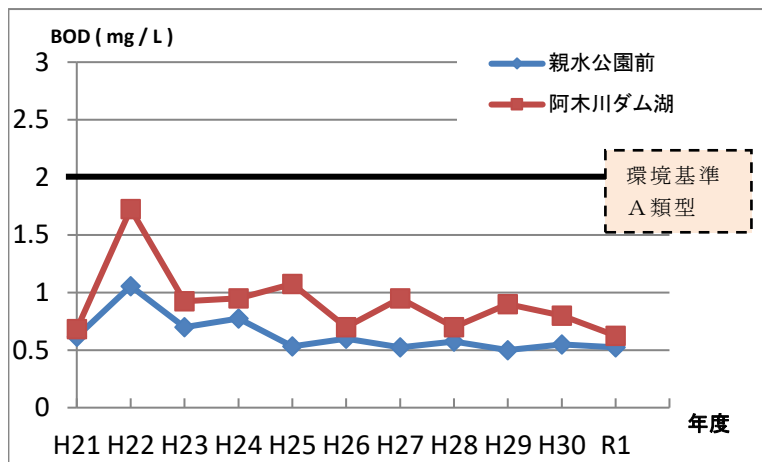
阿木地区を流れる久須田川、寺川が阿木川へ合流し、その後恵那市を通り木曾川へ合流します。また、野田川は阿木川ダム湖に流入し、飯沼川は恵那市内で阿木川に合流します。

この地区は農業地域であり、大規模な排出水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は主に農業や家庭からの生活排水です。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)

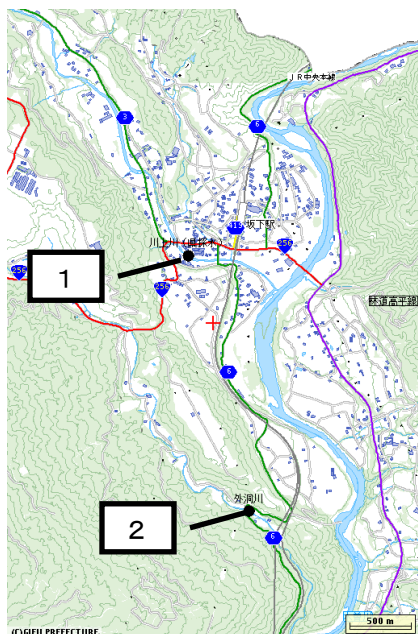


| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|-----|--------------|------|
| 1 | 阿木川 | 親水公園前 | A |
| 2 | 阿木川 | 阿木川ダム湖 (県採水) | A |

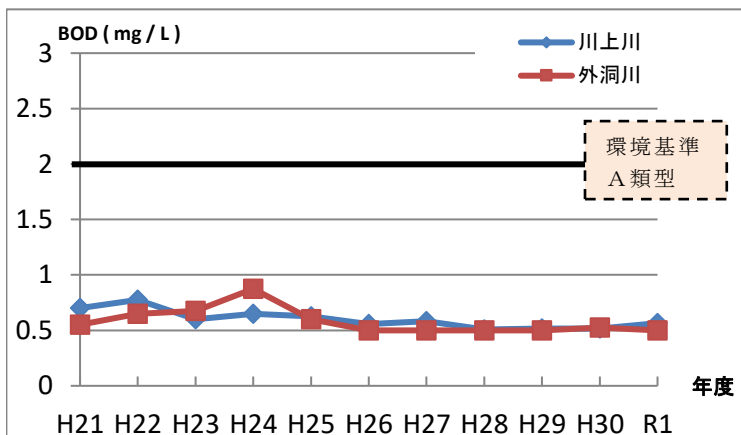
キ) 川上川水系

川上地区を流れる川上川は、坂下地区を縦断し、木曾川に合流します。また、坂下地区南部には、外洞川が木曾川へ直接合流します。

測定地点位置図 (坂下地区)



BOD 経年変化 (年平均値)

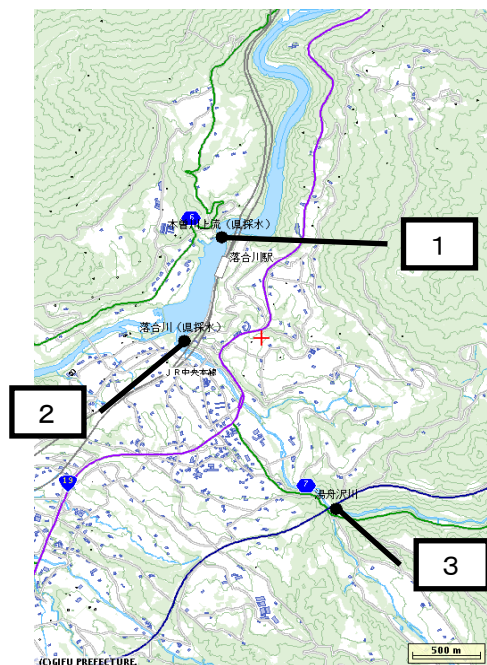


| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|-----|---------------------|------|
| 1 | 川上川 | 木曾川合流前 (柳渡橋下) (県採水) | A |
| 2 | 外洞川 | 木曾川合流前 (横吹2号橋下) | — |

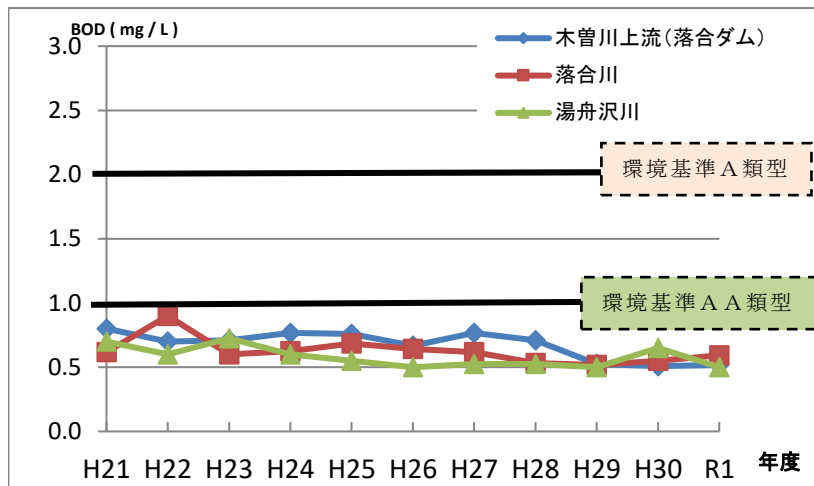
ク) 落合川水系（落合地区・神坂地区・山口地区）

この地域では、牧沢川や島田川（馬籠地内）が湯舟沢川（神坂地区）へ合流し、湯舟沢川もまた落合川（落合地区）へ合流、その後、落合ダムで木曽川へ流入しています。これらの地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は、農業や家庭等からの生活排水が主です。

測定地点名（落合地区）



BOD 経年変化（年平均値）



| 番号 | 水域名 | 測定地点名 | 水質類型 |
|----|-------|-------------|------|
| 1 | 木曽川上流 | 落合ダム（県採水） | A A |
| 2 | 落合川 | 木曽川合流前（県採水） | A |
| 3 | 湯舟沢川 | 落合川合流前 | — |

③底質調査

中津川(木曽川合流前)で年に1度、河川底質の汚濁状況等を調べるため底質調査を実施しています。

底質の環境基準としては、PCB・アルキル水銀の底質暫定除去基準がありますが、いずれも基準以下でした。

中津川(木曽川合流前)底質調査経年データ

| 項目 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| カドミウム (mg/kg) | 0.09 | 0.07 | 0.09 | 0.05 未満 | 0.05 |
| 鉛 (mg/kg) | 5.0 | 2.7 | 6.7 | 3.5 | 4.2 |
| 総水銀 (mg/kg) | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 |
| アルキル水銀化合物 (mg/kg) | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 |
| PCB (mg/kg) | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.01 未満 |
| 全窒素 (mg/kg) | 220 | 93 | 80 | 150 | 170 |
| 全燐 (mg/kg) | 240 | 200 | 100 | 93 | 140 |
| 硫化物 (mg/kg) | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 |
| 銅 (mg/kg) | 7.1 | 6.0 | 7.5 | 4.8 | 4.2 |
| 亜鉛 (mg/kg) | 36 | 39 | 36 | 32 | 35 |
| ニッケル (mg/kg) | 2.9 | 2.6 | 2.8 | 2.0 | 2.3 |
| 強熱減量 (%) | 0.9 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.6 |
| 総クロム (mg/kg) | 4.7 | 4.7 | 4.1 | 4.2 | 3.9 |

※「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年 環水管第 119 号）

水銀を含む暫定除去基準：25ppm 以上

PCB を含む暫定除去基準：10ppm 以上

④水生生物調査（カワゲラウォッチング）

令和元年度は、中津川、四ツ目川、狩宿川、落合川、阿木川、湯舟沢川、川上川、壁沢川、白川、付知川、丸草川の11河川にて計16回の水生生物調査（カワゲラウォッチング）を実施しました。水生生物調査とは、河川に棲む水生生物を調べることにより、河川の長期的な水質状況を確認し、水質の保全や浄化の重要性について考えてもらうことを目的としており、小学校の総合学習や公民館事業の子ども向け講座として調査を実施しています。

今年度調査を実施した水質はきれいな状態でした。工場から出る排水だけでなく、家庭から出る洗濯水、風呂場での排水、台所で捨てられる飲み残しの汁物などの雑排水も川が汚れる原因となります。下水道整備を推進して河川の水質改善を図るとともに、市民一人ひとりが汚れた水を流さないよう心がけ、環境を良くしていこうと努力することが大切です。

水生生物調査結果

| 地区 | 河川名 | 実施場所 | 学校名 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|------|------------|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 中津地区 | 中津川 | 市役所横 | 西小 | I | I | I | I | I |
| | | | 東小 | I | I | I | II | II |
| | 四ツ目川 | 昭和橋付近 | 南小 | II | II | II | II | II |
| 苗木地区 | 狩宿川 | 神明神社前 | 苗木小 | | II | III | II | II |
| 落合地区 | 落合川 | 落合中学校横 | 落合小 | I | I | | I | I |
| 阿木地区 | 阿木川 | 新阿木橋（H28～） | 阿木小 | I | I | I | I | I |
| 神坂地区 | 湯舟沢川 | クアリゾート横 | 神坂小 | | | | | I |
| 坂下地区 | 川上川 | 坂下小学校横 | 坂下小 | I | I | I | I | I |
| 川上地区 | 壁沢川 | 川上小学校 | 川上小 | I | I | I | I | I |
| 加子母地区 | 白川 | 福崎公園（H27～） | 加子母小 | I | I | I | | I |
| 付知地区 | 付知川 | 道の駅花街道横 | 付知南小 | I | | I | I | I |
| | | | 付知北小 | | | I | | I |
| 福岡地区 | 丸草川 | 高山小学校付近 | 高山小 | II | II | II | | II |
| | | | ローマン溪谷付近 | 福岡小 | I | I | I | I |
| | 付知川 | 下野見佐島付近 | 下野小 | I | I | I | I | I |
| | | | 田瀬区民会館付近 | 田瀬小 | I | I | I | I |
| 蛭川地区 | 和田川 | かんばせ橋付近 | 蛭川小 | I | | | | |

※調査結果 I：きれいな水 / II：少しきたない水 / III：きたない水 / IV：大変きたない水

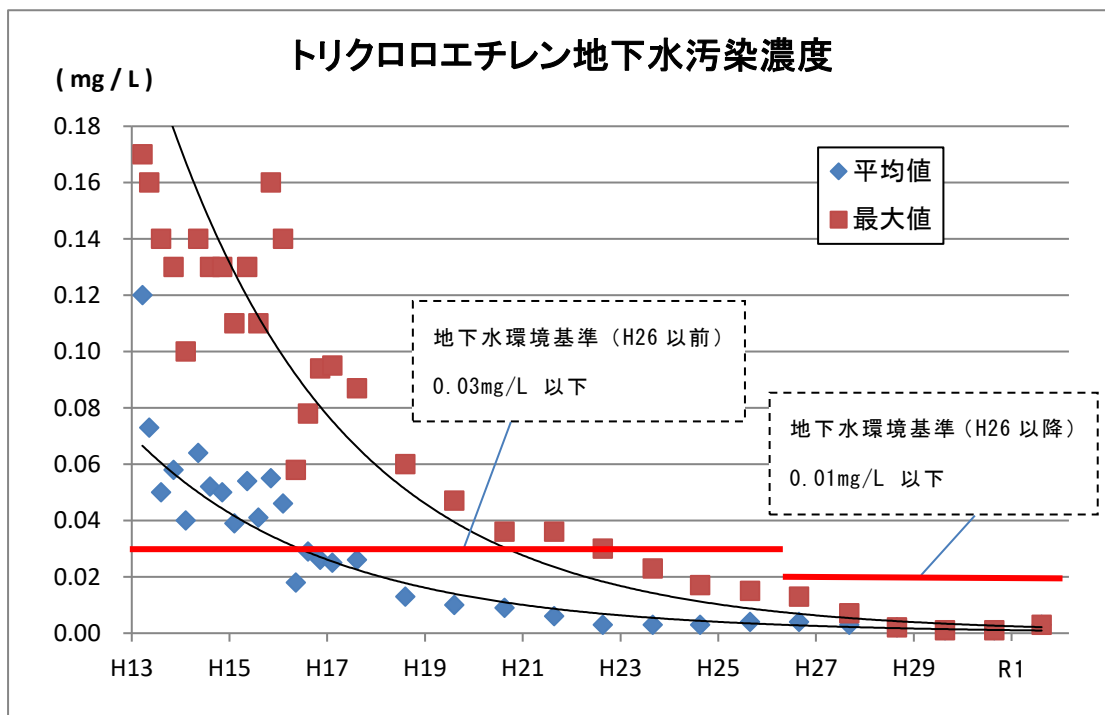
⑤トリクロロエチレンによる地下水汚染

平成13年2月に中津地区東部で当時の地下水の水質汚濁に係る環境基準（0.03 mg/L以下）を上回るトリクロロエチレンが検出され地下水の汚染が判明しました。

そのため、岐阜県と協働して発生源の追跡調査を実施しましたが、特定が出来ず現在に至っていることから、地域住民に対しては環境基準を超過した井戸水はもちろん、検出された井戸水についても飲用は避け、水道水を使用するよう指導をしてきました。

また、地下水のトリクロロエチレン濃度状況と汚染の広がりを監視するため、初動調査時に環境基準を超えていた井戸10ヶ所について、平成20年度からも水質調査を実施し継続的な監視を行ってまいりましたが、年々環境基準を下回ってきたため、3年間連続して環境基準を下回っている井戸については管理者と相談した上で調査を終了しました。また、飲用に使用していない井戸水についても、管理者に飲用を避ける旨注意喚起をしたうえで、調査は平成27年度をもって終了しました。現在は、平成25年度より調査を開始した大明神トンネルの湧水にて調査を継続しており、環境基準は下回っています。

なお、平成26年11月に基準値が0.03mg/Lから0.01mg/Lに改正されています（「地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号についての一部を改正する件」（告示 H26.11.17））。



トリクロロエチレン湧水調査平均値

(mg/L)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大明神トンネル湧水 | 0.004 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.003 |

トリクロロエチレンとは・・・

水に溶けにくく、油分をよく溶かす性質から、金属機械部品などの洗浄剤（脱脂）やドライクリーニングなどに使用されています。肝臓や腎臓に障害を及ぼす危険があると文献にはありますが、日本では、この物質が原因で障害が起きたという報告はありません。

(2) 水質汚濁防止対策

① 発生源監視指導

水質汚濁の未然防止と生活環境の保全を図るため、冬期の濁水で水質が悪化する時期を中心とし、市内の特定工場等に対し水質汚濁防止対策の徹底を周知するとともに、市環境保全条例に基づき排水水自主測定結果の報告を要請し、その結果を確認し必要に応じて排水処理施設の維持管理の徹底と改善についての指導を行いました。

また、市と公害防止協定を締結している工場等については、協定に基づく立入検査の実施及び各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

② ゴルフ場の排水等の監視

ゴルフ場とその周辺地域の良好な自然環境づくり、公害防止及び災害防止を目的とした「ゴルフ場環境管理協定」を市内3つのゴルフ場と締結しています。

各ゴルフ場からの排水は協定の管理目標値（下記指針値の2分の1）を達成していました。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値

| 対象農薬 | 基準値 | 対象農薬 | 基準値 |
|-------------------|---------------------|-------------------|-----------------|
| (殺虫剤) 10項目 | | (除草剤) 17項目 | |
| アセフェート | 0.8 mg/l以下であること | プロピコナゾール | 0.5 mg/l以下であること |
| イソキサチオン | 0.08 " | ベンシクロン | 0.4 " |
| イソフェンホス | 0.01 " | ホセチル | 23 " |
| エトフェンブロックス | 0.8 " | ポリカーバメート | 0.3 " |
| クロルピリホス | 0.04 " | メタラキシル | 0.5 " |
| ダイアジノン | 0.05 " | メプロニル | 1 " |
| チオジカルブ | 0.8 " | アシュラム | 2 mg/l以下であること |
| トリクロロホン(DEP) | 0.3 " | ジチオピル | 0.08 " |
| ピリダフェンチオン | 0.02 " | シデュロン | 3 " |
| フェントロチオン(MEP) | 0.03 " | シマジン(CAT) | 0.03 " |
| (殺菌剤) 18項目 | | テルブカルブ(MBPMC) | 0.2 " |
| アゾキシストロビン | 5 mg/l以下であること | トリクロピル | 0.06 " |
| イソプロチオラン | 0.4 " | ナプロパミド | 0.3 " |
| イブロジオン | 3 " | ハロスルフロメチル | 0.3 " |
| イミノクタジン酢酸塩 | 0.06 " (イミノクタジンとして) | ピリブチカルブ | 0.2 " |
| イトリジアゾール(エクロメゾール) | 0.04 " | ブタミホス | 0.04 " |
| オキシ銅(有機銅) | 0.4 " | フラザスルフロ | 0.3 " |
| キャプタン | 3 " | プロピザミド | 0.08 " |
| クロタロニル(TPN) | 0.4 " | ベンスリド(SAP) | 1 " |
| クロロネブ | 0.5 " | ベンディメタリン | 0.5 " |
| チウラム(チラム) | 0.06 " | ベンフルラリン(ベスロジン) | 0.8 " |
| トルクロホスメチル | 0.8 " | メコプロップ(MCPP) | 0.05 " |
| フルトラニル | 2 " | メチルダイムロン | 0.3 " |

3. 騒音

(1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断が大きく影響します。騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など多種多様です。静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切です。

(2) 環境騒音の状況

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施した結果、3地点とも環境基準を達成していました。

令和元年度 環境基準の達成状況

(単位：dB)

| 測定地点 | 測定結果 (等価騒音レベル) | 環境基準 達成状況 | 類型 | 環境基準 (6時～22時) | 備考 |
|--------|-------------------|--------------|----|------------------|-------------------------|
| 一色公園 | 47 | ○ | B | 55以下 | 昼間(6時～22時)の時間帯について測定・評価 |
| 市役所北分室 | 50 | ○ | C | 60以下 | |
| 大平クラブ | 43 | ○ | A | 55以下 | |

- ※ A類型地域：専ら住居の用に供される地域
 B類型地域：主として住居の用に供される地域
 C類型地域：住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、平成17年度より点的評価(※1)から面的評価(※2)にて測定結果の評価を行っています。

- ※1 点的評価：地域を代表する地点の発生源(自動車)からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準達成率を求める方法
 ※2 面的評価：自動車騒音の減衰(発生源(自動車)からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等の道路構造等)を考慮し、沿道50mの範囲の各戸の騒音(推計値)を求め、環境基準と比較して、その達成率を求める方法

環境基準の達成状況

(単位：dB)

| 測定地点 | 測定結果 (等価騒音レベル) | | 環境基準 達成状況 | 類型 | 環境基準 | | 測定年度 |
|---------------|-------------------|----------------|--------------|----|----------------|----------------|------|
| | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～6時) | | | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～6時) | |
| 国道19号(山口) | 72 | 69 | × | B | 70以下 | 65以下 | R元 |
| 国道257号(福岡) | 70 | 62 | ○ | B | | | H30 |
| 国道19号(落合) | 70 | 68 | × | B | | | H29 |
| 県道中津川停車場線(新町) | 61 | 52 | ○ | C | | | H28 |
| 国道19号(手賀野) | 70 | 65 | ○ | C | | | H27 |
| 国道19号(山口) | 71 | 69 | × | B | | | H26 |
| 国道257号(苗木) | 67 | 61 | — | — | | | — |

令和元年度環境基準達成状況の評価結果

| 評価区間 延長 (km) | 評価区間数 (区間) | 住居等数 (戸) | 昼夜基準値 以下 (戸) | 昼のみ基準 値以下 (戸) | 夜のみ基準 値以下 (戸) | 昼夜とも基準 値超過 (戸) |
|-----------------|---------------|-------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| 38.6 | 9 | 1,336 | 1,272 | 57 | 0 | 7 |

騒音に係る環境基準

《一般地域》

(単位: dB)

| 地域類型 | 該当地域 | 時間の区分 | |
|------|--|------------|------------|
| | | 昼 間 | 夜 間 |
| | | 午前6時～午後10時 | 午後10時～午前6時 |
| A A | 医療施設が設置され地域などの 静穏を要する地域 (中津川市は該当なし) | 50以下 | 40以下 |
| A及びB | 騒音規制法の区域の区分のうち 第一種地域と第二種地域 | 55以下 | 45以下 |
| C | 騒音規制法の区域の区分のうち 第三種地域と第四種地域 | 60以下 | 50以下 |

《道路に面する地域》

(単位: dB)

| 地域の区分 | 時間の区分 | |
|--|------------|------------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| | 午前6時～午後10時 | 午後10時～午前6時 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60以下 | 55以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65以下 | 60以下 |

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

《幹線交通を担う道路に近接する空間》

(単位: dB)

| 基準値 | |
|--|-----------------|
| 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| 70 以下 | 65 以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、 屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。 | |

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
- イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(3) 騒音に係る特定工場等

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施設を有する工場等（特定工場等）について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基づき規制を行っています。

騒音に係る特定工場等の届出状況

令和2年3月末現在

| 施設の種類の 法令等 | 騒音規制法 | | 県公害防止条例 | |
|---------------|--------|-------|---------|-------|
| | 特定工場等数 | 施設数 | 特定工場等数 | 施設数 |
| 金属加工機械 | 68 | 1,105 | 5 | 68 |
| 空気圧縮機等 | 118 | 1,008 | 6 | 29 |
| 土石用破砕機等 | 29 | 81 | — | — |
| 建設用資材製造機械 | 10 | 15 | — | — |
| 木材加工機械 | 123 | 380 | — | — |
| 抄紙機 | 4 | 15 | — | — |
| 印刷機械 | 5 | 17 | — | — |
| 合成樹脂用射出成形機 | 14 | 142 | — | — |
| 鋳造型機 | — | — | — | — |
| 撚糸機 | — | — | 1 | 5 |
| 紙工機械 | — | — | 1 | 5 |
| 合成樹脂用粉砕機 | — | — | 7 | 29 |
| 高速切断機 | — | — | 8 | 108 |
| 走行クレーン | — | — | 99 | 620 |
| クーリングタワー | — | — | 36 | 168 |
| 冷凍機 | — | — | 31 | 217 |
| 計 | 367 | 2,763 | 194 | 1,247 |

特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB)

| 時間の区分 地域の区分 | 昼 間 | 朝 夕 | 夜 間 | 該当地域 |
|----------------|---------------|-------------------------|----------------|---|
| | 午前8時～ 午後7時 | 午前6時～午前8時 午後7時～午後11時 | 午後11時～ 午前6時 | |
| 第1種区域 | 50 | 45 | 40 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域 |
| 第2種区域 | 60 | 50 | 45 | 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 |
| 第3種区域 | 65 | 60 | 50 | 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 |
| 第4種区域 | 70 | 65 | 60 | 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 |

(4) 騒音に係る建設作業

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。

このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っています。

令和元年度の騒音に係る特定建設作業の届出は、68件と、平成30年度の36件から大幅に増加しました。

騒音に係る特定建設作業届出状況（令和元年度）

| 作業の種類 | 届出件数 |
|---------------------|------|
| くい打機等を使用する作業 | 2 |
| びょう打機を使用する作業 | 0 |
| さく岩機を使用する作業 | 29 |
| 空気圧縮機を使用する作業 | 15 |
| コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 0 |
| バックホウを使用する作業 | 18 |
| トラクターショベルを使用する作業 | 2 |
| ブルドーザーを使用する作業 | 2 |
| 計 | 68 |

特定建設作業に係る騒音の規制基準

| 区分 | 基準値 (dB) | 作業ができない時間 | 一日当たりの 作業時間 | 同一場所 における作業期間 | 日曜日に おける作業 |
|-------|-------------|------------|----------------|------------------|---------------|
| 第1号区域 | 85 | 午後7時～午前7時 | 10時間以内 | 連続6日 | 禁止 |
| 第2号区域 | 85 | 午後10時～午前6時 | 14時間以内 | 連続6日 | 禁止 |

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(5) 騒音の防止対策

①自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線5市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行っています。また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行っています。

令和元年度は、騒音測定の結果、測定値が基準に達する地点は有りませんでした。地域要望に基づき、遮音壁の要望は実施しました。

②騒音に係る特定工場等及び特定建設作業

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

(6) 深夜営業騒音に対する規制

岐阜県では、住みよい生活環境を守るため岐阜県公害防止条例のなかで、飲食店などの営業に係る騒音を規制しています。

飲食店営業・喫茶店営業に係る騒音の規制（県公害防止条例第 58 条）

| 地域の区分 | 規制基準 | 区域の概略 | 規制時間帯 |
|---------|-------|-------|----------------------|
| 第 1 種区域 | 40 dB | 住居系地域 | 午後 10 時～ 翌日午前 6 時 |
| 第 2 種区域 | 45 dB | 居住系地域 | |
| 第 3 種区域 | 50 dB | 商業地域 | |
| 第 4 種区域 | 60 dB | 工業系地域 | |

飲食店営業・喫茶店営業に係る音響機器の使用制限（県公害防止条例第 58 条の 2）

| 区域の区分 | 摘要 | 規制時間帯 |
|---------|--|----------------------|
| 第 1 種区域 | 全域 | 午後 11 時～ 翌日午前 6 時 |
| 第 2 種区域 | 全域 | |
| 第 3 種区域 | 1. 病院、有床診療所及び特別養護老人ホームの敷地 2. 1 に敷地が隣接している営業所の敷地 | |
| 第 4 種区域 | 除外 | |

※音が外部に漏れない場合は除外されます。

※対象音響機器：カラオケ装置、蓄音機、楽器、拡声装置

拡声器の使用制限（中津川市環境保全条例第 32 条）

| 区分 | 内容 | 規制時間帯 |
|-------|-----------|-----------------------|
| 時間の禁止 | 拡声器の使用の禁止 | 午後 8 時～ 翌日午前 7 時まで |
| 使用の制限 | 拡声器の使用の制限 | 午前 7 時～ 午後 8 時まで |

※使用の制限

(1) 方法 固定の場所で拡声器を使用するときは、1 回 10 分以内とし、10 分を超える休止時間を置くこと。

(2) 音量基準 拡声器から発生する音量が音源から 30 メートルの距離において最大値 65 ホー

ンをこえてはならない。

※時報、公共等の広報、自動車等の移動による使用、地域の風俗慣習、集団の整理誘導等は摘要除外。

※県公害防止条例第 59 条にても拡声機の使用制限の定めあり

【参考】

○騒音のおおよその目安

| 騒音レベル (dB) | 騒音感覚 | 音の大きさの目安 |
|---------------|---------|----------------------------------|
| 110 以上 100 | 極めてうるさい | ヘリコプターの近く・コンクリートブレーカ |
| 90 | | パチンコ店内 |
| 80 | うるさい | ゲームセンター店内 |
| 70 | | 大声・騒々しい工場内 在来鉄道の車内・幹線道路周辺（昼間） |
| 60 | 普通 | 蟬の声・掃除機・騒々しい街中 |
| 50 | | 普通の会話 静かな事務所 |
| 40 | | 静かな住宅地（昼間）・深夜の市内住宅 |
| 30 | 静か | ささやき声・深夜の郊外住宅 |

4. 振動

(1) 振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られます。また、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多いです。

(2) 振動に係る特定工場等

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この指定地域内にある特定施設を有する工場等について、振動規制法に基づき規制を行っています。

振動に係る特定工場等の届出状況

令和2年3月末現在

| 施設の種類 | 法令等 | 振動規制法 | |
|----------------|-----|--------|-------|
| | | 特定工場等数 | 施設数 |
| 金属加工機械 | | 67 | 1,243 |
| 圧縮機等 | | 88 | 576 |
| 土石用破砕機等 | | 19 | 73 |
| コンクリートブロックマシン等 | | 6 | 31 |
| 木材加工機械 | | 6 | 9 |
| 印刷機械 | | 1 | 7 |
| ロール機 | | 4 | 7 |
| 合成樹脂用射出成形機 | | 13 | 180 |
| 計 | | 204 | 2,126 |

特定工場等に係る振動基準

(単位：dB)

| 地域の区分 | 時間の区分 | 昼 間 | 夜 間 |
|-------|-------|-----------|-----------|
| | | 午前8時～午後7時 | 午後7時～午前8時 |
| 第1種区域 | | 60 | 55 |
| 第2種区域 | | 65 | 60 |

注) 第1種区域：騒音規制法の第1種、第2種区域
第2種区域：騒音規制法の第3種、第4種区域

(3) 振動に係る建設作業

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っています。

令和元年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は下表のとおり34件となっており、平成30年度の18件から騒音同様大幅に増加しました。

振動に係る特定建設作業届出状況（令和元年度）

| 作業の種類 | 届出件数 |
|---------------|------|
| くい打機等を使用する作業 | 2 |
| 鋼球を使用して破壊する作業 | 0 |
| 舗装版破砕機を使用する作業 | 1 |
| ブレーカーを使用する作業 | 31 |
| 計 | 34 |

特定建設作業に係る振動の規制基準

| 区分 | 基準値(dB) | 作業ができない時間 | 一日当たりの作業時間 | 同一場所における作業期間 | 日曜日に おける作業 |
|-------|---------|------------|------------|--------------|---------------|
| 第1号区域 | 75 | 午後7時～午前7時 | 10時間以内 | 連続6日 | 禁止 |
| 第2号区域 | 75 | 午後10時～午前6時 | 14時間以内 | 連続6日 | 禁止 |

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(4) 振動の防止対策

特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止に関する指導を行いました。

5. 悪臭

(1) 悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しているとともに、悪臭のほとんどが低濃度の複合臭であるため、規制・対応が非常に難しい状況です。

(2) 悪臭苦情

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であっても苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなっています。

(3) 悪臭の規制

工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域となっています。

悪臭物質の規制基準等

| 特定悪臭物質 | 1号規制基準 (ppm) | 2号規制対象 | 3号規制対象 | 特徴等 | |
|---------------|--------------|--------|--------|---------------|-------------------|
| | | | | においの特徴 | 主な発生源 |
| アンモニア | 1 | ● | | し尿のようなにおい | 畜産、化製場、し尿処理場等 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | | ● | 腐ったタマネギ臭 | パルプ製造、化製場、し尿処理場等 |
| 硫化水素 | 0.02 | ● | ● | 腐った卵のようなにおい | 畜産、パルプ製造、し尿処理場等 |
| 硫化メチル | 0.01 | | ● | 腐ったキャベツ臭 | パルプ製造、化製場、し尿処理場等 |
| 二硫化メチル | 0.009 | | ● | 腐ったキャベツ臭 | パルプ製造、化製場、し尿処理場等 |
| トリメチルアミン | 0.005 | ● | | 腐った魚のようなにおい | 畜産、化製場、水産缶詰製造等 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | | | 刺激的な青ぐさいにおい | 化学工場、魚腸骨処理、タバコ製造等 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | ● | | 刺激的な甘酸っぱい焦臭 | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | ● | | 刺激的な甘酸っぱい焦臭 | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | ● | | 刺激的な甘酸っぱい焦臭 | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009 | ● | | むせるような甘酸っぱい焦臭 | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソバレールアルデヒド | 0.003 | ● | | むせるような甘酸っぱい焦臭 | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソブタノール | 0.9 | ● | | 刺激的な発酵したにおい | 塗装工程を有する事業場等 |
| 酢酸エチル | 3 | ● | | シンナーのような刺激臭 | 塗装工程、印刷工程を有する事業場等 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | ● | | シンナーのような刺激臭 | 塗装工程、印刷工程を有する事業場等 |
| トルエン | 10 | ● | | ガソリンのようなにおい | 塗装工程、印刷工程を有する事業場等 |
| スチレン | 0.4 | | | 都市ガスのようなにおい | 化学工場、FRP製品製造工場等 |
| キシレン | 1 | ● | | ガソリンのようなにおい | 塗装工程、印刷工程を有する事業場等 |
| プロピオン酸 | 0.03 | | | 刺激的な酸っぱいにおい | 脂肪酸製造工場、染色工場等 |
| ノルマル酪酸 | 0.002 | | | 汗くさいにおい | 畜産、化製場、でんぷん工場等 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | | | むれたくつ下のにおい | 畜産、化製場、でんぷん工場等 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | | | むれたくつ下のにおい | 畜産、化製場、でんぷん工場等 |

※1号規制 敷地境界線の地表

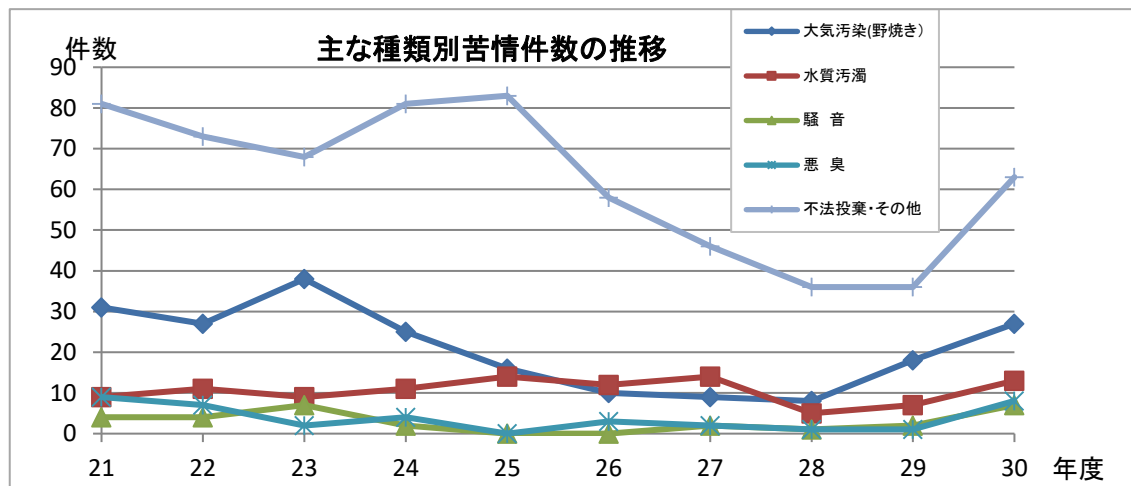
2号規制 気体排出口

3号規制 排水水 (排出推量により3段階の規制に区分)

6. 公害苦情

(1) 苦情件数の推移

平成 30 年度に受け付けた公害苦情は合計 127 件で、前年度に比べ増加し、平成 25 年度以前とほぼ同水準の件数であるといえます。



| 区分 年度 | 典型 7 公害 | | | | | | | 典型 7 公害以外 | | 総 数 |
|----------|-----------------|------|----|-----|-----|------|------|-----------|-----|-----|
| | 大気汚染 (野焼き含む) | 水質汚濁 | 騒音 | 振 動 | 悪 臭 | 土壌汚染 | 地盤沈下 | 廃棄物投棄 | その他 | |
| 元 | 35 | 23 | 7 | 0 | 12 | 0 | 0 | 55 | 0 | 132 |
| 30 | 27 | 13 | 7 | 0 | 8 | 0 | 0 | 61 | 2 | 118 |
| 29 | 18 | 7 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 31 | 5 | 64 |
| 28 | 8 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 35 | 1 | 51 |
| 27 | 9 | 14 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 46 | 0 | 73 |
| 26 | 10 | 12 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 58 | 0 | 83 |
| 25 | 16 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 80 | 3 | 113 |
| 24 | 25 | 11 | 2 | 4 | 4 | 0 | 0 | 78 | 3 | 127 |
| 23 | 38 | 9 | 7 | 0 | 2 | 0 | 0 | 68 | 0 | 124 |
| 22 | 27 | 11 | 4 | 1 | 7 | 0 | 0 | 68 | 5 | 123 |

※典型 7 公害：大気汚染（野焼き含む）、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

平成 13 年 4 月より野外焼却が禁止されて以来、違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられており（大気汚染に分類）、件数の増減はあるものの、苦情がなくなることはありません。また、不法投棄の件数が前年度より増加しており、依然として多くの苦情が寄せられています。水質汚濁に関する苦情については、水質基準は満たしているが、色や泡等、通常の変化からの苦情が寄せられました。

① 典型 7 公害

令和元年度の公害苦情（132 件）のうち、「典型 7 公害」の苦情件数は 77 件（全公害苦情件数の 58%）で、前年度に比べ 22 件増加しました。令和元年度の典型 7 公害の苦情を種類別にみると、大気汚染（野焼き含む）35 件と最も多く、次いで水質汚濁 23 件となっています。

大気汚染の苦情の多くは、野外焼却に関するものでした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。

② 典型 7 公害以外

「典型 7 公害以外」の苦情件数は 55 件（全公害苦情件数の 42%）で、全て廃棄物の不法投棄に関わるものでした。

7. リサイクルと廃棄物

(1) 廃棄物の状況

①ごみ排出量

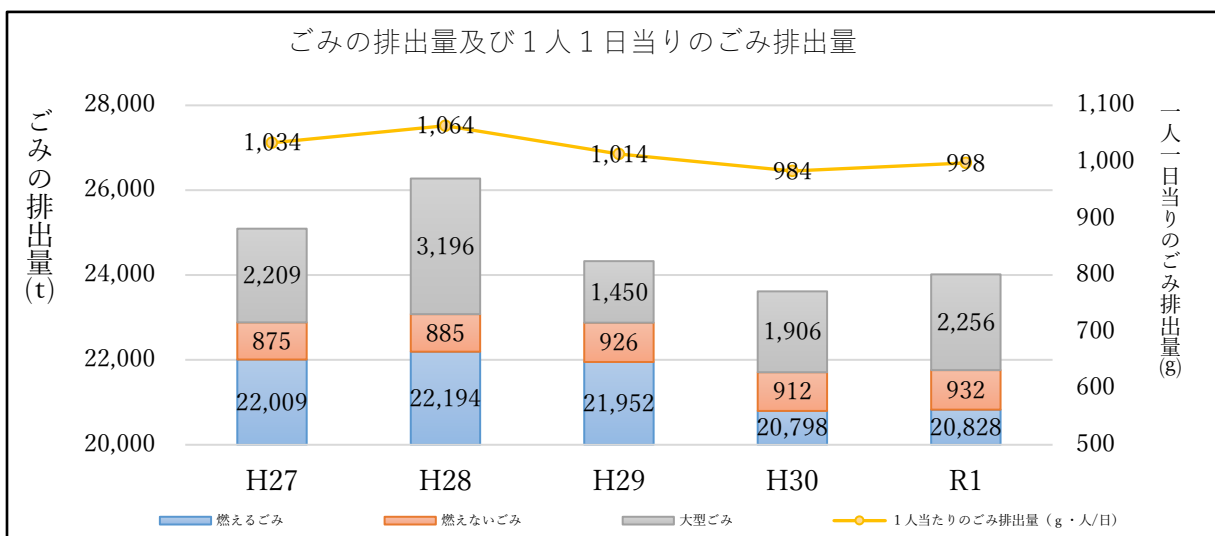
当市のごみの排出量は、平成29年4月のごみ処理手数料有料化制度の実施以前と比較し、燃えるごみについては減少しましたが、燃えないごみは増加しています。大型ごみについては、平成28年度では、有料化前の駆け込みでごみの排出量が増加しました。その反動もあり、平成29年度においては大型ごみの排出量が大きく減少しています。なお、ごみ処理手数料有料化の効果検証については、駆け込みでの排出の影響等が大きいことから、短期間の実績では十分な検証ができないため、令和5年度に評価を行います。令和元年度のごみの排出量は、平成30年度と比較して211t増加しています。全国的に多くの自治体のごみの減量化に成功している中、中津川市も環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の実現に向けて、将来への負担を先送りにしない、着実なごみ減量対策を講じていく必要があります。各家庭において、生活スタイルの見直しを啓発するとともに、取り入れやすいごみ減量方法を検討し、促進していくことが大切です。

ごみ排出量

(単位：t)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 燃えるごみ | | 22,009 | 22,194 | 21,952 | 20,798 | 20,828 |
| 燃えないごみ | | 875 | 885 | 926 | 912 | 932 |
| 大型ごみ | | 2,209 | 3,196 | 1,450 | 1,906 | 2,256 |
| その他 | | 25 | — | — | — | — |
| 資源ごみ | | 967 | 838 | 956 | 969 | 911 |
| 集団回収 | | 3,774 | 3,290 | 3,431 | 3,060 | 2,929 |
| ごみ排出量 | | 29,859 | 30,403 | 28,715 | 27,645 | 27,856 |
| 人口(人)※ | | 78,883 | 78,319 | 77,579 | 76,871 | 76,284 |
| 1人1日当りの ごみ排出量 (g/人・日) | 中津川 | 1,034 | 1,064 | 1,014 | 984 | 998 |
| | 岐阜県 | 906 | 892 | 892 | 891 | — |
| | 全国 | 939 | 925 | 920 | 918 | — |

※各年度10月1日現在人口



②ごみ処理経費

中津川市における一般廃棄物の処理に要した経費（建設改良費を除く。）は、令和元年度は1,072,585千円でした（「一般廃棄物実態調査」より）。一人当たりに換算すると14,060円、1kgあたり43.0円でした。

ごみ処理事業経費（建設改良費を除く）の推移

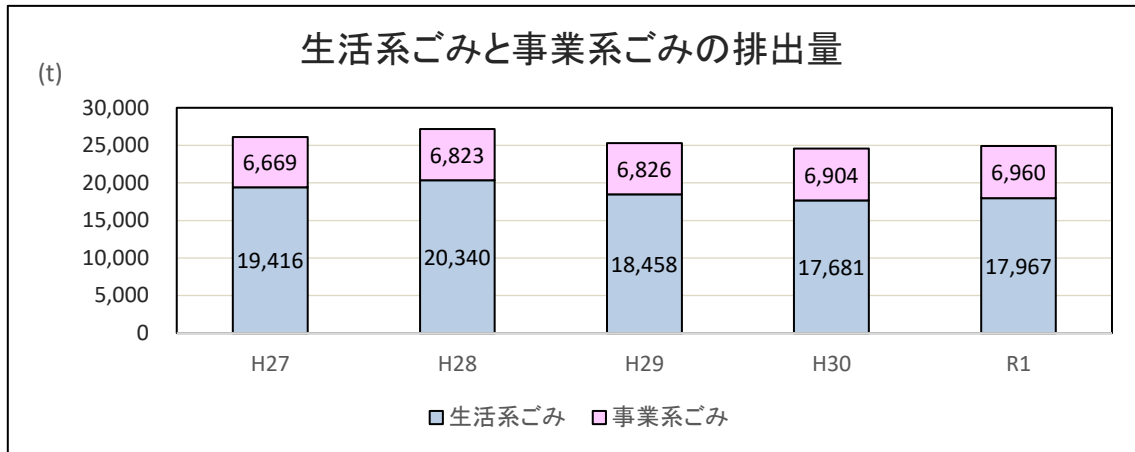
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ごみ処理経費（千円） | | 1,089,735 | 1,085,914 | 1,095,611 | 1,069,402 | 1,072,585 |
| 一人当たりの 経費（円） | 市 | 13,815 | 13,865 | 14,123 | 13,912 | 14,060 |
| | 県 | 13,167 | 13,890 | 14,060 | 13,792 | — |
| | 全国 | 12,649 | 12,680 | 12,643 | 13,082 | — |
| 1kg当たりの処理経費 （集団回収除く） | | 41.7円/kg | 40.0円/kg | 43.3円/kg | 43.8円/kg | 43.0円/kg |

（※令和元年度数値は速報値です。）

③生活系ごみと事業系ごみ

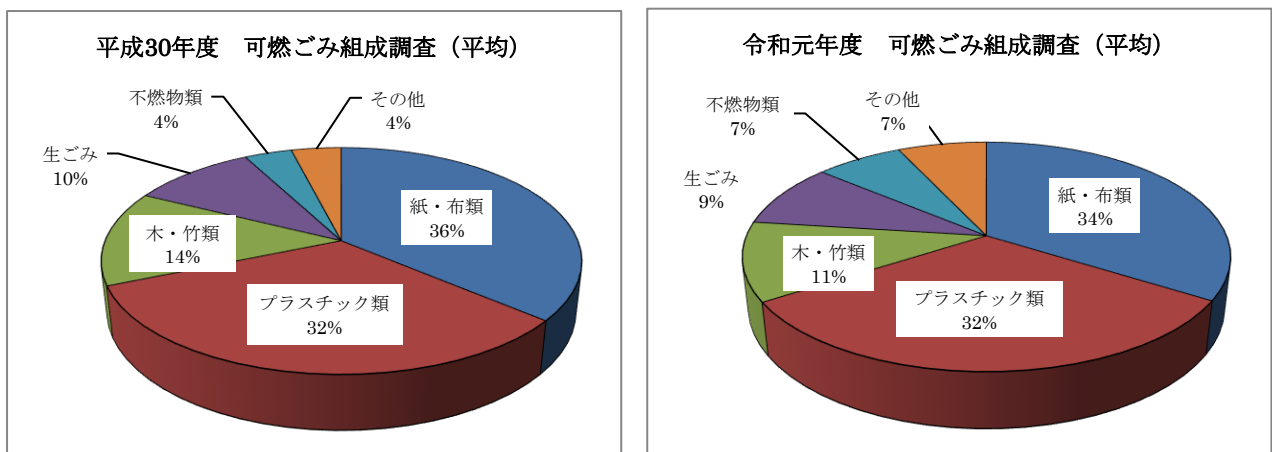
生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。

令和元年度は生活系ごみが17,967t、事業系ごみが6,960tであり、生活系ごみが72%を占めていました。なお、例年同水準の割合となっています。



④ごみの組成調査

環境センターでは、搬入された「可燃ごみ」（「燃えるごみ」+「粗大不燃施設での破碎残渣等」を含みます。）の組成調査を行なっています。組成調査の結果では、可燃ごみの多くを紙・布類が占めており、その割合は平成29年度（平均）は39%でしたが、平成30年度（平均）は36%、令和元年度（平均）は34%と徐々に減っています。ごみの減量のためには、約7割を占めている紙・布類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があります。



⑤最終処分場について

最終処分量は2,424 t、1人1日当たりの最終処分量は87gでした。

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 最終処分量 (t) | | 2,280 | 2,415 | 2,503 | 2,356 | 2,424 |
| 1人当たり の最終処分 量 (g) | 市 | 79 | 84 | 88 | 84 | 87 |
| | 県 | 75 | 67 | 68 | 81 | — |
| | 全国 | 89 | 85 | 83 | 92 | — |

2005年から、供用開始した最終処分場(約73,000 m³)は、令和元年度末現在残余容量は33,549 m³・残余年数は11年であり、2031年度には一杯となる計算です。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度最終処分量/埋立ごみ比重}}$$

(2) ごみ減量化の取り組み施策

①布類の回収について

平成27年度より、ごみの減量化を推進するために、布類の回収を開始しました。各事務所窓口で、年3回実施しています。なお、平成29年度より、環境センターでは常時回収を行っています。

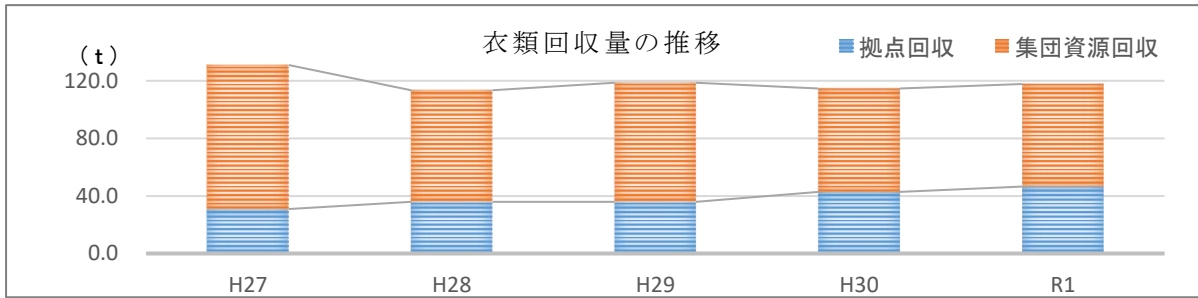
■衣類回収量の推移

(単位：t)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 拠点 施設 での 衣類 回収 | 環境センター | 1.4 | 2.1 | 6.9 | 10.3 | 12.8 |
| | 市役所 | 10.5 | 12.6 | 9.9 | 12.0 | 13.4 |
| | 苗木事務所 | 1.0 | 1.9 | 2.1 | 2.1 | 2.1 |
| | 坂本事務所 | 2.6 | 2.6 | 1.5 | 2.7 | 2.7 |
| | 落合事務所 | 2.0 | 2.9 | 2.3 | 2.5 | 2.5 |
| | 阿木事務所 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.7 |
| | 神坂事務所 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.5 |
| | 山口総合事務所 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.7 | 1.1 |
| | 坂下総合事務所 | 4.8 | 4.1 | 4.6 | 3.8 | 3.4 |
| | 川上総合事務所 | 0.5 | 1.2 | 0.8 | 1.0 | 1.7 |
| | 加子母総合事務所 | 2.5 | 2.5 | 1.2 | 1.9 | 1.5 |
| | 付知総合事務所 | 1.6 | 2.9 | 2.5 | 3.4 | 2.4 |
| | 福岡総合事務所 | 1.4 | 1.1 | 1.7 | 1.8 | 1.2 |
| | 蛭川総合事務所 | 0.7 | 0.5 | 0.7 | 0.3 | 0.5 |
| 小計 | 30.9 | 36.0 | 36.0 | 42.9 | 46.5 | |
| 集団資源回収(衣類回収) | | 100.1 | 77.4 | 82.6 | 71.7 | 71.3 |
| 合計 | | 131.0 | 113.4 | 118.6 | 114.6 | 117.8 |
| 市民1人1年あたりの回収量 | | 1.66 kg/年 | 1.44 kg/年 | 1.53 kg/年 | 1.49 kg/年 | 1.46 kg/年 |

※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

■衣類回収量の推移（グラフ）



②剪定枝の堆肥化

平成 27 年度より、ごみの減量化を推進するために、一斉清掃の時期（6 月、9 月）に合わせて刈草、剪定枝の堆肥化を行っています。堆肥は、環境フェスタ等で市民に無料配布しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 堆肥化した刈草等の量 | 30t | 80t | 69t | 46t | 51t |

③ごみ処理手数料有料化制度への取り組みについて

ごみの減量化とリサイクルを促進する循環型地域への転換をはかるため、平成 26 年度に中津川市ごみ減量検討市民会議を設置し、議論を重ねた結果、平成 29 年度よりごみの処理にかかる費用の一部を排出者である市民の皆さまに手数料としてご負担いただく「ごみ処理手数料有料化制度」を段階的にスタートしました。有料化制度の導入に先駆け、平成 28 年度に、有料化制度の導入について、各地区にて説明会の開催等を行いました。平成 29 年 4 月より、大型ごみの有料化を開始し、さらに平成 29 年 8 月からは、燃えるごみ、燃えないごみの有料化を開始（新ごみ袋での販売・収集の開始）しました。ごみ処理手数料制度の切り替えに際して、8・9 月の 2 ヶ月間を新・旧のごみ袋使用可能期間として設定し、平成 29 年 10 月より新ごみ袋での収集に完全移行しました。

【ごみ処理手数料有料化制度の概要】

| ごみ区分 | サイズ | 制度導入前 | 制度導入後 | 制度開始時期 |
|--------|-----|------------------------|--|-------------|
| 大型ごみ | - | 無料 | 100 円/10 kg (直接搬入) 500 円/シール 1 枚 (拠点回収) | 平成 29 年 4 月 |
| 燃えるごみ | 大 | 260 円/15 枚入 (17.3 円/枚) | 450 円/10 枚入 (45 円/枚) | 平成 29 年 8 月 |
| | 中 | 260 円/20 枚入 (13.0 円/枚) | 300 円/10 枚入 (30 円/枚) | |
| | 小 | 260 円/25 枚入 (10.4 円/枚) | 180 円/10 枚入 (18 円/枚) | |
| 燃えないごみ | 大 | 260 円/10 枚入 (26.0 円/枚) | 450 円/10 枚入 (45 円/枚) | |
| | 中 | 260 円/12 枚入 (21.7 円/枚) | 300 円/10 枚入 (30 円/枚) | |
| | 小 | 260 円/15 枚入 (17.3 円/枚) | 180 円/10 枚入 (18 円/枚) | |

※ごみ袋のサイズは変更していません。

(3) リサイクル事業

① 集団資源回収の奨励

中津川市では、小中学校のPTAや地域、子供会・老人会等による集団資源回収（廃品回収）活動が行われています。

集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

| | |
|------------------------------------|------------|
| 対象品目：ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等 | 奨励金額：5円/kg |
|------------------------------------|------------|

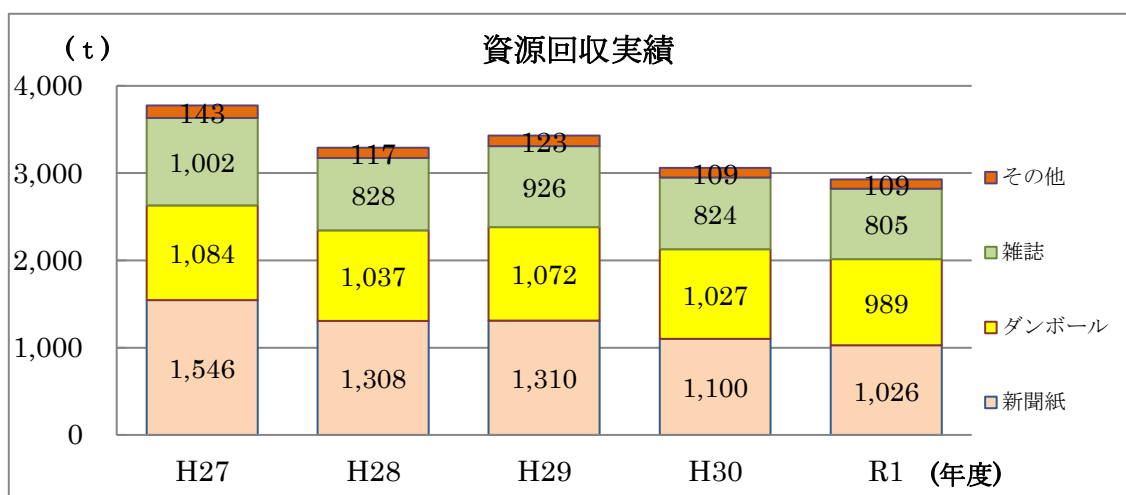
集団資源回収量

(単位：t)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|-------|
| 中津川 | 2,663 | 2,285 | 2,387 | 2,149 | 2,022 |
| 山口 | 46 | 55 | 53 | 45 | 70 |
| 坂下 | 259 | 214 | 235 | 198 | 234 |
| 川上 | 40 | 43 | 35 | 43 | 38 |
| 加子母 | 144 | 136 | 144 | 120 | 113 |
| 付知 | 224 | 206 | 201 | 178 | 137 |
| 福岡 | 256 | 238 | 246 | 227 | 211 |
| 蛭川 | 143 | 113 | 130 | 101 | 103 |
| 合計 | 3,774 | 3,290 | 3,431 | 3,060 | 2,929 |

※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

資源回収実績



② リサイクルボックス

市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、または保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを設置しています。(令和元年度末設置数 55 箇所)

リサイクルボックスでは、主に新聞紙、雑誌（雑がみ）、段ボールを回収し、資源の循環を図っています。

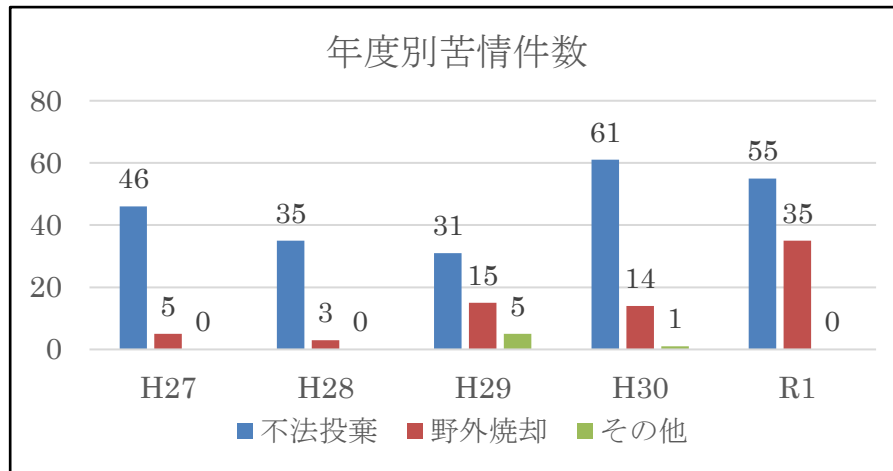
(4) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、ここ数年減少傾向にありましたが、平成30年度以降は増加しています。

特に野外焼却については、令和元年度に急増しています。これは、違法焼却より例外規定の農作業に伴う焼却への通報が増えており、田畑等から宅地開発した後の定住者（集合住宅を含む。）との地域間コミュニケーションの希薄に伴うものが大半です。また、不法投棄については、ごみステーションでの通報が増えており、ごみの分別方法の周知不足や個人のマナーの問題が考えられます。個人個人の意識啓発を一層促していくことが必要と思われる。

不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防ぐことが大切です。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切です。

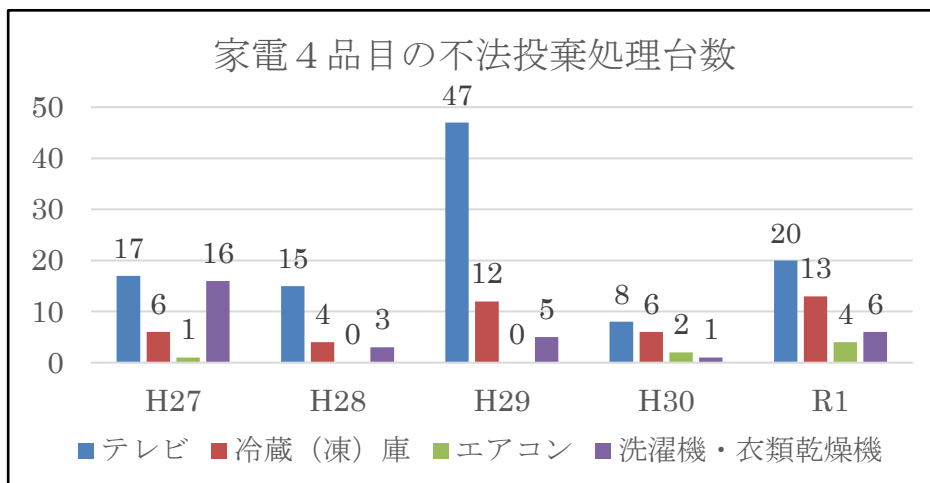
市では、不法投棄の防止と発見した場合の指導等を行うことを目的として、自治会等と連携して移動式監視カメラを一定期間設置する取組みを始めています。



(5) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ（ブラウン管）・冷蔵（凍）庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。通常の廃棄物とは処理方法が異なるため、不法投棄されることも多く、一つの場所に何台も不法投棄されているケースもあります。

広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発していく必要があります。



(6) し尿処理

①し尿・汚泥処理量

し尿は市域を二分し、旧市地区は衛生センターで、旧恵北地区は恵北衛生センターで処理をしていましたが、新しくできた汚泥処理センターの本格稼働に合わせ、令和元年12月からは全て汚泥処理センターで処理をしています。

し尿・汚泥処理量

(単位：kℓ)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿 | 11,475 | 10,582 | 10,045 | 9,599 | 9,339 |
| 浄化槽汚泥 | 14,725 | 14,187 | 13,070 | 12,367 | 11,665 |
| 計 | 26,200 | 24,769 | 23,115 | 21,966 | 21,004 |

一般廃棄物実態調査より（令和元年度数値は速報値です）

②し尿処理事業経費

し尿処理事業経費（建設改良費を除く。）は、令和元年度は、327,136千円で、一人当たりに換算すると4,288円でした。

し尿処理事業経費（建設改良費を除く）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| し尿処理経費（千円） | 421,040 | 371,864 | 350,680 | 348,127 | 327,136 | |
| 一人当たりの 処理経費（円） | 市 | 5,338 | 4,748 | 4,520 | 4,529 | 4,288 |
| | 県 | 2,232 | 2,330 | 2,386 | 2,302 | — |
| | 全国 | 1,484 | 1,466 | 1,553 | 1,454 | — |

一般廃棄物実態調査より（令和元年度の県、全国数値は、令和3年度に公表予定、中津川市数値は速報値です）

第3章 第三次中津川市環境基本計画



シデコブシ (坂本 岩屋堂)

第1節 第三次中津川市環境基本計画

1. 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針として策定されたものです。

平成16年3月に「中津川市環境基本計画（第一次中津川市環境基本計画）」を策定し、その後、平成17年2月の市町村合併を受けて、平成19年3月に「第二次中津川市環境基本計画」として見直ししており、その計画期間が終了したことから、「第三次中津川市環境基本計画」を策定しました。

2. 計画の将来像

本計画における将来の環境像は、中津川市総合計画の将来都市像『かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川』を踏まえて定めています。本市のやすらぐ美しい自然を守り、生活環境、自然環境、地域環境にやさしい取組みを通じて、活気あふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっかりと引き継いでいくことを目指して決めました。

〈第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像〉

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

将来の環境像を実現するための5本の柱

| 自然共生 | 循環 | 低炭素 | 安全安心 | 人づくり |
|---|---------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。 | 家庭や事業活動から排出される廃棄物等を減らし、できるかぎり再資源化します。 | 自然エネルギーの導入などにより、二酸化炭素の排出を削減します。 | 生活環境を守り、快適で安全に安心して住み続けられる地域づくりを進めます。 | 多様な主体、幅広い世代が連携・協力し、将来の環境を守る人材を育てます。 |

3. 計画の期間

本計画の取組み期間は、平成28年度から令和7年度（平成37年度）までの10年間とします。中間時点となる今年度（令和2年度）は社会情勢の変化等に対応するため、見直しをする予定です。

第2節 計画の施策体系

1. 計画の施策体系

| 環境像 | 5本の柱 | 基本方針 | | 施策内容 | | |
|------------------------------|----------------------------------|------------------------|------------------|--------------------------|----------------------|--|
| 自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川 | 自然共生地域づくり (中津川市生物多様性地域戦略を兼ねる) | 1 自然を守る仕組みをつくる | 1-1 | 自然環境保全を推進するための仕組づくり | | |
| | | | 1-2 | 自然環境保全活動のための人材育成 | | |
| | | | 1-3 | 自然環境保全活動につながる市民運動の推進 | ★ | |
| | | 2 自然を調べ理解する | 2-1 | 自然環境に関する基礎情報の収集 | | |
| | | | 2-2 | 希少な生きものに関する調査 | ★ | |
| | | | 2-3 | 外来生物に関する調査 | ★ | |
| | | 3 自然を保全する | 3-1 | 希少な生きものの保全活動の推進 | ★ | |
| | | | 3-2 | 外来生物の駆除の推進 | ★ | |
| | | | 3-3 | 野生鳥獣の保護及び管理 | ★ | |
| | | | 3-4 | 森林・里地里山の整備推進 | ★ | |
| | | 4 自然を活かす | 4-1 | 自然の恵みの有効利用 | ★ | |
| | | | 4-2 | 自然を活かした観光や交流の推進 | ★ | |
| | 4-3 | | 自然体感型施設等の充実と活用 | | | |
| | 循環型地域づくり (一般廃棄物処理基本計画を引用) | 5 ごみ減量化の推進 | 5-1 | ごみ減量化の普及啓発 | ★ | |
| | | | 5-2 | ごみ処理手数料の有料化 | ★ | |
| | | | 5-3 | 市民・事業者・行政による協働の取組の推進 | | |
| | | | 5-4 | 生ごみの有効利用の促進 | | |
| | | | 5-5 | レジ袋削減・詰換商品の選択促進 | | |
| | | 6 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進 | 6-1 | 集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進 | | |
| | | | 6-2 | 資源ごみの回収・利用の促進 | | |
| | | | 6-3 | 新たな回収拠点(新リサイクルセンター)の活用促進 | | |
| | | 7 環境に配慮した適性処理・処分 | 7-1 | ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分 | | |
| | | | 7-2 | 生活排水処理施設整備と適正管理 | | |
| | | | 7-3 | 不法投棄防止に向けた対応 | | |
| | | 8 地域資源の循環的活用 | 8-1 | 木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組づくり | ★ | |
| | | 低炭素地域づくり | 9 エネルギーの効率的な利用促進 | 9-1 | 家庭や事業活動における省エネルギーの推進 | |
| | | | | 9-2 | 行政の効率的な省エネルギー活動の推進 | |

| | | | | |
|---|--|--|------------------------------|---------------------------|
| <p style="text-align: center;">低炭素地域づくり</p> <p>(中津川市地球温暖化対策実行計画・中津川市地域新エネルギービジョン・チャレンジ25地域づくり計画・中津川市省エネ節電計画を兼ねる)</p> | 10 再生可能エネルギーの導入促進 | 10-1 太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進 | | |
| | | 10-2 小水力発電の導入促進 | ★ | |
| | | 10-3 木質バイオマスの利用促進 | ★ | |
| | | 10-4 再生可能エネルギーを活用した防災対策 | ★ | |
| | | 10-5 再生可能エネルギー活用による地域の活性化 | | |
| | 11 交通の低炭素化 | 11-1 エコカーの普及促進 | | |
| | | 11-2 交通インフラの低炭素化 | | |
| | | 11-3 環境にやさしい交通システムの促進 | | |
| | 12 森林による二酸化炭素の吸収源対策 | 12-1 健康な森作りの推進 | | |
| | | 12-2 カーボン・オフセットの推進 | | |
| | <p style="text-align: center;">安全安心な環境づくり</p> | 13 健康で安全な環境づくり | 13-1 大気環境の保全 | |
| | | | 13-2 水環境の保全 | ★ |
| | | | 13-3 騒音・振動及び悪臭対策の推進 | |
| | | | 13-4 地下水と土壌環境の保全 | |
| | | | 13-5 率先した公害防止対策の推進 | |
| | | 14 快適で安心な環境づくり | 14-1 不法投棄の防止 | ★ |
| | | | 14-2 まちの美化とマナーの向上 | |
| | | | 14-3 景観に配慮したまちづくり | |
| | | <p style="text-align: center;">環境保全に向けた人づくり</p> | 15 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり | 15-1 地域における環境保全の担い手の発掘と育成 |
| 15-2 環境教育・環境学習に携わる人材育成 | | | | |
| 15-3 市民や環境団体等の連携と活動促進 | ★ | | | |
| 15-4 事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり | ★ | | | |
| 15-5 大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり | ★ | | | |
| 15-6 環境情報の充実と発信 | | | | |
| 16 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 | 16-1 子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実 | | | |
| | 16-2 環境教育・環境学習プログラムの作成 | | ★ | |
| | 16-3 環境イベントや講座の実施 | | | |

※★：重点プロジェクト

2. 環境施策の取り組み

I. 自然共生地域づくり(中津川市生物多様性地域戦略)

地域の課題（環境基本計画より）

- 自然への関心の低下や開発、里地里山等の定例の放棄
- 希少植物等の自生地における生育環境の悪化
- 特定外来生物の生育地の拡大
- 野生鳥獣の被害の拡大

将来の環境像を実現するための指標と目標

| 指標 | 平成 26 年度 (2016 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 令和元年度 (2019 年度) | 目標値 (2025 年度) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|------------------|
| 自然環境保全活動参加人数 | 275 人/年 | 767 人/年 | 761 人/年 | 550 人以上/年 |
| 湧水湿地の調査箇所数 | 2 ヶ所(累計) | 3 ヶ所(累計) | 3 ヶ所(累計) | 12 ヶ所(累計) |
| ハナノキ自生地の調査箇所数 | 9 ヶ所(累計) | 13 ヶ所(累計) | 13 ヶ所(累計) | 19 ヶ所(累計) |
| 希少種自生地保全箇所数 | 2 ヶ所(累計) | 2 ヶ所(累計) | 4 ヶ所(累計) | 12 ヶ所(累計) |
| 特定外来生物の分布区域数 | 272 ヶ所 | 409 ヶ所 | 416 ヶ所 | 100 ヶ所以下 |
| 外来種駆除ため池件数 | 3 ヶ所(累計) | 6 ヶ所(累計) | 6 ヶ所(累計) | 13 ヶ所(累計) |
| エコツアーリズムツアーガイド数 | 0 人 | 112 人 | 130 人 | 30 人 |

施策内容

(1) 自然を守る仕組みをつくる

①自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-----------------------------|---|---|-------|
| 1-1 | 中津川市自然環境団体等連絡会議の推進（15-3 重複） | ・「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的に開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。 ・環境団体と連携し、自然共生地域づくりに取り組みます。 | 「中津川市自然環境団体等連絡会議」の役員会を6回開催し、官民の連携・協働による持続可能な自然環境保全施策の企画立案や取組の充実を図りました。（役員会：延べ52人出席） | 環境政策課 |
| 1-1 | 学識者・専門家等による支援体制の強化 | ・専門的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関などの連携を強化するとともに、自然環境の保全施策への支援体制を確立します。 | 岐阜大学准教授や森林文化アカデミー教諭等、専門的な知見から適正な保全活動への助言支援をいただきました。 | 環境政策課 |
| 1-1 | 農業科や専門学校との連携（15-5 重複） | ・高校や農業・林業等の各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。 ・大学等の有識者も交え、学生の活動・研究を支援します。 | 現状、取組み実績がないため、今後連携の可能性を探っていきます。 | 環境政策課 |

②自然環境保全活動のための人材育成

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|---|--|-------|
| 1-2 | 幼児向け環境教育の推進 | ・人と自然とのつながりを考えることのできる豊かな心を育むことを目的に、木育や自然体験を取り入れた幼児向け環境教育を、各保育園や幼稚園で実施します。 | 保育園や幼稚園の幼児向けの木育環境教育を実施しました。 【実績】 ・15園 園児 296人 ・指導員数 18名 | 環境政策課 |
| 1-2 | 河川環境教育の推進 | ・子ども達に川の水質や生態系の保全、流域の繋がりなどの学びを提供するために、水生生物調査（カワゲラウォッチング）などの河川環境教育を、小中学校を対象に実施します。 | 小学校児童に対し、河川環境学習（カワゲラウォッチング）を指導員及び環境政策課職員にて実施しました。 【実績】 ・15校 児童 465人 ・指導員数 26名 | 環境政策課 |
| 1-2 | 環境教育の指導者や保全活動の担い手育成 | ・幼児向け環境教育や河川・森林の環境教育などに携わる指導者を育成するための指導者講習などを実施し、本市の自然環境とその保全に関する正しい知識を持ち、その知識を伝え、活動していく人材を育成します。 | 木育スタッフ養成講座を企画し木育実施園の保護者などを中心に参加を募り、スタッフを増員できました。 【実績】 ・木育養成講座増員数 2名 | 環境政策課 |
| 1-2 | 環境教育や環境保全に必要な教材・副読本の作成 | ・環境教育や環境保全の担い手育成に必要な教材・副読本（指導者マニュアル）等をわかりやすい内容で作成し、指導者講習会などで活用します。 | これまでに作成した資料を、指導者講習会などに有効活用しています。 | 環境政策課 |
| 1-2 | 人材登録制度の創設・活用（15-1重複） | ・地域での環境保全活動を率い、学校や市民向けの環境教育・環境学習等を支援する人材の登録制度を創設し、講座等への派遣を行います。 | 木育や河川環境学習指導員の人材登録を進めました。 | 環境政策課 |

③自然環境保全活動につながる市民運動の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-----------------------------|---|--|-------|
| 1-3 | 自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進 | ・市民の自然環境に関する知識や保全意識の高揚を図るため、市民にも分かりやすく取り組みやすい生物多様性キャンペーン活動を企画・推進していきます。 | もったいな市などのイベントや広報なかつがわにおいて、生物多様性保全に関する宣伝啓発を実施しました。 | 環境政策課 |
| 1-3 | 自然環境保全活動の推進 | ・環境団体や地域による森林・里地里山・湧水湿地・川などの保全活動への支援や協働した取組みを推進します。 | 地域や環境団体が行う自然環境保全活動に対し、必要に応じて有識者による助言支援や資材の貸出等を行いました。 | 環境政策課 |
| 1-3 | 中津川市の自然を紹介する啓発物などの作成 | ・本市の自然環境や生きもの、保全活動などについて紹介した啓発パンフレットやマップなどを作成・配布し、市民の自然や生物多様性保全に対する理解を深めます。 | 「しろう ふれよう まもろう」と題した生物多様性の啓発パンフレットについて、図書館等にも設置していただき、市民への周知を図りました。 | 環境政策課 |

| | | | | |
|-----|------------------------|--|---|-------|
| 1-3 | 自然環境保全活動に必要な自然等の貸し出し | ・環境教育や環境調査、環境保全活動などに必要な教材や活動用品、観察器具、測定機器、作業資材などを確保し、必要に応じて市民団体等に貸し出します。 | 自然環境保全活動を行う団体等に、必要な資材等の貸し出しを行いました。 | 環境政策課 |
| 1-3 | 環境団体が行う活動の情報発信（15-3重複） | ・環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表する機会を提供します。 ・地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組みを啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。 | 環境フェスタや森林環境税関連業等において、環境団体の活動の場の提供や活動内容の情報発信・発表の機会を設けました。住みよい環境づくり推進員に対しては、年度当初に全地区で意見交換会を開催し、施策の取組の啓発と合わせて意見をもらい施策に反映させました。 | 環境政策課 |

(2) 自然を調べ理解する

①自然環境に関する基礎情報の収集

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------|--|---|-------|
| 2-1 | 身近な生きものの調査の実施 | ・市民や環境団体が参加する「市民生きもの調査隊」を編成し、身近な場所に生息している生きものの調査を行い、その結果をもとに冊子「中津川市の生きもの」を作成します。 | 河川環境学習（カワゲラウォッチング）において、身近な川に生息している生き物調査を実施しました。 | 環境政策課 |
| 2-1 | 自然環境基礎情報調査の実施 | ・自然環境に関する基礎情報を定期的に調査・整理するとともに、岐阜県GISマップへ生きものの分布状況等を随時登録し、自然環境の現状を把握します。 | 特定外来生物（植物）の分布状況について調査を行いました。 | 環境政策課 |

②希少な生きものに関する調査

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------------------|--|---|-------|
| 2-2 | 希少植物とその自生地の分布及び現状の調査 | ・保全すべき希少動植物の分布状況と自生地の現状を調査し、マップやデータベースを作成します。 ・東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地調査を行い、保全方針を検討し、自生環境の改善に向けた取組みを推進します。 | 岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、湧水湿地調査（水文調査）を実施しました。開始から10年間程度の調査を実施し、現状の把握を進めていきます。 | 環境政策課 |
| 2-2 | 希少動物とその生息地の分布及び現状の調査 | ・絶滅危惧種などの希少動物の分布状況と生息地の現状を調査し、基礎データとして蓄積します。 | 現状、取組み実績はありません。 | 環境政策課 |
| 2-2 | 天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査 | ・既存の天然記念物や保存樹などの現状調査を定期的実施し、保護・保存の取り組みに活かします。 ・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地については、天然記念物や保存樹の指定等も視野に入れた現状調査を行います。 | 指定天然記念物の一部に関し、巡視等を通じて現状確認した。坂本のハナノキ自生地の保全事業を実施しました。加子母のスギ、自生ヒトツバタゴの再生事業を実施しました。 | 文化振興課 |
| | | | 岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、湧水湿地調査（水文調査）を実施。開始から10年間程度の調査を実施し、現状の把握を進めていきます。 | 環境政策課 |

③外来生物に関する調査

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-------------|---------------------------------|---|-------|
| 2-3 | 特定外来生物の分布調査 | ・本市で繁殖が拡大している特定外来生物の分布調査を推進します。 | 市内一斉清掃等での特定外来生物（植物）の駆除活動や委託業務による駆除事業を通じて、分布調査を進めています。 | 環境政策課 |

（3）自然を保全する

①希少な生きものの保全活動の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-----------------------------|---|---|-------|
| 3-1 | 希少動植物の重要自生地の保全活動（天然記念物を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地での保全活動を推進します。 ・自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進します。 ・遺伝子の多様性に配慮しながら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めていきます。 | 現状、取組み実績はありません。 | 文化振興課 |
| | | | 岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地において、風倒木などの支障木や湿地の乾燥化の原因となる竹林の伐採を行うとともに、湧水湿地調査を継続して実施しました。 | 環境政策課 |
| 3-1 | 天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。 ・市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。 | 現状、取組み実績はありません。 | 文化振興課 |
| | | | 学術的にも希少な「岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ自生地」については、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの将来的な指定を考慮し、自生地内での湧水湿地調査や、台風での風倒木や湿地へ侵入する竹の伐採に取り組みました。 | 環境政策課 |

②外来生物の駆除の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|---|---|-----|
| 3-2 | 特定外来生物（植物）の駆除活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングウソウ等）や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。 ・市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。 <p>【率先的駆除対策の例】</p> | 特定外来生物（植物）の駆除が主目的ではありませんが、市が管理する道路・公園は、年1回の路肩の除草や公園の維持管理として実施しています。 | 建設課 |
| | | | 特定外来生物（植物）の駆除が主目的ではありませんが、市が管理する道路・公園については、地域などの協力による維持管理において実施しています。 | 管理課 |

| | | | | |
|--|--|--|---|-------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物駆除事業の推進 ・住民協働作業での駆除作業の推進 ・道路等の維持管理作業における駆除の実施 | 岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業を活用し、特定外来生物(オオキンケイギク、オオハングウソウ、アレチウリ)の駆除作業を実施しました。 駆除箇所：71箇所(2,786kg) また、アライグマ、ヌートリアなどの害獣対策として、捕獲檻の貸し出しを行いました。 | 環境政策課 |
|--|--|--|---|-------|

③野生鳥獣の保護及び管理

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況(令和元年度) | 担当課 |
|-------|-----------------|---|---|---------|
| 3-3 | 鳥獣保護及び管理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法を適正運用し、県の実施する固体管理などへの協力をします。 ・市内のニホンジカの被害状況を把握し、生息数が爆発的に増加する前に、ニホンジカの固体調整を検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ個体数調整捕獲事業(県単)を年度当初から実施し、捕獲圧を高めます。 【捕獲目標】 250頭(R1:90頭) | 有害鳥獣対策室 |
| 3-3 | 有害鳥獣駆除の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害を受けた地域からの要請に応え、猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。 ・有害鳥獣駆除隊員を育成し、実施体制の強化を図ります。 | 【捕獲目標】 イノシシ 400頭(R1:250頭) ニホンジカ 250頭(R1:126頭) ニホンザル 70頭(R1:120頭) 【育成補助目標】 4名(R1:4名) | 有害鳥獣対策室 |
| 3-3 | 農地等での有害鳥獣対策での推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地への有害鳥獣被害を防止するために、市民に対し、電気柵や防除策などの設置に対する補助を実施します。 ・有害鳥獣駆除隊員の育成に向け、狩猟免許や銃の所持に関わる経費の補助を、市民や市職員を対象に実施します。 | 鳥獣の農地への侵入対策を実施します。 【補助目標】 電気柵等 25件 500,000円(R1:25件 449,900円) 【育成補助目標】(再掲) 4名(R1:4名) | 有害鳥獣対策室 |

④森林・里地里山の整備推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況(令和元年度) | 担当課 |
|-------|------------|---|---|-------|
| 3-4 | 里地里山の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・人の手がかかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を模索し、有効利用につながるための仕組みづくりや具体的な利用の取組み等に向けた検討などを進めます。 | 地域の団体が、自ら地域の里山を整備する活動への補助を実施しています。また、森林山村多面的機能発揮対策事業を活用し、地域の団体自らが里山の整備及び利活用を行う取り組みに対し支援を行っています。 | 林業振興課 |
| | | | 耕作放棄がされている農地には、高齢等の理由で所有者が耕作できないところも多くあり、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査結果の検証を行いました。 | 農業振興課 |

| | | | | |
|-----|-------------------|---|--|---------------------------|
| 3-4 | 森林整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・国や県などの補助事業を活用し、民有地の森林整備を進めます。生物多様性保全の観点では、清らかな水を涵養する水源林等の整備、野生鳥獣被害の撲滅や地域住民の生活の向上を図るための里山林の整備の活用を進めていきます。 ・自然の力を活用した森林更新を促し、広葉樹林や針広混広林等を増やしていくことで森林の生態系サービスを高めます。 | <p>森林の持つ公益的機能の維持向上を目指し、県森林環境税の環境保全林整備事業等を活用し、間伐事業に取り組んでいます。また、野生鳥獣被害や地域住民の生活の向上を図るため里山林の整備に取り組んでいます。</p> <p>森林環境譲与税を活用し手入れが行き届いていない森林の整備に取り組んでいます。</p> | 林業振興課 |
| 3-4 | 環境配慮型農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・化学合成農薬や化学肥料を一定以上低減するなど環境への配慮を商品付加価値とした環境配慮型の農業を推進するため、国や県の補助制度も活用しながら推進していきます。 <p>【取り組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型農業推進事業（農林水産省） ・ぎふクリーン農業推進事業（岐阜県） | <p>環境配慮型の農業を推進しました。</p> <p>【補助実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業推進事業（農林水産省）1件 ・ぎふクリーン農業推進事業（岐阜県）0件 | 農業振興課 |
| 3-4 | 優良農地の確保に向けた取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消や農業の健全な発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するための再生作業（障害物除去、深耕、整地、土地改良等）や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動などに対する支援を行い、農用地区域の保全を図ります。 <p>【取り組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地再生利用交付金事業（農林水産省） ・多面的機能支払交付金事業（農林水産省） | <p>実施なし</p> <p>多面的機能支払交付金事業</p> <p>【補助実績参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組組織：41組織（H30：44組織） ・取組面積：1,344ha（H30：1,339ha） ・補助金額：99,135千円（H30：90,537千円） | <p>農業振興課</p> <p>農林整備課</p> |
| 3-4 | 河川や田園集落と調和した景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・3,000㎡以上の開発行為に対して、開発時に届出義務を課し、道路等の公共空間との境界部分に緑化の規制を設定します。 | <p>【届出数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0件（参考：H30年度5件） | 都市建築課 |

(4) 自然を活かす

①自然の恵みの有効利用

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|--|---|-------|
| 4-1 | 里地里山や清流の恵みの有効利用の促進 | ・里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発とブランド化の推進を図ります。 | 森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域の団体が里山整備の実施や薪炭材等への利活用に取り組んでいます。また、当事業のPRを行い、事業実施団体を支援しました。 | 林業振興課 |
| 4-1 | 産直住宅の建設促進 | ・地域材の利用を促進するため、市内業者による地域材を使った産直住宅の建設と普及啓発に補助します。 ・自然の光や熱を効果的に利用する、エコ住宅の要素を取り入れた産直住宅の研究開発や普及への取組みを進めます。 | 地域産材の利用促進のため、地域産材を使って建設された産直住宅に対し補助を行いました。 | 林業振興課 |
| | | | 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助金を交付し、家庭部門での普及促進を図りました。 【補助実績】 32件 | 環境政策課 |
| 4-1 | 公共施設等での木質化や緑化の推進 | ・公共施設や学校等における新築や増改築、備品等の導入の際には、施設の木造化や内装木質化を検討するとともに、木製品の活用に努めます。 ・敷地内での緑化を進めるなど自然と調和した環境配慮型の公共施設を目指します。 | 6月に花飾りボランティアを行い、各事務所やにぎわいプラザや消防他へ花の苗を配布し、施設周辺の緑化推進を行いました。 | 資産経営課 |
| 4-1 | 木材の搬出促進 | ・山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環型利用を促進します。 | 資源の有効活用を図るため県森林環境税の「県民協働による未利用材の搬出支援」を活用し地域住民自らが取り組む未利用材の搬出に対し補助をしました。 | 林業振興課 |

②自然を活かした観光や交流の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|----------------|--|--|-------|
| 4-2 | エコツーリズムの推進 | ・環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。 ・自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組みづくり、プロモーション等に取り組めます。 | ・蛭川地区において ONSEN・ガストロミーウォーキング in 中津川の開催を支援し、県内外からの参加者330名が当市の自然・歴史・文化・食を体験しました。 ・付知町まちづくり協議会が実施する付知町地区におけるサイクリングを活用した地域活性化事業を支援し、サイクリングマップの作成等受け入れ環境の整備を図りました。 | 観光課 |
| | | | 実施なし | 農業振興課 |
| | | | 観光課の裏木曾ヒノキ備林ガイドツアーの周知に努めました。 | 林業振興課 |
| | | | 環境団体により、自然体験や環境保全活動が実施されました。 | 環境政策課 |
| 4-2 | エコツーリズムのガイドの養成 | ・環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。 | 実施なし | 観光課 |
| | | | 実施なし | 農業振興課 |
| | | | 裏木曾古事の森育成協議会の裏木曾古事の森ウォーキングガイドツアーの周知に努めました。 | 林業振興課 |
| | | | 環境団体を中心となり、将来的にネイチャーガイドとなりうる人材の発掘を行っています。 | 環境政策課 |

| | | | | |
|-----|-----------------------|---|---|-------|
| 4-2 | 木曾川流域圏における自治体連携・交流の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川流域の自治会等により組織される様々な枠組みに参加し、流域圏の行政や企業の協働による生物多様性保全活動や森づくり活動などを市内で推進します。 ・本市の自然や特産品を活用した流域圏での経済交流を進めます。 | 流域自治会の開催イベントに参加し森林文化や森林利用の必要性を都市部住民に対しPRしています。 | 林業振興課 |
| | | | 「木曾三川流域自治体会議」に参加し、流域圏の自治体連携および強化、さらには経済交流も進めています。 | 環境政策課 |
| 4-2 | 姉妹都市や交流都市などの交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市や交流都市と自然環境をテーマにした交流を推進します。特に、苗木地区の野外教育センター（キャンプ場）における名古屋市の子どもたちとの交流やなごや環境大学を通じた名古屋市民との交流などを環境団体と連携して推進します。 | 交流都市間で、山や海といったそれぞれで普段体験できない自然環境を子ども達に体験する機会が設けられています。 | 環境政策課 |

③自然体験型施設等の充実と活用

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------|---|---|-------|
| 4-3 | 自然公園等の管理と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に3つある県立自然公園（胞山、裏木曾、恵那峡）の管理と保全を行い、観光分野での活用を進めます。 ・胞山県立自然公園では、三菱電機中津川製作所・根の上高原観光保勝会・市の三者が連携し、「根の上高原 生きた自然公園づくり協定」に基づく整備作業を実施します。 | 胞山県立自然公園においては継続して「根の上高原生きた自然公園づくり協定」による整備作業、子供たちへの自然体験などを年に3回行っています。10年間で延べ1000人以上のボランティアの方々に参加いただきました。 | 観光課 |
| 4-3 | 自然体験型施設等の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動や環境教育、エコツーリズム等で、市内の自然体感型施設等（キャンプ場、公園や親水広場等）の積極的な利用を促進します。 ・鉱物博物館においては、「夜明けの森こんもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。 | <p>自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催しました。</p> <p>【開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教室・ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> 計52回開催 1,452人参加 ・夜明けの森こんもり山プロジェクト 4回 延べ126人 ・はじめのいっぽ ～夜明けの森親子自然楽習～ 8回 延べ183人 ・ネイチャーゲーム（教室）2回 56人 ・夜の森にいらっしやい！ ナイトハイクツアー 1回 14人 ・ちっちゃな鉱物を標本にしよう 2回 52人 ・森の木の実でリースづくり1回 20人 ●企画展 <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み企画 長島鉱物コレクション展 ・第24回南極の石 太古の地球をのぞく ・第25回日本列島大分析！ 元素で見る『地球化学図』 ●私の展示室 <ul style="list-style-type: none"> ・第38回ナキウサギ写真展 『きみは岩場の天使』 | 鉱物博物館 |
| | | | 根の上高原では、春のつつじまつりにおいてサイクリングやオリエンテーリングが実施されたほか、年間を通じてきのこ教室や自然観察会自然と触れ合う機会を設けています。桜の湖や高峰湖のカヤック体験など、体験型観光を通して市内の自然体験型施設の利用促進を図っています。 | 観光課 |

| | | | | |
|--|--|--|--|-------|
| | | | 実施なし | 農業振興課 |
| | | | 自然体験活動や環境教育の場として活用できるように夜明けの森遊歩道などの整備を実施しました。 | 林業振興課 |
| | | | 市民に自然を身近に感じてもらう自然体験や環境学習を森林環境基金事業において環境団体の協力を得ながら進めました。 【開催実績】 以下の4講座 ・アマゴ釣り体験会、釣り教室（四ツ目川） ・親子で学ぼう-中津川市の川の水質と環境（中津川） ・もったいな市活動報告講座（都市緑地公園） ・竹林整備体験3回（北部体育館、落合公民館、坂本公民館） | 環境政策課 |

【第三次中津川市環境基本計画 資料より】

「湧水湿地」

東海地方の丘陵地には、砂礫層や花崗岩などの分布地域に、地下からの浸み出し水による小規模な湿地が形成されています。このような湿地では、東海地方の固有種や大陸系の種が隔離分布する「東海丘陵要素植物」が見られます。



苗木鎮の湖の湧水湿地



蛭川の湧水湿地

「シデコブシ」

シデコブシは日本の固有種で、岐阜県・愛知県・三重県の限られた地域にしか自生していません。湿地に生育し、4月には白色やうすいピンクの花が咲きます。市内では岩屋堂や若山等の自生地が天然記念物に指定されています。

「ハナノキ」

ハナノキはカエデ科の植物で、山地の湿地に育つ落葉高木です。4月ごろに真っ赤な花が咲きます。市内では坂本や坂下等の自生地が天然記念物に指定されています。

II. 循環型地域づくり(一般廃棄物処理基本計画より引用)

地域の課題(環境基本計画より)

- 岐阜県内 21 市の中で市民 1 人が 1 日に出すごみ排出量が最も多い。
- ごみ減量の意識向上を図る啓発活動の推進とごみ減量に繋がる施策の積極的展開が必要
- 市内の約 8 割を森林が占めており、木材の積極的な利用を進めるとともに、間伐材や製材工場の残材、住宅解体材などを有効活用し、地域内で循環させる仕組みづくりが必要。

将来の環境像を実現するための指標と目標

| 指標 | 平成 26 年度 (2016 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 令和元年度 (2019 年度) | 目標値 (2025 年度) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|------------------|
| 総ごみ排出量/年 (家庭ごみ+事業ごみ+集団回収) | 30,339t/年 | 27,623t/年 | 27,857t/年 | 26,736t/年 |
| 家庭ごみ排出量/年 | 23,419t/年 | 20,715t/年 | 20,897t/年 | 20,460t/年 |
| 集団資源回収量/年 | 3,701t/年 | 3,061t/年 | 2,929t/年 | 3,473t/年 |
| 最終埋立量/年 | 2,420t/年 | 2,356t/年 | 2,424t/年 | 2,150t/年 |
| 木質バイオマスを燃料とした薪・ペレットストーブ設置件数 | 0 件 | 延 84 件 | 延 119 件 | 延 200 件 |

施策内容

(5) ごみ減量化の推進

①ごみ減量化の普及啓発

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況(令和元年度) | 担当課 |
|-------|--------------------------|--|--|--------|
| 5-1 | ごみ減量化の普及啓発 | ・ごみ関連の情報を多様な方法で周知を図り、ごみ減量の意識向上を図ります。 | 「環境フェスタ中津川」にてごみ減量についての情報展示を実施しました。広報誌への掲載や雑誌回収及び衣類回収、刈草堆肥事業による堆肥の配布などについて、全戸回覧を行い、ごみ減量の意識向上を図りました。 | 環境政策課 |
| 5-1 | 住み良い環境づくり推進員との連携(7-3と重複) | ・住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。 | 住みよい環境づくり推進員代表者ブロック会議を行い、推進員の活動やごみ減量の取組みを周知しました。 | 環境政策課 |
| 5-1 | 事業者に向けた普及啓発 | ・事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を啓発します。 | 事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の啓発を行いました。 | 環境センター |
| | | | 当該年度は取組み実績がないため、今後作成・配布を検討していきます。 | 環境政策課 |
| 5-1 | 事業系ごみの排出管理の推進 | 大量にごみを排出する事業者に対し、ごみ減量や再生利用などに関する計画書の提出を求め、排出管理と必要な指導を行います。 | 大量にごみを排出する事業者に対し、廃棄物排出・処理計画書を提出させ、排出管理と指導を行いました。 | 環境センター |

②ごみ処理手数料有料化の導入

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況(令和元年度) | 担当課 |
|-------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| 5-2 | ごみ処理手数料有料化の導入 | ・ごみ減量対策として効果がある「ごみ処理手数料の有料化」導入を進めます。 | 「ごみ処理手数料の有料化」制度の導入は平成 29 年度に実施済みです。 | 環境政策課 環境センター |

③市民・事業者・行政による協働の取組みの推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-------------------------------|--|---|-------|
| 5-3 | 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組みの推進 | 毎年、「中津川市ごみ減量検討市民会議」を開催し、ごみ減量に関する効果的な取組みを検討し、提案された施策を推進します。 | ごみ減量検討市民会議を開催し、ごみ処理有料化開始から2年経過したことを受け、中津川市の廃棄物・リサイクル施策の現状について報告し、また一般廃棄物処理基本計画の改定案について意見をいただきました。 | 環境政策課 |

④生ごみの有効利用の促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------|--|--|-------|
| 5-4 | 食品ロス削減の普及啓発 | ・食べられる状態でもあるにもかかわらず廃棄される食品（食品ロス）への関心と「もったいない」の意識を高め、生ごみの発生抑制を進めます。 | 広報紙にて、食品ロス削減の普及啓発を行いました。 (広報10月号回覧チラシ) | 環境政策課 |
| 5-4 | ダンボールコンポスト等の普及啓発 | ・生ごみを堆肥化するダンボールコンポストなど家庭において堆肥化するための多様な処理方法の普及を推進し、ごみの発生抑制を進めます。 | 「環境フェスタ中津川（11月2日）」において、ダンボールコンポストの普及啓発と販売を行いました。 生ごみの減量については広報7月号にて記事を掲載し啓発しています。 | 環境政策課 |

⑤レジ袋削減・詰換商品の選択促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------|--|--|-------|
| 5-5 | レジ袋削減の取組みの推進 | ・中津川市レジ袋有料化推進協議会の提起により、平成20年10月から参加事業者（店舗）においてレジ袋の有料化を実施し、省資源とごみ減量化を推進しています。 ・取組みの継続と事業者の参加拡大を進めます。 | マイバックの利用及びレジ袋の削減について啓発を行いました。また、参加事業者において、レジ袋の有料化を実施していただいております。 | 環境政策課 |
| 5-5 | 詰替商品の選択の普及啓発 | ・容器包装廃棄物の削減のため、市民や販売事業者に対して、詰替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図ります。 | ごみ減量施策として、詰替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図りました。 | 環境政策課 |

(6) 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進

①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|----------------|--|---|-------|
| 6-1 | 集団資源回収奨励金制度の実施 | ・集団資源回収活動を活発に持続させるため、奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図ります。 | 資源回収奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図りました。 【回収実績】 2,929 t | 環境政策課 |
| 6-1 | リサイクルボックスの利用促進 | ・各地域の資源回収の拠点となるリサイクルボックスを計画的に整備するとともに、有効に利用されるよう啓発を行い、リサイクルの推進を図ります。 | 資源回収奨励金制度を継続し、リサイクルボックスの利用啓発、推進を図りました。 | 環境政策課 |
| 6-1 | 使用済製品等の店頭回収の促進 | ・販売店による使用済製品等の回収を促進し、利便性に配慮した効率的な資源回収を進め、ごみ減量とリサイクル推進を図ります。 | 事業者において、店頭にて使用済製品等の回収が実施されています。 | 環境政策課 |

②資源ごみの回収・利用の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|----------------------|---|---|-----------------|
| 6-2 | カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収 | ・カン類・ビン類・ペットボトル類を分別して回収資源として再生利用につなげます。 | カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収を行い、資源として再生利用につなげました。 | 環境センター |
| 6-2 | 雑紙の回収 | ・雑紙を資源としてリサイクルしていく効果的かつ効率的なシステムをつくり、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。 | 中津西地区・福岡地区の一部において、雑がみ回収を実施しました。【回収実績】 約 2.7t 回収 | 環境政策課 環境センター |
| 6-2 | 衣類・布類の回収 | ・衣類・布類を資源としてリユース（再使用）またはリサイクル（再生利用）し、ごみの減量化を図ります。 | 衣類・布類を資源として年に3回拠点回収また環境センターでは常時回収を実施し、ごみ減量化を図りました。【回収実績】 約 46t 回収 | 環境政策課 環境センター |

③新たな回収拠点（新リサイクルセンター）の活用促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-------------------|---|---|--------|
| 6-3 | 新リサイクルセンターの充実した活用 | ・旧資源センターの老朽化及び市民や事業者の利便性向上のため、平成 28 年に建設した「リサイクルセンター」を新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、サービスを充実し、市民、事業者の利用を促進します。 | 新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、資源物の収集、選別および処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができました。 | 環境センター |
| 6-3 | 使用済小型家電の資源化 | ・使用済小型家電電子機器に利用されている希少金属などの資源の確保とその再資源化を促進するため、回収・資源化に向けた最適なシステムを検討し実施します。 | 使用済小型電子機器類の破碎残渣から金属類を回収し再資源化を行いました。 | 環境センター |
| 6-3 | 大型ごみのリユース販売の実施 | ・大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を安い価格で展示販売し、ごみの減量につなげます。また、市民や団体等との協働により、修理や販売、運營業務の安定化を目指します。 | 大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を展示販売しました。 | 環境センター |
| 6-3 | 不用品紹介制度の検討 | ・市民や不用となったもの、譲って欲しいものをそれぞれ登録し紹介する「不用品紹介制度」の検討を進めます。 | 今後、制度の検討を進めていきます。 | 環境センター |

(7) 環境に配慮した適正処理・処分

①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------|--|--|--------|
| 7-1 | ごみ処理施設の適正処理・管理 | ・法令に基づき、ダイオキシン類など大気排出濃度の常時監視と適正な焼却管理と焼却灰の処分、ごみの受入基準に基づく指導の徹底や埋立処分量の減量など適正処理と管理を進め、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。 | ごみの中間処理施設及び最終処分場において適正な処理および処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全に努めました。 | 環境センター |
| 7-1 | し尿処理施設の適正処理・管理 | ・法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行い、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。 | 法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行いました。 | 衛生センター |
| 7-1 | 新衛生センターの建設 | ・市内に2ヶ所の衛生センター（衛生センター・恵北衛生センター）の統合を図り、周辺等の生活環境に配慮した安全で安定的な処理施設を建設します。 | 新衛生センター「汚泥処理センターアクアクリーン中津川」が完成し、供用開始しました。 【工事完成】令和元年11月29日 【供用開始】令和元年12月1日 | 衛生センター |
| 7-1 | 将来に向けた処理施設等の計画検討 | ・中長期的視野に立ち、環境センターおよび衛生センターでのごみ・し尿処理が継続して安定運営できるよう修繕や整備計画を立案するとともに、近隣自治体と連携した広域的な処理システムの検討を行います。 | 環境センター長寿命化総合計画に基づく修繕や整備を行い、安定運営を行いました。近隣自治体と広域処理について意見交換を行いました。 | 環境センター |
| | | | 新衛生センター「汚泥処理センターアクアクリーン中津川」が完成し、供用開始しました。 | 衛生センター |

②生活排水処理施設整備と適正管理

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------------|--|---|----------|
| 7-2 | 公共下水処理場の適正な運用と維持管理 | ・各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、危機点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。 | 長寿命化対策事業として、中津川地区のマンホールポンプ緊急通報装置更新工事を実施しました。 | 下水道課 |
| | | | 適正に維持管理しました。 | 浄化管理センター |
| 7-2 | 特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理 | 各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、危機点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。 | 長寿命化対策事業として、苗木・福岡・付知地区のマンホールポンプ緊急通報装置更新工事を実施しました。 | 下水道課 |
| | | | 適正に維持管理しました。 | 浄化管理センター |
| 7-2 | 農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理 | ・各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止法を継続するため、危機点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。 | 長寿命化対策事業として、田瀬地区の農業集落排水処理施設改築更新工事を実施しました。 | 下水道課 |
| | | | 適正に維持管理しました。 | 浄化管理センター |

③不法投棄防止に向けた対応

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------------|--|--|-------|
| 7-3 | 不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化 | ・不法投棄の防止に向けた排出責任の徹底に関する意識の啓発を図るとともに、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。 | 地域や警察、岐阜県と連携し、不法投棄監視のパトロール等を実施しました。また、看板の設置や、不法投棄監視カメラを導入しました。 | 環境政策課 |
| 7-3 | 住み良い環境づくり推進員との連携（5-1と重複） | ・住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。 | 住みよい環境づくり推進員代表者会議を開催し、推進員の活動及び市のごみ減量の取組みについて周知を行いました。 | 環境政策課 |
| 7-3 | 不法投棄監視パトロールの実施（14-1と重複） | 岐阜県や警察、地域、土地所有者等と協力連携し、監視パトロールを実施します。 | 岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。 | 環境政策課 |

(8) 地域資源の循環的活用

①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-----------------------------------|---|---|--------|
| 8-1 | 刈草・剪定枝の有効活用（堆肥化） | 家庭や事業者、また市内一斉清掃などで地域から発生する刈草や剪定枝を堆肥化し菜園や農業等で有効利用させていくための仕組みをつくり、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。 | 一斉清掃等による刈草・剪定枝を堆肥化し、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげました。 | 環境センター |
| 8-1 | 公共事業から発生する木の有効活用（燃料化） | ・道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みをつくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。 | （該当なし） | 管理課 |
| | | | 市民協働の一貫として、市が立木伐採を行い、地域で必要な方が見える場合は、その中で有効活用してもらっている。 | 建設課 |
| | | | 一斉清掃前後に実施される公共事業や道路のボランティア清掃から発生する剪定枝について、堆肥化する事業に取り組みましたが、燃料化への有効活用については、現在検討していません。 | 環境政策課 |
| 8-1 | 製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり | ・市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料費として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。 | 製材端材の利用手段について地域事業者との情報交換に努め有効な利用方法を研究していきます。 | 林業振興課 |
| | | | （該当なし） | 農業振興課 |
| | | | 該当なし | 工業振興課 |
| | | | 市内の事業者において、自社の製材端材を燃料化（ペレット化）する取組みが行われています。 | 環境政策課 |
| 8-1 | 木質バイオマスの循環型利用の仕組みづくり | ・地域資源の循環を進めるため、課題を整理し、市内で好循環する仕組みづくりを関係機関等と連携して検討します。 | 薪・ペレットストーブの補助金の交付を行いました。 【補助実績】 35件 | 環境政策課 |

| | | | | |
|-----|---------------------|---|--|-------|
| 8-1 | 薪・ペレットストーブの導入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所、公共施設等で薪・ペレットストーブやペレットボイラーの導入促進を図り、木質バイオマスの利用を推進します。 | <p>家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。</p> <p>【補助実績】 35件（再掲）</p> | 環境政策課 |
| 8-1 | 木材の搬出促進 (4-1 再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環型利用を促進します。 | <p>資源の有効活用を図るため県森林環境税の「県民協働による未利用材の搬出支援」を活用し地域住民自らが取り組む未利用材の搬出に対し補助を行っています。</p> | 林業振興課 |

Ⅲ. 低炭素地域づくり(中津川市地球温暖化対策実行計画)

地域の課題(環境基本計画より)

- 本市の温室効果ガス排出量は家庭、業務、運輸の三部門で63%占めており、排出量の削減が大きな課題です。
- 低炭素化の推進のために、再生可能エネルギーの導入や森林の適正管理による二酸化炭素の吸収減対策も重要。
- 小水力やバイオマスなど、地域で未利用となっている資源の有効活用の推進
- 環境にもやさしく災害にも強いまちづくりを進めていく必要がある。

将来の環境像を実現するための指標と目標

| 指標 | 平成26年度 (2016年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 目標値 (2025年度) |
|---|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 市域の温室効果ガス削減量 ^{※1} (平成24年度比) | 718千t-CO2/年 (平成24年度値) | 825千t-CO2/年 (平成28年度値) | 853千t-CO2/年 (平成29年度値) | 594千t-CO2/年 △19% |
| 行政の温室効果ガス削減量 (平成26年度比) | 27,519t-CO2/年 | 19,865t-CO2/年 | 20,944t-CO2/年 | 19,986t-CO2/年 |
| 市全域の年間消費電力量 (平成22年度比) | 夏季 約16%削減 冬季 約2%削減 | 計測不可 ^{※2} | 計測不可 ^{※2} | 夏季 15%以上削減 冬季 6%以上削減 |
| 住宅用太陽光発電システム 設置件数(H12以降補助件数) | 延1,416件 | 1,734件/(累計) | 1,766件/(累計) | 延2,300件 |
| 小水力発電所開発件数 | 延3件 | 延4件 | 延5件 | 延5件 |
| 再生可能エネルギーを導入 した公共施設数 | 延20施設 | 延23施設 | 延26施設 | 延30施設 |
| EV・PHVの普及台数 | 144台 | 288台(累計) 内訳 EV170 PHV114 | 321台(累計) 内訳 EV192 PHV125 | 2,880台 |
| 間伐実施面積(累計) | 450ha(累計) | 2,515ha(累計) | 2,984ha(累計) | 5,400ha(累計) |

※1 実績数値は削減量ではなく排出量です。

※2 電力小売全面自由化に伴い、地域ごとの集計は困難になっているため

再生可能エネルギーの導入状況

| | | | | | | |
|---------|-----------------------|--------------|--------------------------------------|-------------|-----|------------|
| 太陽光発電 | 自発光式誘導機 | H5 | 32.4 W | 福岡中学校体育館 | H22 | 20.0 kW |
| | 中津川テニスコート管理棟街灯 | H9 | 4.13 kW | 蛭川中学校体育館 | H22 | 20.0 kW |
| | 防災都市緑地公園街灯 | H9 | 3.6 kW | 第一中学校校舎 | H23 | 20.0 kW |
| | 富士見台避難小屋 | H10 | 0.3 kW | 川上UIターン住宅 | H23 | 10.8 kW |
| | 南小学校 | H13 | 10.0 kW | 市営馬籠団地 | H24 | 12.0 kW |
| | 福岡総合保健福祉センター | H16 | 10.0 kW | 加子母中学校 | H24 | 20.0 kW |
| | 発達支援センター「つくしんぼ」 | H17 | 10.0 kW | 苗木中学校 | H25 | 20.0 kW |
| | 避難誘導標識(馬籠地区) | H17 | 32.4 W | 東小学校 | H25 | 20.0 kW |
| | 中津川保育園 | H19 | 7.4 kW | 西小学校 | H27 | 20.0 kW |
| | 坂本はなのきセンター | H19 | 5.0 kW | ふれあいのやかた | H27 | 10.0 kW |
| | 阿木UIターン住宅 | H21 | 16.0 kW | 苗木交流センター | H27 | 20.0 kW |
| | 神坂UIターン住宅 | H20 | 3.24 kW | 山口公民館 | H28 | 15.0 kW |
| | 加子母UIターン住宅 | H21 | 13.0 kW | 坂本こども園 | R1 | 10.0 kW |
| | 健康福祉会館 | H21 | 17.1 kW | 阿木交流センター | R1 | 10.0 kW |
| | 山口UIターン住宅 | H22 | 16.0 kW | 汚泥処理センター | R1 | 20.0 kW |
| | 付知総合事務所 | H22 | 20.0 kW | | | |
| | 太陽光・風力発電 | 道の駅「花街道付知」街灯 | | | | |
| | 道の駅「きりら坂下」街灯 | | | | | |
| 小水力発電 | 馬籠宿水車小屋小水力発電所 | H21 | 0.9 kW | 落合平石小水力発電所 | H28 | 136 kW |
| | 第一用水上金水力発電所 | H23 | 0.5 kW | 神坂霧ヶ原小水力発電所 | R2 | 170 kW |
| | 加子母清流発電所 | H25 | 220 kW | | | |
| 廃棄物発電 | 環境センター廃棄物燃料発電機(900kW) | | | | | |
| 木質バイオマス | ふれあいのやかた | H27 | 薪ストーブ 1基 | 山口公民館 | H28 | 薪ストーブ 1基 |
| | 西小学校 | H27 | ペレットストーブ4基 | 汚泥処理センター | R元 | ペレットストーブ8基 |
| | 苗木交流センター | H27 | ペレットストーブ3基 薪ストーブ 1基 ペレットストーブ8基 | | | |

小水力発電の「※3」は民間事業者による設置。

【中津川市地球温暖化対策実行計画】

中津川市では、地球温暖化対策への取組みとして「中津川市地球温暖化対策実行計画」を「第三次中津川市環境基本計画」の第三章に内包して作成しております。市内の民家、事業所、工場、自動車などの市全域の自然的社会的条件に応じて発生する温室効果ガスの排出抑制等に関する「区域施策編」と、市が所有する公共施設などからの事務活動・事業活動にともない発生する温室効果ガスの発生抑制等に関する「事務事業編」の2つの構成となっております。

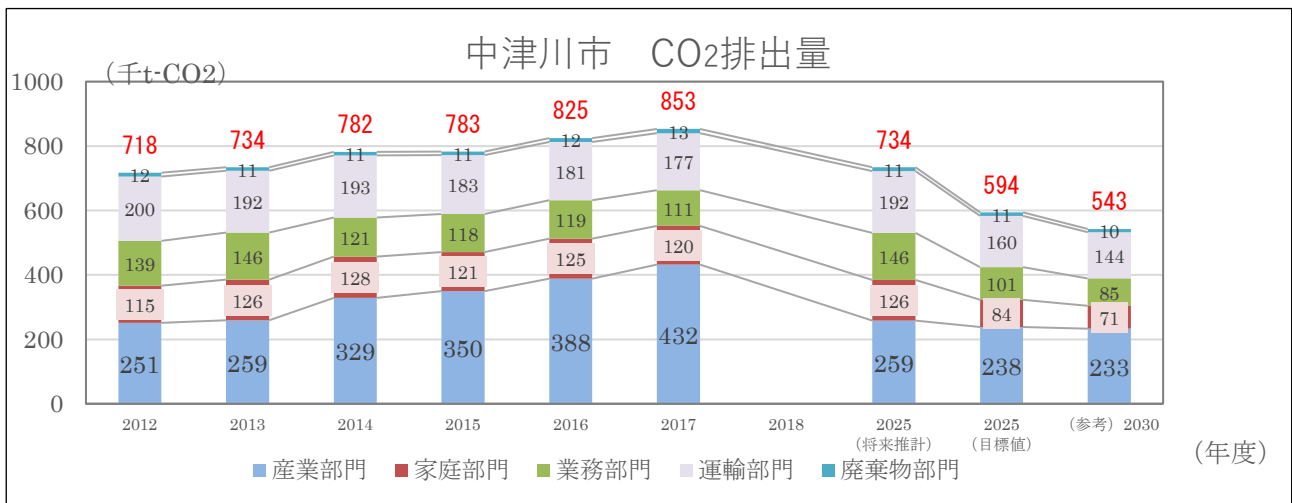
なお、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみです。

(1) 区域施策編～本市全域の自然的社会的条件に応じて発生する温室効果ガス～

①中津川市域の温室効果ガスの排出量の状況 (2016年度)

本市の温室効果ガスの排出量を見てみると、産業部門（工場など）からの排出量の割合が一番高く、約4割を占めています。近年の推移を見るに、排出総量および産業部門において増加の傾向にあります。

2017年度（平成29年度）の排出量は853千t-CO₂で、2012年度（825千t-CO₂）比で18.8%増加しています。基準年の2012年度の産業部門の温室効果ガスの排出量が他の年と比べて1割程度低く、その後、2012年度以前の数値に徐々に戻ってきたことが要因と考えられます。CO₂排出量と相関関係にあるといわれる製造品出荷額の増減による影響と推察されます。



②温室効果ガス削減の将来目標

気候変動枠組条約第21会締約国会議（COP21）にて採択されたパリ協定において、日本は2030年度までに2013年度比で26%の温室効果ガスの削減目標値が定められました。

中津川市もこの目標値と整合をとる形で目標値を定め、2025年度までに2012年度比で19%以上（594千t-CO₂）の削減を目指しています。

(2) 事務事業編～本市の事務活動・事業活動で発生する温室効果ガス～

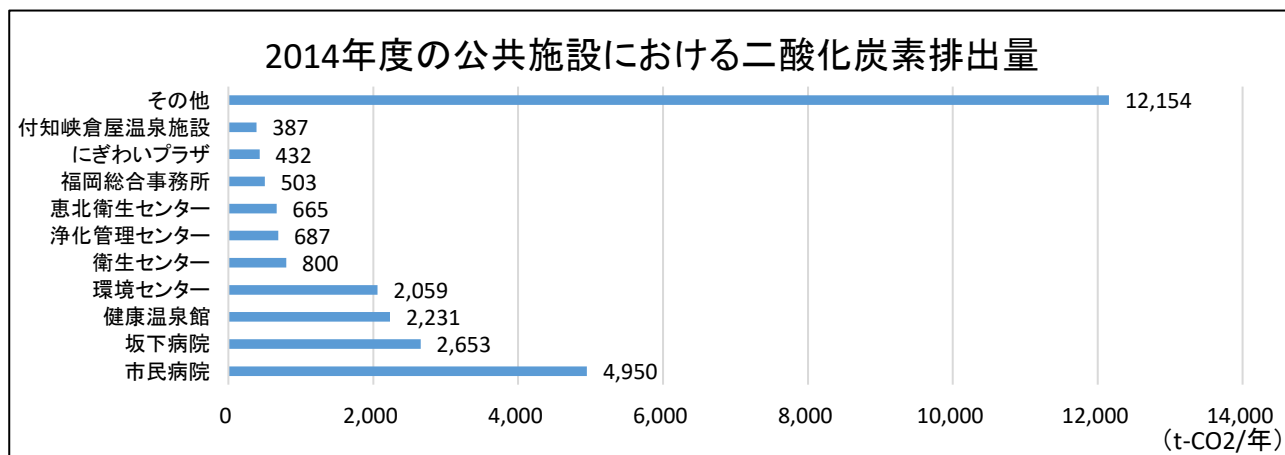
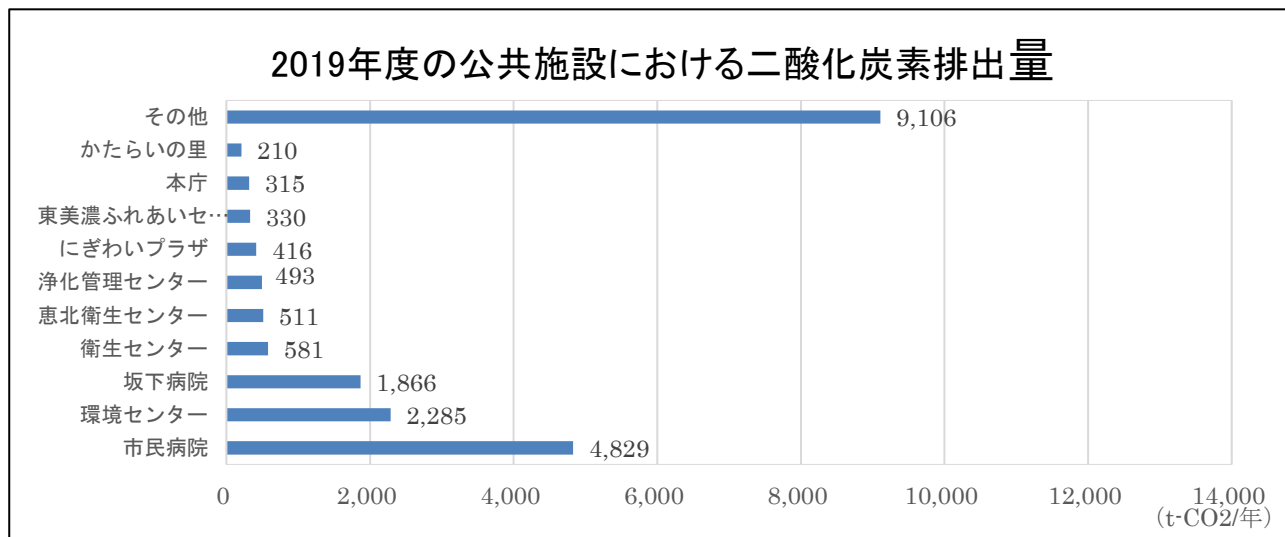
①中津川市役所の温室効果ガス排出量の状況 (2019年度)

2019年度における公共施設別での年間の二酸化炭素排出量は、次のグラフの通りとなります。上位10施設以外の施設に関しては、「その他」の項目にまとめています。

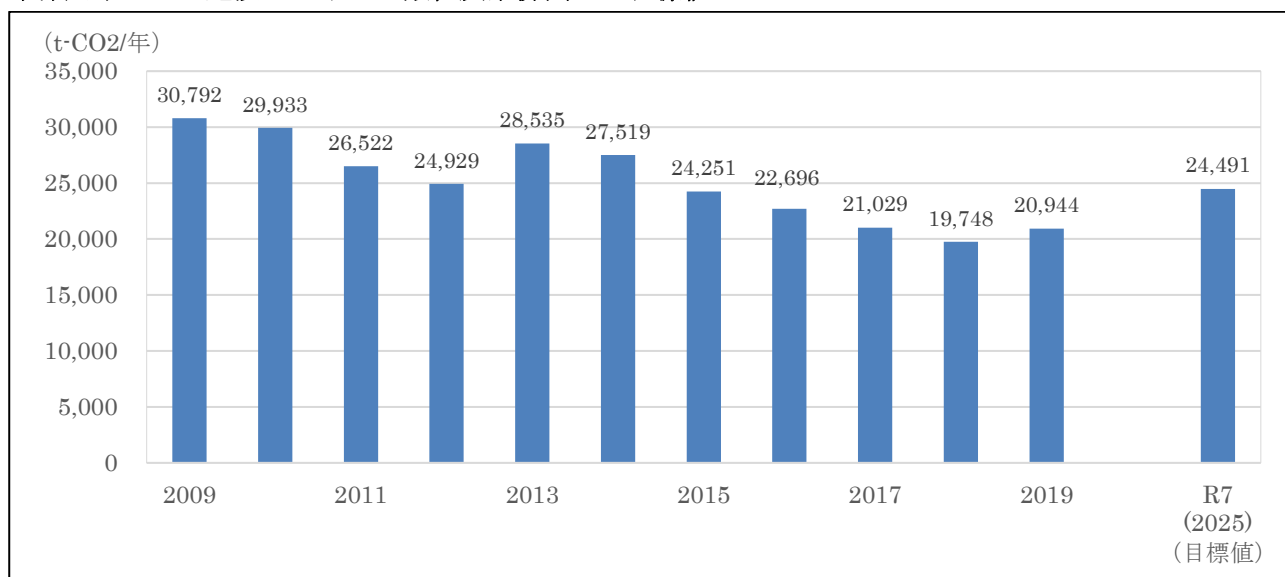
中津川市の公共施設で二酸化炭素排出量が多い施設は、「病院」、「清掃工場」など電気、熱などのエネルギーを多く

使用する施設となっています。

2019年度の二酸化炭素排出量は、24,491t-CO₂でした。2014年度比で約23.9%削減、前年度比で6.1%増加となりました。2013年度以降減少傾向にあったものが増加に転じました。



中津川市の公共施設における二酸化炭素排出量と目標値



②温室効果ガス削減の将来目標

年間エネルギー使用量が原油換算値で 1,500 k l を超える事業者に対しては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の削減目標が求められています。

中津川市の公共施設から発生する二酸化炭素排出量においても、この目標に則り、2025 年度までに 2014 年度比で 11%の削減を目指します。

なお、ごみなどが主な発生源となる非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減については、区域施策編における廃棄物部門において排出量を推計し、進捗管理を行っています。

施策内容

(9) エネルギーの効率的な利用促進

①家庭や事業活動における省エネルギーの推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|--|--|-------|
| 9-1 | 家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進 | ・家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的とした PR を実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。 | 広報なかつがわに省エネルギー活動の啓発記事を掲載し PR しました。 ・広報なかつがわ 8 月号「節電 7 つのアクション」 | 環境政策課 |
| 9-1 | 家庭や事業所における省エネルギー診断の推進 | ・各家庭でのエネルギーの使われ方を診断し、その家庭にあった具体的な省エネルギー対策を提案する「うちエコ診断」を岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの協力のもとで実施します。 ・各事業所における省エネルギー診断を推進し、工業部門及び産業部門での省エネルギー対策の推進につなげます。 | 環境フェスタ中津川 2019 の会場において、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター及び岐阜県地球温暖化防止活動推進員の協力のもと「うちエコ診断」を実施しました。 | 環境政策課 |
| 9-1 | 道路・街路灯などの高効率化の推進 | ・老朽化した道路・トンネル・地下道照明を LED 等の高効率照明に交換していきます。 ・取替修繕を計画的に進めます。 | 老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具も LED にしました。 | 建設課 |
| | | | 修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。 | 管理課 |
| 9-1 | 木造産直スマートハウスの開発 | ・産官学連携で、地域材を利用したエコ住宅（OMソーラー住宅等）に太陽光や蓄電池、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）などを組み合わせた中津川版「木造産直スマートハウス」の開発や商品化に向けた取組みを進めます。 | 該当なし | 工業振興課 |
| | | | 地域材を活用したスマートハウス開発について地域産直業者等に提案していきます | 林業振興課 |
| | | | 住宅用太陽光発電システムに対し、補助金制度を設け、家庭の太陽光の活用の利用促進を進めました。 【実績】 32 件 | 環境政策課 |

②行政の率先的な省エネルギー活動の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|---|---|-------|
| 9-2 | 庁舎等における省エネルギー活動の推進 | ・省エネルギー法や地球温暖化対策推進法に基づき、全ての市有施設における温室効果ガスやエネルギーの削減目標を定め、全職員が参加して省エネルギー活動を推進します。 | 庁内蛍光灯は LED の導入を進めています。今後も公用車削減計画を進めると共に環境面を重視した車両や物品の購入を考えていきます。 | 資産経営課 |
| | | | なかつがわ省エネ・節電計画 昼休みの館内放送による職員への省エネ・節電活動の呼びかけやグリーンカーテンの実施など、庁舎内の省エネルギー活動の推進を実施しました。 | 環境政策課 |

| | | | | |
|-----|--------------------------------|--|--|-------|
| 9-2 | 市職員ノーカーデ-の実施 | ・イベント等の開催で多数の来場者が予想される際、市庁舎において職員ノーカーデ-を実施し、駐車場を確保するとともに、相乗りの推奨などでマイカー通勤を自粛し、二酸化炭素の削減に努めます。 | ノーカーデ-を実施するよう担当部署へ推奨し、実施しました。 【ノーカーデ-実績】 1回 | 資産経営課 |
| 9-2 | 省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進 | ・庁舎の空調設備や照明器具高効率な機器に更新するとともに、公用車を低燃費車やハイブリット車、クリーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。 ・電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源でつくられた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。 | 健康福祉会館の空調設備を高効率な機器へと更新しました。 本庁の空調設備につきましては、更新計画を進めています。 また、電気自動車を1台導入しました。 | 資産経営課 |
| | | | リース期間の終了に伴い電気自動車は返却しました。庁舎の省エネルギー化等については資産経営課と連携し、庁内への普及促進を図っています。 | 環境政策課 |
| 9-2 | チャレンジ25地域づくり事業の実施 | ・環境センターの排熱を専用コンテナに蓄熱して市民病院に運び給湯や空調で使用する「熱輸送システム」と、国保坂下病院で行っている「地中熱ヒートポンプ」に関する実証事業に取り組みます。 ・事業の効果の向上やコストの低減などを図ります。 | チャレンジ25地域づくり事業（令和元年度までの10年間）として、次の取組に関するCO2削減の実証事業を行いました。 【令和元年度CO2削減実績】 熱輸送システム 247.6t-CO2/年 高効率照明 10.6t-CO2/年 地中熱ヒートポンプ 0.9t-CO2/年 | 環境政策課 |
| 9-2 | 道路・街路灯などの高効率化の推進 (9-1 再掲) | ・老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。 ・取替修繕を計画的に進めます。 | 老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。 | 建設課 |
| | | | 修繕が必要な照明灯から、順次対応しました。 | 管理課 |

(10) 再生可能エネルギーの導入促進

①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|---|--|-------|
| 10-1 | 住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施 | ・市内住宅の方による住宅用太陽光発電システムの設置に対し、補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進します。 | 住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金を交付し、家庭部門の太陽光発電の普及の促進を図りました。 【補助実績】 32件 | 環境政策課 |
| 10-1 | 公共施設への太陽光発電等の率先導入 | ・公共施設の新築・増改築などの際には、太陽光発電や太陽熱利用システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入に努めます。 | 新設した次の公共施設に太陽光発電を設置しました。 汚泥処理センター 20 kW 坂本こども園 10 kW 阿木交流センター 10 kW | - |

②小水力発電の導入促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|--|--|-------|
| 10-2 | 小水力発電導入に向けた補助制度の実施 | ・市内に住所を置く個人や法人、団体等による小水力発電システムの設置に対し補助金を交付し、地域における小水力発電の普及を促進します。 | 小水力発電の設置に対する補助制度を設けていますが、令和元年度の申請はありませんでした。 | 環境政策課 |
| 10-2 | 小水力発電所の開発事業 | 小水力発電の適地調査や開発を地域等と協力して行います。また、開発により、二酸化炭素排出削減を図るとともに、売電収益を活用した地域の活性化を進めます。 | 4基の小水力発電が運用されており、二酸化炭素排出削減が図られており、売電収益等により地域の活性化が図られています。また、企業による神坂霧が原地区の小水力発電所の開発に市も協力しました。 | 環境政策課 |

③木質バイオマスの利用促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|--|--|-------|
| 10-3 | 木質バイオマスの産業部門への活用事業 | 間伐材や製材端材などから製造した薪・チップ・ペレットを施設の暖房や農業用ハウスの空調などの熱エネルギーとして利用し、低炭素地域の実現に向けた検討を進めます。 | 岐阜県及び市内の林業事業者と連携し、木質バイオマス資源の活用方法等に関する検討をしています。 | 林業振興課 |

④再生可能エネルギーを活用した防災対策

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|---|---|-------------------------|
| 10-4 | 防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入 | 太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を順次行い、環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めます。 | 市の庁舎事務所にて太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。R1：阿木交流センター／太陽光 10 kW 延べ：6 施設に導入 | 防災安全課 環境政策課 |
| 10-4 | 避難所となる小中学校等への導入 | 避難所となる公共施設に太陽光発電や蓄電池など付帯設備の整備を行い、環境教育にも活用します。 | 学校及び園にて太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。令和元年度：坂本こども園／太陽光 10 kW 延べ：7 校、1 園に導入 | 防災安全課 教育企画課 環境政策課 |

⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|---|---|-------|
| 10-5 | 再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出 | ・地域の活性化や農林業・観光業・商工業の振興につながる発電事業や投資事業、地域新電力事業などの仕組みづくりを、地域と協力して進めます。 | 民間企業による小水力発電の建設について支援しましたが、再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出の取組みは、現状ありません。 | 環境政策課 |

（11）交通の低炭素化

①エコカーの普及促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|---|--|-------|
| 11-1 | エコカー・グリーンエネルギー自動車の普及促進 | ・運輸部門での低炭素化を目的に、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたエコカー・クリーンエネルギー自動車の普及に向けた啓発や支援策の検討を進めます。 | 電気自動車を公用車として導入し活用することで、電気自動車のPRを実施しています。 ・阿木交流センター EV 1 台配置 ・環境政策課のEVはリース期間満了により返還 | 環境政策課 |
| 11-1 | エコドライブの推進 | ・アイドリングストップやふんわりeスタートなどのエコドライブについて、関係機関と連携して啓発活動を行います。 ・交通安全啓発などと絡めたエコドライブ教室を実施していきます。 | 岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの「うちエコ診断」を通じ、エコドライブの推進を図りました。 | 環境政策課 |

②交通インフラの低炭素化

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------------|---|---|-------|
| 11-2 | 交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備 | ・次世代自動車の普及促進に向け、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等にEV・PHVの充電設備の整備 | 道の駅2か所（賤母・花街道付知）にEV充電施設を平成27年度に設置し、稼働中です。 令和元年度：新規実績なし | 環境政策課 |

| | | | | |
|------|------------------------------|---|---|--------|
| 11-2 | 道路・街路樹などの高効率化の推進 (9-1 再掲) | ・老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLED等の高効率照明に交換していきます。 | 老朽化した道路照明灯の取替工事と同時に灯具もLEDにしました。 | 建設課 |
| | | ・取替修繕を計画的に進めます。 | 修繕等が必要な照明灯から、順次対応しました。 | 管理課 |
| 11-2 | 市道「青木～斧戸線」の建設 | ・国道275号から国道19号に合流する市道「青木～斧戸線」を整備し、幹線道路の渋滞緩和を図り、利便性を確保します。 | 用地買収、建物補償を実施し、用地取得できたところから工事を行いました。 | 建設課 |
| 11-2 | リニア中央新幹線開通に向けた幹線道路の建設 | ・リニア岐阜県駅の南北を結ぶアクセス道路「濃飛横断自動車道」に付随する取り付け道路を整備するとともに、中津川市・恵那市双方の市街地とリニア岐阜県駅を結ぶアクセス道路「東濃東部都市間連絡道路」の建設計画を推進し、リニア中央新幹線開通後の地域交通の利便性の向上と渋滞緩和を図ります。 | 濃飛横断自動車道のインターアクセス道路である東濃東部都市間連絡道路の一部区間において工事着手すると共に、引き続き詳細設計・用地測量・用地買収を実施しました。坂本58号線他と坂本264号線において、それぞれ一部区間の工事に着手すると共に、引き続き用地測量・用地買収を実施しました。 | リニア対策課 |

③環境にやさしい交通システムの促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|----------------|--|---|-------|
| 11-3 | 予約型コミュニティバスの運行 | ・利用者の少ない路線については、定時定路線運行から、利用者の要求に応じて運行するデマンド交通をコミュニティバスに取り入れます。 | 具体的な取組みはありません。 ※山口・神坂・落合（一部）で実施中 | 定住推進課 |
| 11-3 | エコ通勤の推進 | ・バスや鉄道などの公共交通機関や自転車、徒歩、相乗り等での通勤を推進するとともに、ノーマイカーデーの取組みを推奨します。 ・エコ通勤活動に積極的に取り組む事業者に対して国等が推進する「エコ通勤優良事業所認証制度」を推奨します。 | 具体的な取組みはありません。 （見直し時検討） | 定住推進課 |
| | | | 2km圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨していますが、地形等の影響もあり、エコ通勤の推進は難しいものと考えられます。 | 環境政策課 |
| 11-3 | 自家用車を使わない観光の推進 | ・徒歩（ウォーキング）や自転車等による、自動車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。 ・自家用車ではなくタクシーを使い観光地を周遊する観光商品を作成します。 | 中山道や苗木城跡の沿線に案内看板を整備し、ウォーキングによる体験型観光、周遊観光の促進を図りました。 ONSEN・ガストロミウォーキング in 中津川では、蛭川地区を歩きながら、その土地ならではの自然・歴史・文化・食等を体感していただきました。 | 観光課 |
| | | | 具体的な取組みはありません。 | 環境政策課 |

(12) 森林による二酸化炭素の吸収源対策

①健全な森づくりの推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|--|--|-------|
| 12-1 | 市有林の整備の推進 | ・森林経営計画に基づき、市有林の間伐や植林など適切な管理を行うことにより、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を作ります。 | 持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めています。経営の成り立たない森林については県森林環境税の「環境保全林整備事業」を活用し、奥山の整備を進めています。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。 | 林業振興課 |
| 12-1 | 民有林の整備の推進 | ・森林経営計画に基づく民有林の森林施業に対して国や県の制度を活用しながら補助金を交付し、そこでの間伐や植など適切な管理を促進させ、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を上げていきます。 ・森林経営計画のエリア外における森林整備を進めるため、国の制度を活用して特定間伐等促進計画の策定とそれに基づく森林施業に対する補助を行います。 | 持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めます。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。 | 林業振興課 |
| 12-1 | 民有林での木材搬出に関する補助の実施 | ・森林経営計画に基づく民有林の森林施業に伴い伐倒した木材の搬出に対して、市からの補助金を交付し適正な森林管理と間伐材の有効利用に繋がります。 | 木材の有効利用を促進するため、搬出に対する補助を行っています。（中津川市森林整備促進事業補助金） | 林業振興課 |

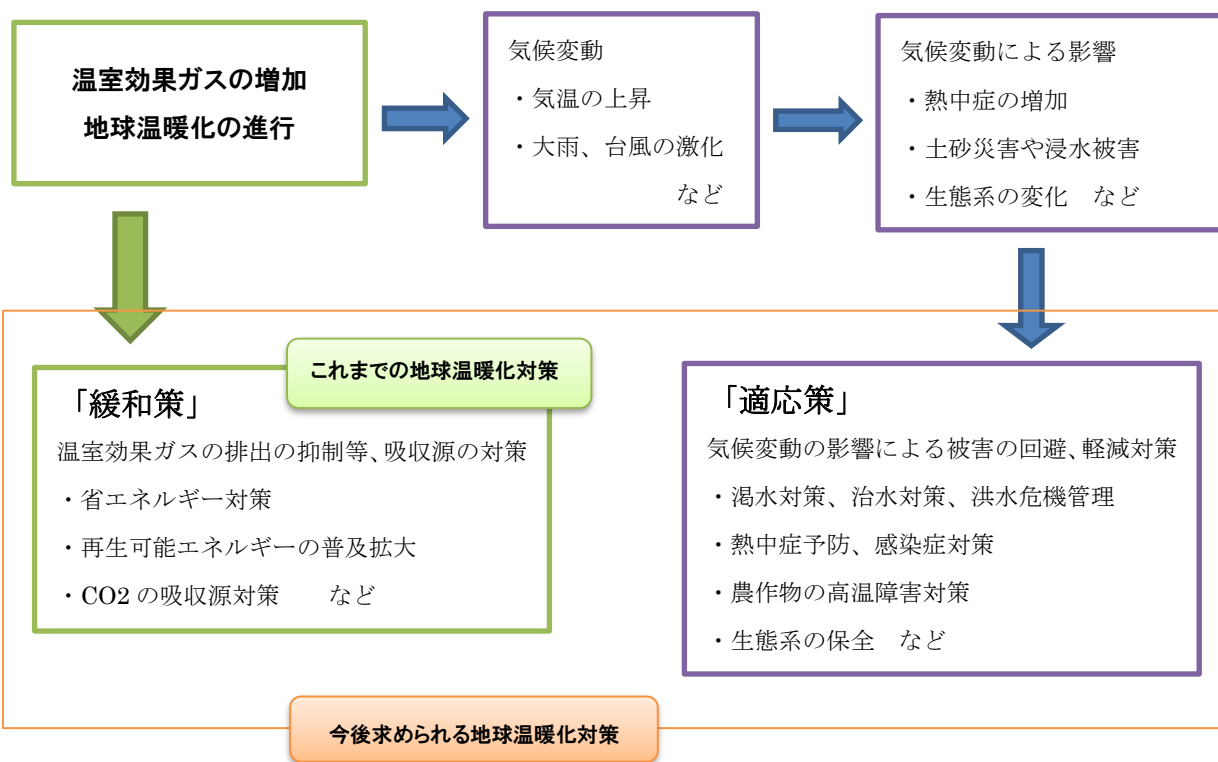
②カーボン・オフセットの推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------|--|---------------------------------------|-------|
| 12-2 | カーボン・オフセットの推進 | ・民有林の適切で持続可能性な森林経営を推進させるため、森林事業者に対して森林認証の取得やオフセット・クレジットの利用促進を目指し、カーボン・オフセットの普及啓発やイベント等でのオフセット・クレジットの活用などを進めます。 | 林業事業者に対し森林認証の取得を促します。 | 林業振興課 |
| | | | 加子母森林組合や、苗木財産区がクレジット創出側として制度へ登録しています。 | 環境政策課 |

地球温暖化対策～緩和と適応～

地球温暖化対策については、これまで温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」を進めてきました。しかし、既に生じており、また将来予測される気候変動による影響被害は避けられないと予測されており、気候変動への「適応」に取り組むことが必要となってきました。

国では、平成 27 年度に、気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、また平成 29 年度に「気候変動適応法」を閣議決定しました。地方公共団体においては、「地域気候変動適応計画」の策定及び取り組みの推進が求められています。



IV. 安全安心な環境づくり

地域の課題（環境基本計画より）

- 健康で安全な生活環境を維持するため、引き続き環境状況の把握と公害等の発生源に対しての指導が強く求められる
- 不法投棄やごみの出し方に対する通報、苦情は依然として多い
- 平成 39 年に開通予定のリニア中央新幹線の工事が本格化する中、大気環境や水環境、騒音等への影響も予測されており、その対策に地域と連携して取り組むことが求められている。

将来の環境像を実現するための指標と目標

| 指標 | 平成 26 年度 (2016 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 令和元年度 (2019 年度) | 目標値 (2025 年度) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 一般大気環境基準達成率 (二酸化硫黄・二酸化窒素) | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 河川環境基準 (BOD) 達成率 | 100.0% (9 地点/9 地点) | 100.0% (9 地点/9 地点) | 100.0% (9 地点/9 地点) | 100.0% (9 地点/9 地点) |
| 騒音環境基準達成率 (一般環境) | 100.0% (3 地点/3 地点) | 100.0% (3 地点/3 地点) | 100.0% (3 地点/3 地点) | 100.0% (3 地点/3 地点) |
| 不法投棄件数 | 58 件 | 62 件 | 55 件 | 0 件 |
| 下水道整備面積 | 3,448ha | 3,492.5ha | 3,492.5ha | 4,047ha |
| 水洗化率 (公共・特環・農集) | 85.3% | 85.70% | 86.00% | 90.2% |
| 公害防止協定締結事業者数 | 25 事業所 | 25 事業所 | 25 事業所 | 30 事業所 |

施策内容

(13) 健康で安全な環境づくり

①大気環境の保全

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況 (令和元年度) | 担当課 |
|-------|-------------------|--|--|-------|
| 13-1 | 大気環境の常時監視測定 | ・中津川測定局を維持管理し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (PM2.5)、風向、風速の常時測定を行い、本市の大気環境の状況を的確に把握します。 | 岐阜県が所管する中津川測定局にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、風向、風速の常時監視を行い、大気環境の現状を把握しました。 (詳細は、第 2 章第 1 節参照) | 環境政策課 |
| 13-1 | 特定施設に対する監視 | ・大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県と連携して立入検査を行い、施設の維持管理状況を確認し、排出基準の遵守状況について監視と指導を行います。 | 現在は、所管である岐阜県にて立入検査を実施していただき、施設の維持管理状況の確認、監視、指導をしていただいています。 | 環境政策課 |
| 13-1 | 特定施設に対する測定結果の報告要請 | ・大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、木生基準を超えた特定施設については指導を行います。 | 大気汚染防止法に定める特定施設を保有する事業所に対し、ばい煙の測定結果の報告を求めました。令和元年度に報告要請した事業場において、規制基準の超過はありませんでした。 | 環境政策課 |

| | | | | |
|------|--------------|---|---|-------|
| 13-1 | 次世代自動車の普及促進 | ・自動車による大気汚染の改善を図るため、環境にやさしい電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとした次世代自動車の普及啓発を行います。 | 当課の電気自動車はリース期間が満了となり返却しましたが、資産経営課が阿木交流センターの公用車として電気自動車を1台購入しました。 | 環境政策課 |
| 13-1 | エコドライブの推進 | ・自動車の排気ガス排出量を抑制するため、自動車の使用を控える取組みや自動車を使用する際のアイドリングストップなどエコドライブに関する啓発を行います。 | 2 km圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨しました。また、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの「うちエコ診断」をとおして、エコドライブの呼びかけを行いました。 | 環境政策課 |
| 13-1 | 大気汚染に関する情報発信 | ・大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。 ・毎年12月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。 | 岐阜県が実施している中津川測定局の大気測定状況について、中津川市公式ホームページに掲載をしています。なお、令和元年度において、大気汚染注意報は発令されませんでした。 | 環境政策課 |

②水環境の保全

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-------------------|--|--|-------|
| 13-2 | 河川の水質調査 | ・主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を的確に把握します。 | 主要河川において、定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握しています。 （詳細は、第2章第2節に記載してあります） | 環境政策課 |
| 13-2 | 下水道接続、合併浄化槽設置の促進 | ・生活排水による汚濁負荷が低減するように、各家庭の下水道の接続や合併浄化槽の設置の促進を図ります。 | ・水洗化啓発運動を中津川駅前にて実施しました ・未水洗化世帯への戸別訪問 ・浄化槽補助金上乘せ ・集会所を浄化槽補助対象とした | 下水道課 |
| 13-2 | 河川等公共用水域の水質改善 | ・水質汚濁が顕著な河川において、地域や事業者、行政が連携した生活排水対策の普及啓発や水質浄化に取り組み、流域の水質改善を図ります。 | 市が水質調査を実施している河川において、水質汚濁が顕著な河川はありませんでした。 市民からの水質汚濁の情報があつた際には、地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査に当たっています。 | 環境政策課 |
| 13-2 | 特定施設に対する監視 | ・水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、立入検査、水質測定の結果報告要請と監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。 | 水質汚濁防止法に定める特定施設を保有する事業所に対し、自主測定結果の報告を要請しました。令和元年度に報告要請した事業場において、排水基準の超過はありませんでした。 | 環境政策課 |
| 13-2 | 「ぎふクリーン農業」推進事業の推進 | 安全な農作物の提供や環境への負荷低減に向けて、化学合成農薬や化学肥料を30%以上削減する「ぎふクリーン農業」を推進し、取り組む農家を支援します。 | ホームページやチラシで広報を行っている。 | 農業振興課 |

| | | | | |
|------|------------|--|--|-------|
| 13-2 | 農業の適正使用の推進 | ・公共施設等の管理において農業の使用の低減に努めるとともに、市民・農家等に対して農業の使用回数や量の低減のほか、飛散防止など安全かつ適正な使用を啓発します。 | チラシの配布やポスターの掲示を行った。 | 農業振興課 |
| | | | 農業の適正使用の呼びかけのほか、市民からの通報に際し、使用者に適正な使用の呼びかけを行いました。 | 環境政策課 |

③騒音・振動及び悪臭対策の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------------|--|---|-------|
| 13-3 | 騒音特定工場・建設作業に対する監視 | ・騒音規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、防音対策の状況について検査と指導を行います。 | 騒音規制法に定める特定工場及び建設作業の届出を審査受理し、また市民からの通報に際し、指導を実施しました。 | 環境政策課 |
| 13-3 | 騒音特定施設に対する測定結果の報告要請 | ・騒音規制法に定める特定施設に対し、騒音測定の結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場については指導を行います。 | 騒音規制法に定める特定施設を持つ事業所（30件）に対し、騒音測定の結果報告を求めました。なお、令和元年度の報告にて規制基準を超えた特定工場はありませんでした。 | 環境政策課 |
| 13-3 | 道路に面する地域の騒音規制 | ・市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。 ・中央自動車道沿線地域では、防音壁の設置要望を行います。 | 市域の幹線道路の測定を実施しました。夜間一部において、環境基準を達成していませんでした。また、中央自動車道沿線地域の神坂地域で騒音測定を実施し、基準値を超えていないことを確認しました。 | 環境政策課 |
| 13-3 | 振動特定工場・建設作業に対する監視 | ・振動規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、振動対策の状況について検査と指導を行います。 | 振動規制法に定める特定工場及び建設作業の届出の審査受理をおこないました。特定工場及び建設作業への振動の通報はありませんでした。 | 環境政策課 |
| 13-3 | 振動特定施設に対する測定結果の報告要請 | ・振動規制法に定める特定施設に対し、振動測定の結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場については指導を行います。 | 振動規制法に定める特定施設を持つ事業所のうち、公害防止協定等により振動測定結果の定期報告を求めている事業所（3件）に対し、報告を求めました。令和元年度の報告内容に規制基準を超えるものはありませんでした。 | 環境政策課 |
| 13-3 | 悪臭事業場に対する指導 | ・悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。 | 市民からの悪臭の通報に従い、発生源である事業者に対して指導を行いました。 | 環境政策課 |
| 13-3 | 畜産農家等に対する指導 | ・畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、適正な維持管理及び環境保全対策について指導を行います。 | 連携して悪臭対策の指導を行うとともに、悪臭公害防止の観点から福岡堆肥センターでの臭気測定を実施した。 | 農業振興課 |

④地下水と土壌環境の保全

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|------------------|--|---|-------|
| 13-4 | 地下水の水質監視 | ・毎年、岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下水に関する水質監視に努めます。 | 岐阜県が実施する地下水の監視測定業務に協力をを行い、地下水に関する水質監視に努めました。 | 環境政策課 |
| 13-4 | 専用水道の設置事業場に対する監視 | ・市内のゴルフ場や事業場など専用水道設置者に対して施設の維持管理や水質の状況について立入検査などにより監視と指導を行います。 | 専用水道設置事業場の水質検査報告を確認しました。異常のある事業所はありませんでした。 | 環境政策課 |
| 13-4 | 地下水の過剰摂取の防止 | ・一定以上の地下水の採取に届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇を防止します。 | 一定以上の地下水の採取については、届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止に努めました。 | 環境政策課 |
| 13-4 | 不適正な埋立て等の防止 | ・「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。 | 「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等の不適正な埋め立てを禁止しました。 | 環境政策課 |

⑤率先した公害防止対策の推進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------------|---|---|-------|
| 13-5 | 公害防止協定等の締結推進 | ・事業活動にともなう周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、より良い環境づくりを目指します。 | 事業者と市または地域との公害防止協定を締結することにより生活環境の保全を図る地域づくりを進めています。 なお、令和2年度は新たに締結した協定はありません。 | 環境政策課 |
| 13-5 | 大規模な太陽光発電設備工事の適切な実施 | ・大規模な太陽光発電設備設置事業の適切な造成工事等の実施を求め、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。 | 「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」(H29.4.1施行)による発電設備設置届出事業者に対して、周辺地域への災害防止、自然環境の保全などを指導しました。 【届出実績】 15件 | 管理課 |

(14) 快適で安心な環境づくり

①不法投棄の防止

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|----------------------------|---|---|-------|
| 14-1 | 不法投棄監視パトロールの実施 (7-3と重複) | ・地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、地域の監視やパトロールを実施し、不法投棄の未然防止策を強化します。 | 岐阜県や警察、地域と協力連携し、監視パトロールを実施しました。 | 環境政策課 |
| 14-1 | 不法投棄の防止に向けた啓発 | ・不法投棄の防止に関する情報を多様な方法により周知を図り、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。 | 不法投棄防止看板の配布の実施とともに、不法投棄監視用カメラの導入を行いました。 【実績】 4か所 | 環境政策課 |

| | | | | |
|------|-------------|--------------------------------------|--|-------|
| 14-1 | 不法投棄行為者の取締り | ・不法投棄を発見した場合には、警察署と連携して投棄者の取締りを行います。 | 不法投棄の行為者が判明した際は、状況に応じ、警察署と連携し、投棄者の取り締まりを行いました。 | 環境政策課 |
|------|-------------|--------------------------------------|--|-------|

②まちの美化とマナー向上

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|---|---|-------|
| 14-2 | ポイ捨て防止の啓発 | ・快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為および道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふん害の禁止を啓発します。 | 不法投棄防止看板の配布を実施しました。 【配布実績】 21 申請・68 枚配布 | 環境政策課 |
| 14-2 | 市内一斉清掃やボランティア清掃の推進 | ・年2回（6月、9月）の市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。 | 年2回（6月・9月）の市内一斉清掃の協力を呼びかけ、まちの美化活動を推進しました。また、地域や、事業者、団体等のボランティア清掃に際し、ボランティア用ゴミ袋の配布を実施しました。 | 環境政策課 |
| 14-2 | 放置自転車対策の推進 | ・放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。 | 警察と連携し、持ち主のない放置自転車については、廃棄物として処理し、放置自転車の減少に努めました。 | 環境政策課 |
| 14-2 | 野外焼却行為者への指導強化 | ・野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーやなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。 | 野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーや焼却しない方法での処分について啓発を行いました。 | 環境政策課 |

③景観に配慮したまちづくり

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------|---|--|-------|
| 14-3 | 都市緑化、公園緑化の推進 | ・緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な維持管理を行います。 | 公園の点検・清掃を行なうことで、緑地を含めた公園全体の適正な維持管理を行ないました。 | 管理課 |
| 14-3 | 良好な景観形成の推進 | ・市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に取り組みます。中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、なかでも宿場町等の区域を「景観計画重点区域」とし、地域と一体となり、地域の景観を守り育む取組みを進めます。 | 中山道沿道景観区域の統一的な景観づくり、良好な景観を維持促進するための、景観に関する活動に対して支援しました。 《景観づくり支援事業補助金》 【補助実績】 7件 1,064,491円 《景観重要建造物等補助金》 【補助実績】 1件 293,415円 | 都市建築課 |

V. 環境保全に向けた人づくり

地域の課題（環境基本計画より）

- 自然環境保全活動の担い手の高齢化や後継者不足などによる活動の縮小や次の世代への知識・技術の継承が課題となっている。
- 市民・事業者・行政の連携した活動を促進するため、積極的な情報交流や相互支援を行い、活動の充実・発展していくことが求められる。
- 環境に関する様々な情報や環境保全活動について、様々な発信媒体による積極的な情報発信や内容の充実が求められる。

将来の環境像を実現するための指標と目標

| 指標 | 平成26年度 (2016年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 目標値 (2025年度) |
|--|--------------------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 幼児環境教育指導者数 | 11人 | 20人 | 22人 | 31人 |
| 河川環境教育指導者数 | 14人 | 14人 | 26人 | 34人 |
| 中津川市自然環境団体等連絡会議の参加団体数 | 33団体 | 31団体 | 31団体 | 43団体 |
| 中津川市環境推進協会の参加企業数 | 111社 | 105社 | 111社 | 141社 |
| 幼児環境教育を実施した幼保園数（木育・自然体験等） | 5園 | 14園 | 15園 | 全園 |
| 河川・森林の環境教育を実施した学校数（カワゲラウォッチング等） | 13校 | 12校 | 15校 | 全小学校 |
| 市民向けの環境講座、イベント等の開催回数 (幼児環境教育と河川環境学習を除く) | 20回/年 | 7回/年 | 14回/年 | 24回以上/年 |

施策内容

(15) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手発掘と育成

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------------|--|--|-------|
| 15-1 | 環境保全活動に向けた人材の育成 | ・環境保全活動に必要な専門家や指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会を開催します。 | 木育のスタッフとして参加を希望する方に対し、事前講習を実施することで指導者及び育成への理解向上を図りました。 | 環境政策課 |
| 15-1 | 人材登録制度の創設・活用 (1-2と重複) | ・学校や市民向けの環境教育・環境学習等支援する人材の登録制度を創設し、充実した環境保全活動を推進します。 | 木育や河川環境学習指導員等の人材登録を進めました。 | 環境政策課 |

②環境教育・環境学習に携わる人材育成

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------|---|---|-------|
| 15-2 | 幼児環境教育の指導者の育成 | ・保育士等を対象に、幼児向けの環境学習に関する指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の取得に努めます。 | 木育を実施するまえに、担当教諭に対し、事前研修を実施し、環境活動への理解向上を図りました。 | 環境政策課 |

| | | | | |
|------|----------------------|---|---|-------|
| 15-2 | 河川・森林に関する環境教育の指導者の育成 | ・学校教諭等を対象に、小・中・高校生向けの河川や森林に関する環境学習などの指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の取得に努めます。 | 河川環境学習の実施にあたり、事前に担当教諭を対象に、学習会を実施し、知識や環境学習についての理解向上に努めました。 | 環境政策課 |
|------|----------------------|---|---|-------|

③市民や環境団体等の連携と活動促進

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-------------------------------|---|--|-------|
| 15-3 | 中津川市自然環境団体等連絡会議の活動の推進（1-1 重複） | ・自然環境の保全活動に取り組んでいる環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。 | 「中津川市自然環境団体等連絡会議」の役員会を6回開催し、官民の連携・協働による持続可能な自然環境保全施策の取り組みの充実を図りました。 | 環境政策課 |
| 15-3 | 環境団体が行う活動の情報発信（1-3 重複） | ・市内で活動する環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表する機会を提供します。 ・地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組みを啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。 | 現状、取組み実績がないため、今後連携の可能性を探っていきます。 | 環境政策課 |
| 15-3 | 地域との対話と環境保全活動の推進 | ・各地域の区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回の市内一斉清掃をはじめとする地域での環境保全活動を企画し、地域住民の環境配慮行動を促すきっかけにするとともに、住民同士のつながりを強化します。 | 各地域において、区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回市内一斉清掃を地域住民に呼びかけていただき、地域住民による環境保全活動を実施していただきました。 | 環境政策課 |

④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|----------------------|---|--|-------|
| 15-4 | 中津川市環境推進協会の活動の推進 | ・公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」による公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに環境保全に資する取組みを推進します。 | 四ツ目川アマゴ放流事業や環境フェスタ 2019 への賛助のほか、研修会の開催や先進事業所視察を実施しました。また、活動の推進を図るため、会員の募集活動に取り組みました。 | 環境政策課 |
| 15-4 | 事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進 | ・事業者が取り組む環境分野での社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。 ・事業者の活動の情報を収集し、様々な機会を通じて市内外にPRします。 | 該当なし | 工業振興課 |
| | | | 事業者が取り組むボランティア清掃等の社会貢献活動に際し、ボランティア用清掃袋を配布する等活動のサポートをしました。 | 環境政策課 |

⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-------------------|---|---|-------|
| 15-5 | 環境保全を目的とした域学連携の推進 | ・学術的な知見を踏まえた環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取り組みを推進します。 | 岐阜大学（地域科学部 肥後教授）に協力を依頼し、主にシデコブシ自生地の保全に関して学術的な指導や助言をいただき、岐阜県の森林環境基金の各種事業を実施しました。 | 環境政策課 |

| | | | | |
|------|--------------------------|--|---|-------|
| 15-5 | 農業科や専門学校との連携 (1-1 重複) | ・高校や農業・林業等の各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。 ・大学等の有識者も交え、学生の活動・研究を支援します。 | 現状、取組み実績がないため、今後連携の可能性を探っていきます。 | 環境政策課 |
| 15-5 | 学識者・専門家等による支援体制の構築 | ・学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関との関係を構築・強化し、各環境団体等に提言等を受けるとともに、講習会等を通じた知識の普及を図ります。 | 令和元年度に講演会の実施はありませんでしたが、岐阜大学との関係を継続し、地域科学部の肥後教授より環境施策への助言をいただきました。 | 環境政策課 |

⑥環境情報の充実と発信

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|-----------------|---|---|-------|
| 15-6 | 環境情報の発信 | ・環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。 | 該当なし | 広報広聴課 |
| | | | 環境施策について広報なかつがわへの特集記事の掲載や市公式ホームページでの情報提供、また啓発チラシの全戸回覧などを行うことで、市民へ情報発信を行いました。 | 環境政策課 |
| 15-6 | 博物館等での環境意識啓発の推進 | ・鉱物博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを行うと共に、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的に行います。 | <p>鉱物博物館：自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催した。</p> <p>●企画展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み企画 長島鉱物コレクション展 ・第24回 南極の石 —太古の地球をのぞく ・第25回 日本列島大分析！ 元素で見る『地球化学図』 <p>●私の展示室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第38回 ナキウサギ写真展 『きみは岩場の天使』 <p>●記念講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南極へ行こう ～南極観測隊とその活動～ 参加者 29人 <p>●教室・ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 計 52 回開催 1,452 人参加 ・夜明けの森 こんもり山プロジェクト 4回 延べ 126人 ・はじめのいっぽ ～夜明けの森親子自然楽習～ 8回 延べ 183人 ・ネイチャーゲーム（教室） 2回 56人 ・夜の森にいらっしやい！ ナイトハイクツアー 1回 14人 ・ちっちゃな鉱物を標本にしよう 2回 52人 ・森の木の実でリースづくり 1回 20人 …など。 | 鉱物博物館 |

| | | | | |
|------|-------------------|--|--|--------|
| | | | <p>子ども科学館：実際に展示物に触れて感動しながら楽しみ、時には親子と一緒に体験しながら語り合うことによって、子どもたちの科学への関心を高め科学する心を育てることをめざして、展示物を企画し提供し、各種の普及事業を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土曜教室 12回開催 215人参加 ●星を観る会 3回開催 79人参加 ●ミニプラネタリウム実演 118回開催 3,429人参加 | 子ども科学館 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・県内図書館で開催した「共通テーマ資料展示」で、「みんなが生きものにつながる本」と題し、生物多様性に関する図書等を展示し、啓発を行いました。 | 図書館 |
| 15-6 | 環境センターでの環境意識啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境センターにおいて、ごみ焼却施設の見学や啓発プラザ等の利用のほか、環境団体によるエコ講座を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についてわかりやすく意識啓発を行います。 ・小学校と連携し、小学4年生の社会会「ごみの処理と利用」の学習で環境センターの見学を取り組みます。 | <p>エコ教室、環境フェスタ等を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についての意識啓発を行いました。また、小学4年生や個人に対しての見学対応を行いました。</p> | 環境センター |

(16) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------|--|--|-------|
| 16-1 | 幼稚園・保育園における環境教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。 ・各園では野菜づくりや雪滑りなど既存の自然体験活動も実施していきます。 | <p>市内各保育園、幼稚園において五感の発育に効果的な自然体験活動による環境教育を実施しました。（園外保育の一環として、山でのどんぐり拾い、川遊び等による環境教育を行った。また自園農園や近隣の田畑を借用しての野菜づくりによる自然体験を行い、園児が作ったさつま芋で焼き芋会をする等の食育活動も行った。）</p> | 幼児教育課 |
| | | | <p>15の園で木育を実施し、幼児向けの環境教育を通じて、自然とのふれあいの機会の提供に取り組みました。</p> | 環境政策課 |
| 16-1 | 小中学校での環境教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進します。 | <p>水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進しました。</p> | 学校教育課 |

| | | | | |
|------|---------------|---|--|-------|
| | | | 【実績】 ・河川環境教育 21校 ・森林での自然観察 17校 ・林業体験などの環境教育 12校 ・ごみ処理場の見学 18校 ・下水処理場の見学 7校 ・森林、森川海の学習 24校 ・再生可能エネルギーの学習 25校 ・省エネルギーに関する学習 27校 | |
| | | | 河川環境学習としてカワゲラウォッチングを実施し、川の環境保全について意識の向上を図りました。 【実績】 15小学校 | 環境政策課 |
| 16-1 | こどもエコクラブ活動の推進 | ・誰もが参加できる全国的な環境活動クラブである「こどもエコクラブ」の仕組みを利用し、地域の環境保全活動の環を広げます。 ・学校や学童保育所、PTA、地域子供会などへPRし、参加を促すとともに、参加した団体の活動を応援します。 | 取組実績はありません。 | 環境政策課 |

②環境教育・環境学習プログラムの作成

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|--------------------------------|--|--|-------|
| 16-2 | 幼児教育・学校教育と連携した環境学習プログラムの開発 | ・保育園から高校までの教育を通じて、発達段階に応じた環境学習や教材の開発を推進します。 | 幼児向け環境学習の「木育」や小学生向けの環境学習の「河川環境学習」について、子どもの発達過程に応じたよりよい学びを提供できるようプログラムの継続的な改良に努めました。 | 環境政策課 |
| 16-2 | ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発 | ・自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育（ESD）の視点に立った学習指導と学習内容を体系化し、世界的課題の解決に向けた人づくりを進めます。 | 将来を担う子どもたちに向けて、身近な河川や自然へのふれあい学習である「木育」、「河川環境学習」を通して、環境問題を身近に感じてもらえる環境プログラムとして実践しました。 | 環境政策課 |

③環境イベント等の開発

| 施策コード | 個別施策の名称 | 概要 | 実施状況（令和元年度） | 担当課 |
|-------|---------------|---|--|-----------|
| 16-3 | 環境イベント等の開発 | ・市民が環境について学び、考え、行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会等を開発します。 | 市民が環境について学ぶ機会として、11月2日に「環境フェスタ中津川2019」を開催しました。 参加者：約600名 | 環境政策課 |
| 16-3 | 公民館等での環境講座の実施 | ・公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。 ・環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位置づけていきます。 | 環境をテーマとした公民館講座を実施しました。 【公民館講座実績】 ・福岡公民館（ふくおかの自然・歴史）延46名 ・蛭川公民館（文化・歴史・自然散歩）延97名 | 生涯学習スポーツ課 |

| | | | | |
|------|---------------|---|---|-----------|
| | | | 公民館と連携し、夏休み公開講座にて環境団体が企画した学習講座を開催しました。 ・1回、18人 | 環境政策課 |
| 16-3 | 環境に関する出前講座の推進 | ・家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに合わせて、暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施します。 | 環境をテーマとしたふれあい出前講座を実施しました。 【ふれあい出前講座実績】 ・環境政策課 (カワゲラウォッチング) 1回 延べ18名 (ゴミの出し方・リサイクル講座) 12回 延べ160名 | 生涯学習スポーツ課 |
| | | | 生ゴミの堆肥化や省エネなど、地域からの要望に合わせた暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施しました。 13件、178人参加 | 環境政策課 |

【第三次中津川市環境基本計画 資料より】

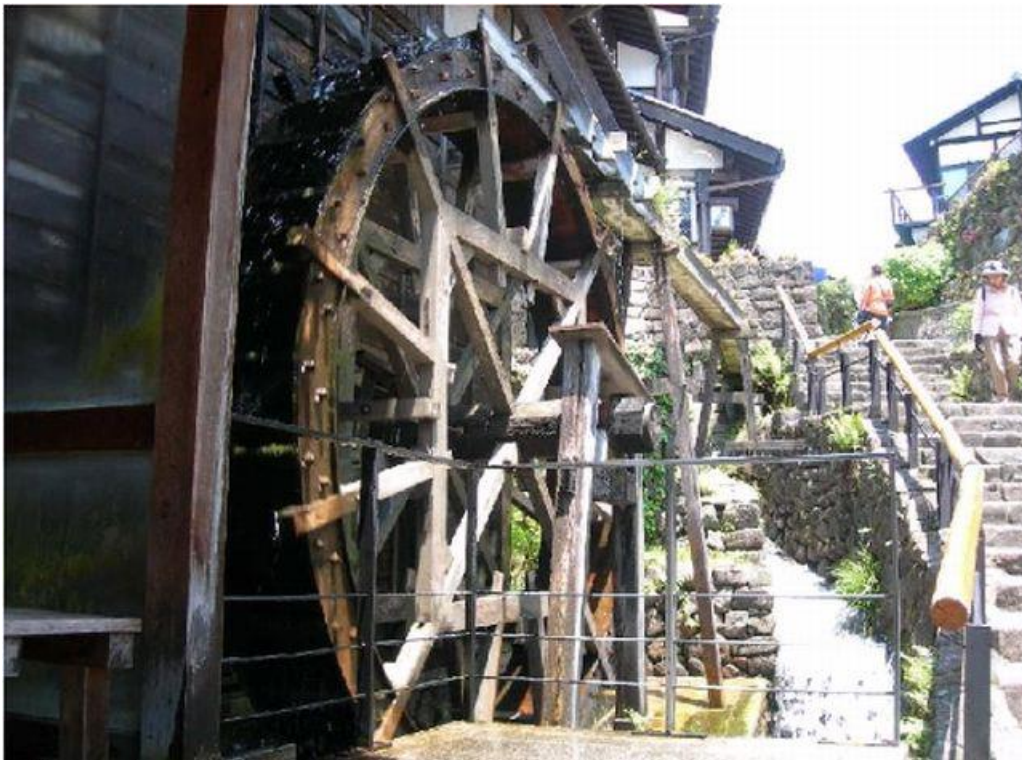
「カゲロウの仲間」

カゲロウは水生昆虫の仲間です。水生昆虫は生息する種により河川環境や河川の水質を知ることができる指標となります。

本市では環境教育の一環として、小学生を対象に、同じ水生昆虫であるカワゲラウォッチングを実施しています。



資料編



馬籠宿 小水力発電施設

《 資料編 》

1. 中津川市環境基本条例

平成14年6月28日条例第18号

恵那山、中央アルプスの山並みを望み木曾川が流れる私たちのまち中津川市は、古くは東山道の要衝として、近世からは中山道の宿場町として、豊かな伝統文化を育みながら、水とみどりに恵まれた地方都市として発展してきました。

一方、今日の経済社会の発展は、私たちの生活に利便性や豊かさをもたらしたものの、大気汚染や河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境に多様な影響を及ぼすこととなり、さらには生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになりました。

こうした問題は、資源やエネルギーを大量に消費するといった社会の仕組みや従来の私たちの生活様式の在り方に大きく根ざしているといえます。

もとより私たちは、だれもが良好な環境のもと健康で文化的な生活を営む権利を有すると同時に、恵み豊かな環境を保全創出し、将来の世代へ引き継いでいく責任と義務を担っています。

私たちは、この豊かな環境を守り育むことが木曾川をはじめ、河川の上流部を基盤として生活するものの基本的な務めであることを認識するとともに、環境が地球に生存するあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚しなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、環境への負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けながら持続的に発展することが可能な循環型社会を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民と事業者の責任と義務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創出についての施策を総合的、計画的に進めるための基本となる事項を定めることで、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的

生活を営むことができる自然環境、生活環境、文化環境等のことをいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、良好な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「公害」とは、良好な環境を保全し、創出するうえで支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他地球全体あるいは広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に役立ち、市民の健康を守り、安全で快適な文化的生活の確保に貢献するものをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 良好な環境の保全と創出は、環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれやすく、いったん失われた良好な環境はなかなか取り戻せないという認識に立ち、積極的に取り組まなければならない。

2 良好な環境の保全と創出は、市民が良好な環境の恩恵を受けることができるとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創出は、人が自然の構成員として自然と共生できる社会の実現を目指すことを目的に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創出は、市、市民と事業者のそれぞれの公平な役割分担のもと、すべてのものにより自主的に、しかも積極的に取り組まなければならない。

5 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、すべての事業活動と日常生活において身近な問題としてとらえ、積極的に取り組まなければならない。

(市の責任と義務)

第4条 市は、良好な環境の保全と創出についての基本的、総合的な施策を策定し、実施する責任と義務があります。

2 市は、事業を立案したり、実施しようとするときは、良好な環境の保全と創出に配慮して行わなければなりません。

3 市は、良好な環境の保全と創出に必要な調査、研究を行わなければなりません。

4 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体（以下「市民等」といいます。）が実施する良好な環境の保全と創出についての事業や活動に協力しなければなりません。

（市民の責任と義務）

第5条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮し、日常生活においては、省エネルギー、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進、生活排水を改善することなどにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

2 市民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければなりません。

（事業者の責任と義務）

第6条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担により必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、資源とエネルギーの有効利用を図るとともに、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進等に取り組むことにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければなりません。

第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策

（環境基本計画）

第7条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。

2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方針、その他の重要事項を定めます。

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置をとるとともに、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第2条に定める中

津川市環境保全審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

5 環境基本計画を変更するときも、前2項で定められた手続によります。

（環境基本計画との整合）

第8条 市は、施策を策定したり、実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

（事業者の環境管理の促進）

第9条 市は、事業者がその事業活動に関する環境への負荷を少なくするために行う自主的な環境管理が促進されるよう努めます。

（環境保全に関する施設の整備）

第10条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共的施設の整備を推進するよう努めます。

（資源の循環的利用等の促進）

第11条 市は、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用を促進するよう努めます。

（新エネルギー活用の促進）

第12条 市は、新エネルギーについて調査、研究し、地域の特性を活かした方法による活用の促進に努めます。

（環境学習の充実、環境教育の推進）

第13条 市は、市民等が良好な環境の保全と創出について理解を深め、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行われるよう環境学習を充実させ、環境教育を推進します。

（市民等の活動に対する支援）

第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、資源の再生活動その他良好な環境の保全と創出のために行う活動を促進するため必要な措置をとるよう努めます。

（環境情報の提供と市民参加の促進）

第15条 市は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

2 市は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施策の策定等への市民参加を促進するよう努めます。

（経済的措置）

第16条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や事業者に経済的な負担をかけようとするときは十分に調査、研究し、特に必要があると認められる場合に限り、その範囲内で措置をとります。

（年次報告の公表）

第17条 市長は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表します。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全)

第18条 市は、地球温暖化の防止やオゾン層の保護、その他の地球環境の保全に役立つ施策を積極的に推進しなければなりません。

2 市は、市民等の地球環境保全への行動を促進するため、情報の提供や啓発などの措置をとらなくてはなりません。

3 市は、地球環境の保全に関する施策を実施するときは、国や他の地方公共団体、その他の関係団体等(以下「関係団体等」といいます。)と連携して、国際協力に貢献できるように努めなければなりません。

第4章 環境保全の推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に行うため、推進体制の整備その他必要な措置をとらなければなりません。

(広域的な環境保全の取組)

第20条 市は、良好な環境の保全と創出にあたっては、常に広域的な視点に立つとともに、広域的な連携を行う必要がある施策については、関係団体等と協力して、その推進に努めます。

第5章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行に関係して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

2. 中津川市環境保全条例

昭和49年9月25日条例第46号

改正 昭和56年9月28日条例第27号
平成10年3月25日条例第2号
平成12年3月23日条例第7号
平成14年6月28日条例第19号
平成17年2月4日条例第27号
平成30年3月28日条例第13号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中津川市環境基本条例(平成14年中津川市条例第18号。以下「基本条例」という。)第3条に定める基本的な考え方にのっとり、生活環境の保全及び人の健康の保護を図るため、施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 基本条例第2条第1項に規定する「良好な環境」をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系に占める水、大気、土壌並びに動植物の生存環境をいい、次に掲げるものを対象とする。
 - ア 山林、原野、河川、池沼、大気等の自然
 - イ 動植物等とこれらが生息する自然
 - ウ 公園、緑地等の自然
 - エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 公害 基本条例第2条第3項に規定する「公害」をいう。
- (5) 特定工場 特定施設(工場又は事業場に設置される施設のうち、有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は排出する施設で法令で規定する施設)を有する工場又は事業場をいう。
- (6) 工場等 特定工場並びに公害を発生するおそれのある工場又は事業場をいう。
- (7) 有害物質等 工場又は事業場に設置される施設から発生し、又は排出する有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等をいう。

(技術的指導等)

第3条 市は、公害等の環境破壊が与える地域社会の影響にかんがみ、公害の防止のために行う施設、整備等に技術的指導及び財政的援助に努めるものとする。

(協定の締結)

第4条 市長は必要があると認めるときは、事業者と公害の防止、緑化等に関する協定の締結を要請するものとする。

第5条 事業者は、公害の防止、緑化を推進するために、協定の締結について、市長から要請があった場合には、誠意をもって応じなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保護

(自然環境保護地区等の指定)

第6条 市長は、自然環境の保全をはかるため必要があると認めるときは、次の各号の区分により保護すべき地区(以下「保護地区」という。)並びに保護すべき樹木及び樹林(以下「保存樹」という。)を指定することができる。

- (1) 良好自然環境保護地区 良好な自然環境を有する山林、溪谷、池沼等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (2) 歴史等自然環境保護地区 歴史的及び文化的遺産をとりまく自然環境のすぐれた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (3) 保存樹 市民にしたしまれ、又は由緒由来ある樹木及び樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木及び樹林

2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の同意を得るとともに中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)別表に規定する中津川市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(保護地区等の指定の告示)

第7条 市長は、前条の規定による指定をしたときは、その区域又は種目等を告示しなければならない。

第8条 市長は、第6条の規定により指定をしたときは、審議会の意見を聴き、保護に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(標識の設置)

第9条 市長は、第6条の規定による指定をしたときは、当該土地にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

2 前項に規定する土地の所有者、占有者及び管理者(以下「所有者等」という。)は、正当な理由がない限り、前項に規定する標識の設置を拒み又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の許可を得ないで移転し、除去し又はき損してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)

第10条 市長は、公益上又はその他特に理由があるときは、第6条の指定を解除し又は区域の変更をすることができる。

2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

(保護地区内の保護義務)

第11条 保護地区の土地の所有者等は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、又は採取し、又は動物を殺傷し、捕獲しないよう自然環境の保全に努めなければならない。

(保護地区内における行為の届出)

第12条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 木竹を伐採すること。
- (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張されたとき、当該保護地区内において前項に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 保護地区内において、非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保存樹の行為の制限)

第13条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長に届け出た場合はこの限りでない。

- (1) 枝を切除すること。
- (2) 樹皮を損傷すること。
- (3) 根を切除すること。
- (4) その他良好な生育を妨げる行為をすること。

2 保存樹について非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護地区等についての指導)

第14条 市長は、第12条及び前条に規定する届け出があった場合において保護地区、保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届け出をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(河川等の保全)

第15条 何人も、河川等の自然環境を保全するために、河川、水路等の水質の向上に努めなければならない。

(事業者における自然環境の保全)

第16条 事業者は、良好な環境の侵害を防止するために、その事業活動を行うにあたっては、自然環境を損なうこととならないよう自然の変改を最小限にとどめ、市民の安全を確保するとともに、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化基本施策)

第17条 市長は、自然環境の保全をはかるために郷土の特色ある樹木をとり入れた緑化基本施策を策定し、計画的な緑化の推進に努めるとともに市民のみどりを愛する意識の高揚を図らなければならない。

2 前項に規定する基本施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化計画に関する基本方針
- (2) 公園、緑地その他緑化計画
- (3) 緑化推進に関する計画

第3節 開発行為についての制限

(開発行為についての制限)

第18条 市内において開発行為をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て開発行為に関する協議を行わなければならない。

(旅館等建築の同意)

第19条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項(旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項に掲げる季節内に利用さ

れる施設等を除く。)に規定する営業を目的とする建築物を建築しようとするもの(以下「建築主」という)は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(旅館等建築同意の基準)

第20条 市長は、建築主から前条の規定により同意を求められたときは、その建築物が善良な風俗をそこなうことなく、かつ、生活環境の保全上支障がないと認められる場合は同意するものとする。ただし、モーター類似営業に使用されるおそれがある建築物の場所が次の各号のいずれかに該当する場合は、同意しないものとする。

- (1) 住宅地
- (2) 官公署の施設、医療施設、社会福祉施設及び旅館業法第3条第3項に掲げる施設の附近
- (3) 公園、緑地、中央自動車道、国道、県道及び1級市道の附近
- (4) その他市長が不相当と認めた場所

第3章 生活環境の保全

第1節 工場等の規制

(工場等の設置者の遵守事項)

第21条 工場等の設置者は、規制基準の定めのないものについても、人の健康又は快適な生活を阻害しない程度を超える有害物質等を当該工場等から発生し、又は排出させないように努めなければならない。

(汚水浸透の防止)

第22条 工場等の設置者は、工場等から汚水を排出する場合は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下にしみ込まないように適切な措置を講じなければならない。

(特定工場の測定記録の報告)

第23条 特定工場の設置者は、公害防止のため必要な測定機器を設置し、又は測定を委託し、有害物質等の状態を記録し、規則で定めるところによりこれを市長に報告しなければならない。

(特定工場の表示板の掲出)

第24条 特定工場の設置者は、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)工場又は事業場の名称、その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場内の見やすい場所又は市長が必要と認める場所に掲出しておかななければならない。

(事故時の措置)

第 25 条 特定工場の設置者は、事故により当該工場から規制基準を超える有害物質等を発生させ又は発生するおそれが生じたときは、その事故の状況について速やかに市長に届け出るとともに応急の措置を講じ、その事故の復旧に努めなければならない。

(地下水の採取の届出)

第 26 条 地盤沈下及び地下水の枯渇の防止をするため、井戸又は揚水設備により規則で定める基準以上の地下水を採取しようとする者は、市長に届け出なければならない。

第 2 節 自動車等の公害の防止

(自動車等の騒音及び排気ガスの抑制義務)

第 27 条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の保有者及び運転者は、その自動車等の必要な整備及び適正な運行を行うことにより当該自動車等から排出し、又は発生する騒音及び排気ガスを最小限に抑制するよう努めなければならない。

(駐車施設の設置)

第 28 条 市長が定める地域において、規則で定めるところにより駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物を新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて駐車施設を設置するよう努めなければならない。

2 前項に規定する駐車場及びこれに類する駐車場の所有者又は建設予定者は、自動車等による電波障害及び粉じんの防止策を講じるよう努めなければならない。

第 3 節 騒音等に関する規制

(騒音、振動の規制基準の設定)

第 29 条 市長は、騒音、振動に係る公害の発生を防止するため、必要な限度において規制基準を規則で定めることができる。

2 前項の規定による騒音、振動の規制基準の設定、変更及び廃止については、審議会の意見を聴かなければならない。

(騒音、振動の規制基準の遵守)

第 30 条 騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

2 何人も、規制基準の定めのないものについても、騒音の発生により近隣の生活環境を著しくそこなわないう努めなければならない。

(勧告及び命令)

第 31 条 市長は、前条第 1 項の規定に違反して騒音を発生させている者に対し当該行為の停止、作業方法又

は建物の構造の改善その他騒音を防止するため、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(拡声機の使用の制限)

第 32 条 何人も、屋外において又は屋外に向けて拡声機を使用する場合は、その使用方法及び音量、使用時間等に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、時報、公共のためにする広報その他規則で定める場合は適用しない。

(特定建設作業の周知義務)

第 33 条 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に規定する特定建設作業を施行しようとする者は、当該作業場の周辺住民に対し、特定作業の内容、作業期間並びに騒音の防止の方法等について説明し、周知させなければならない。

第 4 節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

(工事施行者の義務等)

第 34 条 土木工事、建築工事等を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し又は堆積しないようにこれらのものを適正に管理しなければならない。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

第 35 条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その指定廃棄物を引取り、下取り等の方法により、その責任において回収する等適切な措置を講じなければならない。

2 何人も、前項に規定する事業者がその指定廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(過大包装の制限)

第 36 条 事業者は、商品について必要以上の過大な容器等を使用し又は包装することによって廃棄物の量を増大させないよう努めなければならない。

(再生資源回収業者の義務)

第 37 条 再生資源の回収を業とする者で規則で定める者は、環境を保全するため、その集荷場及び再生資源について適正な処理に努めなければならない。

2 前項に規定する事業者は、集荷の場所等規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

第5節 日照の障害、電波障害の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第38条 建築物の建築主及び建築物の設計者又は工事施行者は、その建築物を建築し、設計し又はその工事を施行しようとする場合においては、規則で定めるところにより、近隣の日照に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(電波障害の防止義務)

第39条 中高層建築物を建築しようとする者は、その建築物によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に電波障害が生ずるおそれのあるときは、障害を受けることとなる者、その他関係者と事前に協議し、自らその建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置する等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

第6節 交通安全の確保

(交通安全運動の普及)

第40条 市長は、総合的に交通安全運動を推進するため、関係団体及び関係機関と一体となって、その普及に努めなければならない。

(交通安全の確保)

第41条 市長は、交通による事故を防止し、市民の安全を確保するため、交通安全施設の設置等交通環境の整備に努めなければならない。

(市民組織の育成)

第42条 市長は、交通安全運動を推進するため、関係機関の協力を得て、交通安全に関する市民組織を育成するよう努めなければならない。

(被災者の救済)

第43条 市長は、交通による災害を受けた者及びその遺族の救済について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(努力義務等)

第44条 何人も、交通の安全を阻害し、又は阻害しようとしてはならない。

2 何人も、歩行者が道路交通上危険な状態にあるときは、その危険を排除するよう努めなければならない。

(路上駐車規制)

第45条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し、又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

第7節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

第46条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民に危害を与え又は生活環境を害さないように飼育しなければならない。

2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をその責任において処理しなければならない。

第4章 補則

(調査の請求)

第47条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、市長にその状況について調査の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(報告)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において良好な環境を害し、若しくは害するおそれがある者又はこれらの者の関係者に対して必要な事項を報告させることができる。

(勧告)

第49条 市長は、第31条第1項に規定するほか、良好な環境を害していると認められるものに対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査)

第50条 市長は、この条例に必要な限度において、その職員に保護地区内の土地、保存樹の所在する土地、工場等、建築物の敷地、その他の場所に立入り、帳簿書類、機械設備、建築物、建物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(委任)

第51条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第52条 第48条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし又は第50条の規定による検査を拒み、

妨げ若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従事者がその法人又は人の業務に関し罰則規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。(昭和49年12月規則第35号で、同50年4月1日から施行)
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に地下水を採取している者が、第29条の規定に該当することとなるときは、施行の日から起算して30日以内に同項に規定する届け出を市長にしなければならない。
(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)
- 3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村環境保全に関する条例(平成8年山口村条例第13号)、坂下町生活環境保全に関する条例(昭和48年坂下町条例第11号)、川上村自然環境保護条例(平成2年川上村条例第18号)、加子母村生活環境保全に関する条例(昭和47年加子母村条例第18号)、付知町生活環境保全に関する条例(平成元年付知町条例第32号)、福岡町生活環境保全に関する条例(昭和47年福岡町条例第9号)又は蛭川村生活環境保全に関する条例(昭和53年蛭川村条例第20号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前にした旧町村の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町村の条例の例による。

附 則(昭和56年9月28日条例第27号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年2月4日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第13号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

3. 中津川市ポイ捨て等防止条例

平成12年3月23日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、快適な生活環境を確保するため、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 事業活動を営む全ての者をいう。
- (3) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって環境美化を阻害する廃棄物をいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (6) ふん害 飼養管理されている犬、猫等(以下「飼い犬等」という。)のふんにより道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所を汚すことをいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)
- (8) 回収容器 空き缶又は空き瓶を回収するための容器をいう。
- (9) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空闲地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、環境美化を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施に関する施策
- (2) 空き缶等の効果的な回収を実施するための施策
- (3) その他必要と認められる施策

2 市は、前項の規定による施策を推進するため、関係者に対し必要な指導及び協力等の要請を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は空き缶若しくは空き瓶を回収容器に収納することにより、空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うことにより環境美化に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じる空き缶等の散乱を防止するとともに、再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲料を販売する者(自動販売機により、販売する者を含む。以下同じ。)は、空き缶等飲料容器の散乱防止について、市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 たばこを販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、市民等への啓発を行わなければならない。

(土地等の所有者等の責務)

第6条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等がみだりに捨てられないようにするため、常に必要な措置を講じ、環境美化の促進に努めなければならない。

2 土地等の所有者等は、環境美化の促進に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第7条 市長は、空き地が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 前号のほか、地域の環境美化を妨げるおそれがあるとき。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、飼い犬等を屋外で運動させるときは、ふんを処理するための容器を携行し、飼い犬等がふんを排泄したときは直ちに回収しなければならない。

3 市内において催しを行った市民等、事業者及び土地等の所有者等は、当該場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(立入調査等)

第9条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、市長の指定する職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第10条 市長は、この条例の目的に反すると認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、その指導に従うよう書面により勧告することができる。

(命令及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

2 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係法規の活用)

第13条 市長は、空き缶等の散乱を防止し、環境美化を促進するため、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(中津川市環境保全条例の一部改正)

2 中津川市環境保全条例(昭和49年中津川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

4. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和53年3月30日条例第8号

改正 昭和60年10月1日条例第15号
平成9年3月26日条例第5号
平成10年12月22日条例第29号
平成12年3月23日条例第2号
平成16年3月23日条例第14号
平成17年2月4日条例第27号

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年中津川市条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一般廃棄物の処理計画）

第2条 市長は廃掃法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理について計画（以下「処理計画」という。）を定めこれを告示しなければならない。処理計画を変更したときも同様とする。

（協力義務）

第3条 廃掃法第6条の2第4項の規定により土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物はなるべく自ら処分するよう努めるとともに規則で定める方法により市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第4条 削除

（事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理に関する承認）

第5条 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理について市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

2 市長は、第2条の規定により定められた計画に適合しないと認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 市長は、第1項の承認には、期限を付し、又は一般廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。

（産業廃棄物の処理）

第6条 市は、廃掃法第11条第2項の規定により一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲内において次条の承認を受けた事業者に限り、産業廃棄物の処理を行うことができる。

（産業廃棄物の処理に関する承認）

第7条 前条に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしてはならない。

3 第5条第3項の規定は、第1項の承認を受けた者について準用する。

（一般廃棄物処理業）

第8条 廃掃法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を具備していなければならない。

(1) 申請者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を遂行するに足りる設備、器材、人員及び財政的基礎を有し、かつ一般廃棄物処理業の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2) 申請者（法人である場合には、その業務を行う役員）は、廃掃法第25条から第31条まで又は浄化槽法第59条から第64条までの罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している者であること。

(3) 申請者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を実施する者であること。

(4) 申請者は、市内に引き続き1年以上住所又は事業所を有している者であること。

（浄化槽清掃業）

第9条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、前条の要件を具備している者でなければならない。

（手数料等）

第10条 廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業許可手数料、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業許可手数料、廃掃法第7条の2の規定による一般廃棄物処理業の変更許可手数料、浄化槽法第37条の規定による浄化槽清掃業の変更許可手数料及び廃掃法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理手数料は、中津川市手数料条例（平成12年中津川市条例第3号）の定めるところによる。

2 前項の手数料は、し尿汲取り券又は納入通知書により納付しなければならない。

(承認の取消し、業務の提供の拒否)

第11条 市長は、第5条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。

(1) この条例及び施行規則又はこの条例に基づく処分に違反行為をした場合

(2) 承認をした後において、当該承認に係る業務の提供をすることが困難となった場合

2 市長は、前項第2号に該当することにより一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むときは、不当な差別的取扱いが生じないようにしなければならない。

(報告の徴収)

第12条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第5条第1項の規定による一般廃棄物の処理の承認を受けた者及び第7条第1項の規定による産業廃棄物の処理の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
2 この条例施行前に条例第4条の規定によるし尿浄化槽を設置している者についてもこの条例を適用し、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)

3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年山口村条例第9号)、坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年坂下町条例第11号)、川上村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年川上村条例第10号)、加子母村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年加子母村条例第7号)、付知町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年付知町条例第7号)、福岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年福岡町条例第11号)又は蛭川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年蛭川村条例第8号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前に、旧町村の条例により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、旧町村の条例の例による。

附 則(昭和60年10月1日条例第15号)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

2 中津川市手数料徴収条例(昭和31年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成9年3月26日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月23日条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月4日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。

5. 中津川市埋立て等の規制に関する条例

平成20年3月31日条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、不適正な埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって市民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。

3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域住民の理解を得るように努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土壌が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、市への通報その他必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、市が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、埋立て等の状況を把握するとともに、県と連携して、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制を整備するよう努めるものとする。

第2章 埋立て等の基準

(環境基準)

第6条 埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な埋立て等の禁止等

(環境基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したときは、速やかに、当該埋立て等を行った者に対し、当該土砂等及び当該土砂等の影響により環境基準に適合しないこととなったおそれのある土壌の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(埋立て等による崩落等の防止措置)

第8条 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域（特定事業を行う区域をいう。以下同じ。）ごとに、あらかじめ

じめ市長の許可を受けなければならない。ただし、特定事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等
(許可の申請)

第10条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の計画
- (5) 特定事業の施行期間
- (6) 特定事業に供される土砂等の量
- (7) 特定事業に供される土砂等の搬入計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(許可の基準)

第11条 市長は、第9条の許可の申請内容が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条又は第25条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - イ 第24条の規定により第9条の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
 - ウ 第24条の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (2) 特定事業区域及び周辺地域の自然環境を保全するための措置が講じられていること。
- (3) 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

- (4) 特定事業に供される土砂等の採取等場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。
(変更の許可等)

第12条 第9条の許可を受けた者は、第10条各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、第7条第2項若しくは第3項、第20条又は第25条の規定による命令に従って当該変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更しようとする事項及びその理由
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。
(許可の条件)

第13条 第9条の許可(前条第1項の許可を含む。以下この章(次条を除く。)において同じ。)には、条件を付することができる。

(特定事業の着手の届出)

第14条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取等場所ごとに、当該土砂等が当該採取等場所において採取等が行われたものであることを証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物(以下「製造物等」という。)を含むときは、規則で定めるところにより、当該土砂等が環境基準に適合していることを証する書面を添付しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(環境基準に適合しない土砂等の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを

確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に供した土砂等の搬入の日付、採取等場所、数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び前条の帳簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。

(緊急時の措置命令)

第20条 市長は、第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(無許可事業者に対する撤去命令等)

第21条 市長は、第9条又は第12条第1項の許可を受けないうで特定事業を行った者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定事業の完了等)

第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止した場合にあって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合(休止した場合を除く。)において、当該特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものであるときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る

特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定事業が環境基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

(地位の承継)

第23条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人(以下「譲受人等」という。)は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第24条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条又は第25条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条又は第12条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第11条第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないうでしたとき。
- (5) 第14条から第19条まで又は第22条第2項の規定に違反したとき。

(取消し等に伴う措置命令)

第25条 市長は、前条の規定により許可を取り消したとき、又は停止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第22条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第24条の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの

条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第17条の帳簿を保存しなければならない。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条、第24条又は第25条の規定による命令に違反した者

(2) 第9条又は第12条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条又は第22条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条、第22条第1項又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第26条の規定に違反して、同条に規定する書類の写し又は帳簿を保存しなかった者

(3) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

をした者

(4) 第28条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に特定事業を行っている者又はその譲受人等は、この条例の施行の日から起算して6月間は、第9条の許可を受けずに、その特定事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

6. 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成21年9月30日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に、意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 中津川市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の

設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 中津川市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、関係市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該市町村における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域に渡るとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

平成 29 年 3 月 28 日条例第 7 号

改正 令和 2 年 9 月 23 日条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、中津川市環境基本条例（平成 14 年中津川市条例第 18 号）第 3 条の規定と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電設備の適正な整備及び維持管理を図り、もって市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするもの（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 森林 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する森林をいう。
- (6) 農地 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。
- (7) 自治会 その区域に事業区域を含む地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者をいう。
- (9) 土地所有者 再生可能エネルギー発電設備が設置された土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (10) 利害関係団体等 自治会、近隣関係者その他の事業の実施に関して、直接利害関係がある者をいう。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観に十分配慮し、自治会の住民及び近隣関係者（以下「自治会等」という。）に対して事業計画に

ついて十分説明し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第 7 条 市長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全及び再生可能エネルギー発電設備の地域との共生のため、再生可能エネルギー発電設備の設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規則で指定することができる。

2 事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第 8 条 この条例の規定は、発電出力が 10 キロワット以上の事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根、壁面、屋上、事業所等の敷地内に設置されるなど、自然環境、生活環境及び景観に影響を与えないと市長が認めたものを除く。

(自治会等への説明)

第 9 条 事業者は、事業を施行しようとするときは、第 11 条第 1 項の規定による届出を行う前に、自治会等に対し、事業内容等に関する説明会を開催するものとする。

2 事業者は、第 11 条第 2 項の規定による変更の届出を行う前に、自治会等に対し、事業内容等の変更に関する説明会を開催するものとする。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明会の開催を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、自治会等の理解が得られるように努めなければならない。

(協定の締結)

第 10 条 事業者は、前条第 1 項の規定による説明会の後、第 11 条第 1 項に規定する届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定を締結しなければならない。ただし、利害関係団体等が、事業者の協定締結の求めに対し正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の協定を締結した後に事業の内容を変更しようとする場合は、利害関係団体等と改めて協議し、前項の協定を見直さなければならない。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける者又は借り受ける者に対し、前 2 項の規定により締結した協定の効力を継承させなければならない。

(事業の届出)

第 11 条 事業者は、法第 9 条第 1 項の規定による認定の申請を行う前に、規則で定める事項を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。ただし、変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(事業の着手等の届出)

第 12 条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事の着手、完了、中断又は再開をしたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業の確認)

第 13 条 市長は、前条の規定による完了の届出があつ

たとき又は必要があると認めるときは、第 11 条の規定による届出について、立入調査その他の方法により事業が適切に行われているかどうかを確認するものとする。

(標識の設置)

第 14 条 事業者は、事業区域内の外部から見やすい場所に規則で定める事項を記載した標識（以下「標識」という。）の掲示を行い、その旨を市長に届け出なければならない。

2 標識の掲示期間は、事業の開始時（土地の開発造成の工事を行わない場合は、第 12 条に規定する工事の着手時）から事業を廃止し、再生可能エネルギー発電設備を撤去し、当該設備の適正な処分が終了した日までとする。

3 事業者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正し、その旨を市長に届け出なければならない。

(適正な管理)

第 15 条 事業者は、規則に定める管理基準を遵守し、当該再生可能エネルギー発電設備を適正に管理しなければならない。

(事業の廃止等)

第 16 条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該事業を廃止する日の 30 日前までに市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）、環境省が示す太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、その他関係法令等に基づき、速やかに当該再生可能エネルギー発電設備を撤去し、適正な処分を行わなければならない。

(報告及び立入調査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 11 条及び第 12 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 11 条の規定による協議を得ずに事業に着手した者

(3) 第 14 条の規定による標識を設置しなかった者

(4) 第 15 条に規定する適正な管理を怠った者

(5) 前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(6) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

第 19 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)

第 20 条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合には、当該土地所有者が事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該再生可能エネルギー発電設備の所有者とみなして、第 16 条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に事業を完了している事業者及び事業に着手している事業者は、施行日から 60 日以内に第 8 条に規定する届出及び第 10 条に規定する届出（該当する者に限る。）を行わなければならない。ただし、中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱要綱（平成 27 年 12 月 17 日決裁）第 5 条の規定による届出を行っている者を除く。

3 施行日から 60 日を経過する日までに事業に着手する事業者は、施行日から 60 日以内に第 8 条に規定する届出及び協議、第 9 条に規定する自治会等への説明並びに第 10 条に規定する届出（該当する者に限る。）を行わなければならない。ただし、同要綱第 5 条の規定による届出を行っている者を除く。

4 同要綱による届出は、第 8 条の規定による届出とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業に着手した事業者は、この条例の規定による改正後の中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に係わらず、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 前項の規定に係わらず、施行日前に事業に着手した事業者で、この条例の施行の際に現に事業を行っている者には、新条例第 14 条の規定を適用する。

4 第 2 項の規定に係わらず、施行日前に法第 9 条第 1 項に規定する申請を行った事業者で、施行日以後に再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する者は、新条例第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定を適用する。この場合において、新条例第 11 条第 1 項中「法第 9 条第 1 項の規定による認定の申請を行う前に」とあるのは、「令和 3 年 5 月 31 日までに」と読み替えるものとする。

5 前 2 項の規定に係わらず、事業者には、新条例第 15 条及び第 16 条の規定を適用する。

8. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(中津川市告示 第 18 号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| A | 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づく規制地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分(以下「区域区分」という。)が第1種区域である地域及び区域区分が第2種区域である地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域 |
| B | 指定地域のうち、区域区分が第2種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域 |
| C | 指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域 |

備考

都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

9. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定

(中津川市告示 第 19 号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく騒音の規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。

| 時間の区分 | 昼間 (午前8時から午後7時まで) | 朝夕 (午前6時から午前8時まで 午後7時から午後11時まで) | 夜間 (午後11時から翌日の午前6時まで) |
|-------|----------------------|---------------------------------------|--------------------------|
| 区域の区分 | | | |
| 第1種区域 | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第2種区域 | 60デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 第3種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 70デシベル | 65デシベル | 60デシベル |

(区域の区分)

第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。

2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域を示す図面を、生活環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。

別表

| 区域の区分 | 地域 |
|-------|--|
| 第1種区域 | 東町四番、五番、東宮町八番、日の出町五番、中津川のうち字鳥居及び字竹ヶ端の各全部 中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川のうち字大西、字北野、字上金、字大明神、字山の田、字口一色、字下沢、字上金往還上、字新田、字島田、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字井の上、字原、字恵下、字大久後、字松田、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大岩、字大平、字大峡、字後洞、字松源寺、手賀野のうち字上巾及び字東原の各一部 |
| 第2種区域 | 北野町一番から三番まで、中川町一番、二番、宮前町三番、えびす町七番、東宮町二番から七番まで、西宮町二番、三番、五番、八幡町一番から四番まで、昭和町、花戸町、日の出町一番から四番まで、中津川のうち |

| | |
|--|--|
| <p>字丸山、字子野、字地藏堂、字妙ヶ峯、字塞の神、字高橋、字中切、字中島、字正ヶ根、字天王平、字餅穴、字杉ヶ沢、苗木、瀬戸、落合、神坂、飯沼、手賀野のうち字中沼、字原、字斧戸、坂下のうち字上鐘、字樋ヶ沢、字谷、字松源地、字島井田、字八幡、字時鐘、字赤田、字矢測、字下平、字樺の木、字上外、字二股、字高峰平、字高峰山、字井汲、字成栗、字法力屋、字堀懸、字新谷、字新田、字切田、字道垣外、字向山、上野のうち字上外、字下外、字大沼、字丸根、字西田、字椀ノ木、字山田、加子母のうち字杉ヶ平、字アハラ、字中筋、字起シ、字上下島、字下モ木戸、字池ノ上、字大沼、字花ノ木、字田尻、字池ノ森、字森ノ外、字山木戸、字堂垣戸、字神ノ木、字高ボタ、字洞、字西、字西下モ屋、字下モ屋、字小和知野、字起垣戸、字辻、字小松屋、字小立、字森、字辻屋、字寄木、字中畑、字室屋、字溝畑、字石飛、字籠藪、字横井、字岩屋、字稲場、字鎌井野、字野尻、字浅島、字生湯、字小島、字多谷、字清水、字正外野、字梅ノ木、字高屋、字炭焼渡、字北垣戸、字宮下、字中屋、字落田、字差出、字柳平、字郡上島、字下島、字井上、字田ノ頭、字牧戸、字起野、字万才池、字鳥洞、字平垣戸、字亀屋、字宮下脇、字岩倉、字下番田、字宮下、字上垣、字宮洞、字栃本、字米野、字岩野、字起畑、字尾岩、字竹ノ越、字中下、字尾城、字福崎、字中島、字田口前、字長島、字鍛冶屋田、字古籬、字諸田、字岩泉、字森泉、字林垣戸、字吉田、字酒屋、字田ノ上、字小平、字祢宜屋、字井垣戸、字桑名屋、字太田、字藤井、字豊島、字三沢、字白谷、字井尻、字藤ノ木、字宮脇、字八幡、字五斗蒔、字堀田、字岩田、字外谷、字小瀬、字桜ノ木、字松ノ木瀬、字吉原、字飯島、字砂場、字金本、字西ノ上、字尾山、字野中、字下吉本、付知町のうち字猪ヶ馬場、字島畑、字宮島、字分田、字御堂垣戸、字平作垣戸、字大起、字宮ノ上、字紙漉垣戸、字楨立、字下夕野、字護山、字樋口、字御堂後、字倉屋、字向山、字池島、字小草場、字武佐原、字万場、字端小屋、字巾垣戸、字広島野、字柏洞、字澤渡、字竹端、字屋敷垣戸、字田ノ上、字上野、字下夕向、字葦原、字田尻、字谷端、字橋詰、字楨ヶ平、字暮鐘、字蘭木、字岩屋、字山本、字曾利免、字富田、字藤山、字下井戸、字大西、字山手、字飛羅、字柿ヶ下、字大ヶ平、字廣谷、字尾ヶ平、字下夕平、字長峰、字ツヅラヤブ、字龍野、字諸田、字口田、字新田、字中屋、字向畑、字小栗山、字下夕屋、字野、字立ノ神、字野中、字大野、字櫛下、字島田、字菓子上、字堀端、字石鋪、字寺畑、字大新田、字林、字松葉、字中田、字寺山、字木ノ下、字桜田、字田ノ尻、字野尻、字笠屋、字黒川、字河原、字熊倉、字廣野、字中畑、字大畑、字長手、字百田、字吉原、字堀田、字清吉畑、字馬道、字起、字吉本、字宮ノ越、字児安沼、字白沢、字安樂満、</p> | <p>字中段、字水上、字松原、字小林、字洞垣内、字立林、字鳥屋脇、字中野、字倉柱、字正ヶ脇、田瀬、下野、福岡、高山、蛭川のうち字櫻本、字中切、字笹場、字殿塚、字下海渡、字尾越、字棚田、字鳩吹、字旗巻淵、字坊之前、字下澤及び字岩谷の各全部</p> <p>中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川字大西、字連理、字北野、字上金、字口一色、字一色、字野中、字地毛名、字下実戸、字厩の下、字下沢、字起、字上金往還上、字新田、字山の田、字島田、字井の上、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字原、字恵下、字大久後、字松田、字尾外岩、字坊垣外、字前山、阿木、駒場のうち字大道上、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、字上宿道上、字上宿道下、字西山、手賀野のうち字上巾、字下巾、字島崎、字狐塚、字東原、字円通寺、字西沼、字会所沢、字小向井、千旦林、茄子川、坂下のうち字保ヶ山、字小田、上野のうち字上中尾、字下中尾、川上のうち上平、森平、タハタ、奥屋、加子母のうち字牧、字神田向、字島、字谷向、字山下、字小和知東、字渡場、字吉本、字向、字渡合、字上平、字向畑、字木曾越、字桑原、字村上、字神田、字須母田、字正元、字角田、字坂本、字中山、字薙野、字上垣戸、字下中島、字池田、字板ノ木、字吉金、付知町のうち字下浦、字高畑、蛭川のうち字稲舟、字今洞、字柏ヶ根、字岩久良、字矢柱、字奈良井、字樺瀬、字長瀬、字岩伏、字東下澤、字一ノ瀬、字鳥澤、字田原、字宮ノ前、字新田、字弓場、字上野木、字奥渡、字押手、字向山、大字山口及び大字馬籠の各一部</p> <p>第3種区域 小川町一番、桃山町一番、二番、栄町、太田町一丁目から三丁目まで、新町、淀川町、東町一番から三番まで、東宮町一番、えびす町一番から六番まで、津島町、柳町、本町一丁目から四丁目まで、西宮町一番、四番、駒場町二番から四番まで、かやの木町一番、二番、八幡町五番、六番、駒場字青木、坂下のうち字大門、字町平、字宮ノ前、字島平、字上握、字下握及び字下島の各全部</p> <p>小川町二番、駒場町一番、かやの木町三番、中津川のうち字下川原、字連理、字野畔、字下沢、字起、字野中、字島田、字法導寺、字井の上、字井の下、字一色、字松田、字新田、字上金往還上、字上金、字山の田、字大明神、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大道上、字後洞、字上宿道上、字上宿道下、字大平、手賀野のうち字下巾、字上巾、字島崎、字狐塚、字西沼、字会所沢、字小向井、字円通寺、千旦林のうち字横打、字山塚、茄子川字中垣外、坂下のうち字徳野及び字大沼の各一部</p> <p>第4種区域 桃山町三番、駒場字京田、坂下のうち字和</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <p>合、字上新田、字下新田、字相沢、字中之垣外、字下高辺、字上高辺、字小田垣外、字島、字大岩、字中原、字上原及び字前平の各全部</p> <p>小川町二番、駒場町一番、中津川のうち字島田、字洞田、字尾外岩、駒場のうち字安森、字大道上、手賀野字下巾、茄子川字中垣外及び坂下字西高辺の各一部</p> |
|--|---|

備考

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

10. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第 20 号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 19 号)第 1 条により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第 3 条第 1 項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域
- 2 区域区分が第 4 種区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね 80 メートルの地域

備考

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

11. 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定

(中津川市告示 第 21 号)

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）の別表備考の規定により、a 区域、b 区域及び c 区域を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

| 区域 | 該当地域 |
|------|---|
| a 区域 | 1 騒音第 1 種区域である地域 2 騒音第 2 種区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により、第 1 種中高層住宅専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域として定められた地域 |
| b 区域 | 騒音第 2 種区域である地域（a 区域である地域を除く。） |
| c 区域 | 騒音第 3 種区域又は騒音第 4 種区域である地域 |

備考

この表において「騒音第 1 種区域」、「騒音第 2 種区域」、「騒音第 3 種区域」及び「騒音第 4 種区域」とは、それぞれ、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示（平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 19 号）第 3 条第 1 項に規定する第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

12. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定

(中津川市告示 第 22 号)

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 条）に基づく規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

(振動の規制地域)

第 1 条 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示（平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 19 号）第 1 条に定める地域とする。

(特定工場等に係る振動の規制基準)

第 2 条 振動規制法第 4 条第 1 項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

| 区域の区分 | | 昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで) | 夜間 (午後 7 時から 翌日午前 8 時まで) |
|---------|--|------------------------------|--------------------------------|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 第 1 種区域 | 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第 3 条第 1 項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第 2 種区域 | 区域区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域 | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

13. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第 23 号)

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定により指定する地域を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 22 号)第 1 条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 19 号)第 3 条第 1 項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域
- 2 区域区分が、第 4 種区域のうち学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の地域

備考

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

14. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

(中津川市告示 第 24 号)

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 備考 1 の規定により市長が定める区域及び同表備考 2 の規定により市長が定める時間の区分を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

1 区域

(1) 第 1 種区域

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 22 号)第 1 条の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成 24 年 3 月 30 日中津川市告示第 19 号)第 3 条第 1 項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域

(2) 第 2 種区域

指定地域のうち、区域区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

2 時間

昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
夜間 午後 7 時から翌日午前 8 時まで

備考

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

15. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定

(中津川市告示 第25号)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を次のように定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

1 規制地域 市内全域

2 規制基準

(1) 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

| | |
|-----------------|-----------|
| ア アンモニア | 1 ppm |
| イ メチルメルカプタン | 0.002ppm |
| ウ 硫化水素 | 0.02ppm |
| エ 硫化メチル | 0.01ppm |
| オ 二硫化メチル | 0.009ppm |
| カ トリメチルアミン | 0.005ppm |
| キ アセトアルデヒド | 0.05ppm |
| ク プロピオンアルデヒド | 0.05ppm |
| ケ ノルマルブチルアルデヒド | 0.009ppm |
| コ イソブチルアルデヒド | 0.02ppm |
| サ ノルマルバレールアルデヒド | 0.009ppm |
| シ イソバレールアルデヒド | 0.003ppm |
| ス イソブタノール | 0.9ppm |
| セ 酢酸エチル | 3ppm |
| ソ メチルイソブチルケトン | 1ppm |
| タ トルエン | 10ppm |
| チ スチレン | 0.4ppm |
| ツ キシレン | 1ppm |
| テ プロピオン酸 | 0.03ppm |
| ト ノルマル酪酸 | 0.002ppm |
| ナ ノルマル吉草酸 | 0.0009ppm |
| ニ イソ吉草酸 | 0.001ppm |

(2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における排出基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He イに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

C_m (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値(単

位 百万分率)

ただし、イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式を適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算定により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(3) 工場その他の事業場から排出される排水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 次表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

| | | | |
|---|---------------|---|------|
| 1 | メチルメル カブタン | 0.001m ³ /s以下の場合 | 16 |
| | | 0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合 | 3.4 |
| | | 0.1m ³ /sを超える場合 | 0.71 |
| 2 | 硫化水素 | 0.001m ³ /s以下の場合 | 5.6 |
| | | 0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合 | 1.2 |
| | | 0.1m ³ /sを超える場合 | 0.26 |
| 3 | 硫化メチ ル | 0.001m ³ /s以下の場合 | 32 |
| | | 0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合 | 6.9 |
| | | 0.1m ³ /sを超える場合 | 1.4 |
| 4 | 二硫化メ チル | 0.001m ³ /s以下の場合 | 63 |
| | | 0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合 | 14 |
| | | 0.1m ³ /sを超える場合 | 2.9 |

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

中津川市の環境

令和2年度版（令和元年度実績）

中津川市



中津川市側から見た笠置山

令和2年度版 中津川市の環境
(令和元年度実績報告)

編集発行 中津川市環境水道部環境政策課

〒508-8501

中津川市かやの木町2番1号

電話 (0573) 66-1111

FAX (0573) 65-7626

E-MAIL kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp